

地域研究

論文

沖縄県精神保健福祉士協会あゆみの検証 — 活動の軌跡から見えるもの —	名城 健二	3
診療所利用患者へのソーシャルワーク介入システムの検討 — 地域における医療ソーシャルワーカーの支援の必要性 —	富樫 一郎 村田 真弓	25
沖縄島西方諸島の留鳥種数と留鳥相	中村 和雄 嵩原 建二	35
日本時代台湾美術教育の研究— 初期図画教育の各学制 —	楊 孟 哲	43

研究ノート

循環型社会における「保存」に関するノート	大澤 正治	59
----------------------	-------	----

調査報告

生活行動能力と介護負担との関連について	大城 トモ子 國吉 和子	73
日韓大学生の余暇生活に関する意識構造比較 — 韓国版アセスメントシートの尺度開発について —	宮本 晋一	79

『地域研究』執筆要項



2008年3月

『地域研究』第4号 巻頭言

沖縄大学地域研究所の刊行物の一つとして、本学の専任教員のみならず特別研究員、ならびに本地域研究所の研究プロジェクトに参加された研究者の成果報告の場として『地域研究』は、これまで沖縄を含む琉球列島やアジアを中心とする世界の地域におこるさまざまな文化・社会現象や環境問題など自然と人間との相関関係についての論文や研究ノート、そしてフィールドワークの実践を記録した調査報告などを世に問うてきた。

私が沖縄大学地域研究所の所長として、初代所長であり沖縄大学名誉教授の故宇井純先生をはじめとする歴代の所長の掲げられた地域研究の理念を受け継いだのは、2004年4月であった。所長に就任してから企画運営委員会の討議を経て、これまでの沖縄大学地域研究所の刊行物であった『年報』と『所報』の内容を明確にするために、論文などの研究成果の発表の場としての『地域研究』と研究所のさまざまなイベントや所員、特別研究員の動向など地域研究にかかわる情報を提供する『年報』とに区別し、大学の研究報告としての内容を高めるために、『地域研究』に寄せられる論文などについて、査読制度を採ることにした。査読をお願いしたのは学内、学外の専門分野の方々であり、査読の過程で色々と貴重なご意見をいただくことが出来た。

沖縄大学地域研究所の『地域研究』はまだ今回で第4号を発刊したばかりであり、内容の充実のためには、今後とも学内、学外そしてさまざまな研究領域の方々のご教示、ご鞭撻を賜らなければならないと考える。

2008年3月をもって沖縄大学特任教授としての職を辞すことを機に、沖縄大学地域研究所長も退くことになった。研究機関としての役割をより充実させ、地域に貢献するという本学の理念を追求し達成するための中心的な施設として、これからも沖縄大学の発展のために貢献することを本研究所に期待したい。

2008年3月25日

沖縄大学地域研究所

所長 比嘉 政夫

沖縄県精神保健福祉士協会あゆみの検証

— 活動の軌跡から見えるもの —

名城 健二*

Society of certified psychiatric social worker of Okinawa Prefecture activities verification

～ The one seen from tracks of activity ～

Kenji Nashiro

沖縄県における精神医学ソーシャルワーカーの活動の始まりは、1962年、現在の県立精和病院での採用からと言われている。初期の精神医学ソーシャルワーカーは、職場内の理解や役割が不十分な中、他業務との兼任が多かった。1983年に沖縄精神科医療ケースワーカーの会が発足し、組織的な活動が始まる。1988年に日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会が沖縄県で開催され、その後、沖縄精神保健福祉実践セミナー（通称、やどかりセミナー）が10年間（1989年から1998年）連続で開催される。それらの活動を組織的に行うことで、組織としての機能が強化され、PSWとしての会員の質的向上につながる。そして、関係機関への影響や家族会、当事者会の発足に貢献することになる。

現在は、会の設立当初より会員数が大幅に増え、幾つかの課題を抱えながらも、益々組織としての活動に期待がかかる場所である。

キーワード：PSW、PSW協会、組織化、全国大会、やどかりセミナー

The start of the activity of the psychiatry social worker in Okinawa Prefecture is said from the adoption of a present prefectural Seiwa hospital in 1962. It was insufficient but a lot of understanding and roles in the office were had as for an initial psychiatry social worker and there a lot of additional posts with another business. The association of the Okinawa psychiatry medical caseworker starts in 1983, and a systematic activity starts. Japan psychiatry social worker nationwide rally is held in Okinawa Prefecture in 1988, and the Okinawa mental health welfare practice seminar (alias Yadokari seminar) is held ten years (from 1989 to 1998) more continuously afterwards. The function as the organization is strengthened by systematically doing those activities, and it leads to the member's qualitative improvement as PSW. And, it will contribute to the influence on a related organization and the inauguration of the family association and the person concerned association.

The activity as the organization is expected more and more though the number of members increases greatly than at first, and it has some problems now.

Key words : PSW, PSW association, Organizing, National athletic meeting, Yadokari seminar

1. はじめに

沖縄県における精神医療の開始は、1945年の戦時中米軍が管理していた収容所内の病院（G-6-5病院）が起源とされている（伊波,2001:69-87）。1946年に沖縄民政府立宜野座病院に精神科20床が開設され、1949年に金武村（現、金武町）浜田海岸近くに米海軍刑務所を改造新築し、沖縄精神病院（1954年より琉球精神病院）が開設される。1951年、民間医療施設で初めての精神

科病院、島医院が島常雄により豊見城村（現、豊見城市）開設される。1960年には、精神障害者の家族の強い要望により南風原村宮平（現、南風原町宮平）に財団法人立精和病院が開設され、徐々に沖縄の精神医療の整備が進んでいく。

沖縄県の精神医療体制は、日本本土と異なる環境、経緯で整備されてきた。その中、1962年に平良千代子（現、安里千代子）が、沖縄県で最初の精神医学ソーシ

シャルワーカー（以下PSW）として精和病院に採用される。当時のPSWは、組織内での曖昧な位置付けや社会からの認識不足の中で、幾多の難題を抱え働いていたものと推測される。

1983年に沖縄精神科医療ケースワーカーの会が発足し、1988年に日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会が沖縄で開催される。1989年から1998年の10年間、沖縄精神保健福祉実践セミナー（通称やどかりセミナー）を開催し沖縄の当事者、家族、関係者に大きな影響を与えたと考えられる。組織設立当初31人だった会員は、2007年8月現在、251人にまで増加し、今後の組織的な活動が益々期待される場所である。

やどかりセミナーに象徴されるように、沖縄県精神医学ソーシャルワーカー協会（以後PSW協会）は、これまで組織的に幾多の活動を展開してきた。しかし、初期のPSW個々の活動記録やPSW協会の発足、発展の経緯、活動内容等が記録として現在まで整理されてない。PSW協会のこれまでの実践活動を振り返り、それを記録、資料として後世に残すことは極めて重要なことである。今後のPSW協会の発展のためにも、これまでのあゆみを早急にまとめ検証する必要があると考えた。

I 研究目的

PSW協会の組織化の経緯や、過去の活動等を整理し記録、資料として残し、可能な限りPSW協会の活動が県内の当事者、関係者、組織、団体等におよぼした影響を検証する。また、PSW協会発展の年代区分とPSW会員の世代区分も行う。研究の成果が、今後のPSW協会活動の指針になればと考える。

II 研究方法

① インタビュー調査（インタビュー者は表-1参照）。

沖縄県PSW協会に尽力した方や関係者に半構造化インタビューを行い、PSW協会発展の経過を確認、整理する。インタビューは、2006年2月～2007年8月の間、15名に対して延べ15回行った（一度に2名のインタビューや、2回インタビューした者もいる）。尚、インタ

ビュー時に確認不十分だった内容については、後日電話による確認を行った。

② 既存の記録、資料を整理し文献より先行研究を行う。

表-1 インタビュー者一覧表（名前・日時・時間・場所）

- | | | | |
|-----------|---------------|-------------|--------------|
| 1) 松尾美重子 | 2006年2月1日（水） | 9:50～12:00 | 晴海荘 |
| 2) 安田 照子 | 2006年2月14日（火） | 9:55～11:15 | オリブ山病院 |
| 3) 山内 春枝 | 2006年3月1日（水） | 9:55～11:45 | ソーシャルハウスあごら |
| 4) 玉木 昭道 | 2006年4月10日（月） | 17:00～18:10 | 玉木病院 |
| 5) 比嘉 寛 | 2006年5月16日（火） | 16:00～17:15 | 那覇保護観察所 |
| 6) 中下 綾子 | 2006年5月22日（月） | 10:15～11:15 | 天久台病院 |
| 7) 上里 隆子 | 2006年5月24日（水） | 11:15～12:15 | いずみ病院 |
| 8) 松尾美重子 | 2006年6月14日（水） | 12:50～13:30 | 晴海荘 |
| 9) 高良 正生 | 2006年8月2日（水） | 16:30～17:30 | サマリヤ人病院デイケア |
| 10) 高良 正江 | 2006年8月2日（水） | 16:30～17:30 | サマリヤ人病院デイケア |
| 11) 谷中 輝雄 | 2006年8月31日（木） | 14:30～15:40 | 沖縄大学名城研究室 |
| 12) 名嘉 弘幸 | 2007年2月19日（月） | 17:20～18:30 | 博愛クリニックデイケア |
| 13) 永山 盛秀 | 2007年3月30日（金） | 21:30～22:40 | 生活支援センターなんくる |
| 14) 真栄平 勉 | 2007年8月8日（水） | 17:00～18:10 | 田崎病院 |
| 15) 西銘 隆 | 2007年8月20日（火） | 17:10～18:20 | 田崎病院 |
| 16) 松尾美重子 | 2007年8月24日（金） | 13:20～14:20 | 晴海荘 |

17) 比嘉 寛 2007年8月24日(金)

16:10~17:00 那覇保護観察所

18) 真栄城兼秀 2007年8月24日(金)

16:10~17:00 那覇保護観察所

Ⅲ 沖縄県精神保健福祉士協会のあゆみ

1) 初期のPSWとその業務

先ず、初期に活動していた数名のPSW個々の業務を概観し、当時のPSW業務の内容を垣間見る。

① 精和病院勤務のPSW

1961年、沖縄精神衛生協会の神山茂一(故人、1958年に設立された琉球精神障害者援護協会に1959年入職、後に財団法人精神衛生協会専務理事)を中心に南風原村宮平に、財団法人立精和病院(現、沖縄県立精和病院、1973年に県立移管)が県内6番目の精神科病院として開設される。当時の精和病院は、スタッフ不足の中、看護婦が薬剤の調合や入院者の対応、家族への連絡、庶務課と協力して生活保護の申請を行い、現在のソーシャルワーカー的な業務も行っていった。

精和病院設立当初より、看護婦として働いていた人物に山内春枝がいる。山内は、1960年に中部病院に就職し、1961年から精和病院にて働くようになる。山内は当時の広範囲な看護婦業務の中で、薬剤の調合業務を振り返り、「自分には、この業務は出来ない(精和病院を)やめるかどうか思い悩んでいた。その頃(1962年)に平良千代子が赴任してきた。山内は、「彼女の影響を強く受けてケースワーカーの仕事の本格的に始めることになった」と語っている。山内と安里は、高校時の同級生であった。

沖縄県において最初のPSWは、安里千代子とされている。安里は1960年の琉球大学卒業後、しばらくハワイ大学の文化人類学者の調査(沖縄の精神障害者や自殺者の調査)を、アルバイトで手伝いをする。その時に初めて、精神科病院に足を運ぶ。安里は、その調査を通して精神衛生協会にも出入りするようになり、そこで仕事のオネと言われた、神山茂一と出会う。神山

の紹介により、沖縄県社会福祉協議会を介して、日本社会事業大学の研究科で1年間学び、引き続き国立精神衛生研究所で研修を受ける。安里はそこで、柏木昭(現、日本精神保健福祉士協会名誉会長、聖学院大学総合研究所客員教授)、坪上宏(故人、日本福祉大学教授、やどかり研究所所長を務める)より講義を受ける機会を得る。

帰沖後の1962年、「精和病院を作っているからこのケースワーカーにならないか」(安里,1998:41)と勧められ、精和病院で働くようになる。安里は、「草分けの時代でしたが、精和病院には独立した相談室があり、ある意味ではラッキーなスタートを切ったと思います」(安里,1989:25)と語っている。安里は当時の状況を振り返り、「経済的な問題が大半でした。医療を受けさせたいけどお金がない。患者のためにできるだけ力になるんだという大きな夢が一週間もするとつぶされましたね。例えば母子家庭の貧しい家の息子が私宅監置されている。母親が石油をかぶって自殺したあと、初めて措置入院させられる。大事件が起こって初めて入院につながるという八方ふさがりの状態でした」(安里,1998:43)「泣きくずれる家族とその場を共有するだけが精一杯のワーカー業務でした」(安里,1992:48)と語っている。

安里と共に働いていた山内は安里に触発され、本格的に「ケースワークの仕事をしたい」と考え、1964年淑徳短期大学にて社会福祉を学ぶために一旦精和病院を退職する。卒業後の1966年に帰沖し、精和病院にPSWとして再就職する。山内は、安里と共に活発に働きグループワークを行うようになる。当時のPSW業務を山内は、「雑用的な業務が多く、便利屋という位置付けに不満を感じていた。最初は、専門職というプライドがあり看護婦とPSWの業務を区別したかったのかも知れない。しかし、徐々に便利屋で良いと思えるようになった」そして後に、「自分は看護婦であったけれどPSWの仕事に矛盾を感じなかった。業務を分けるのではなく看護婦業務の延長として考えていた。後、自分の性格にPSWが合っていたと思う」と語っている。しかし、

当時のPSWの働きを良く見ない看護婦もいた。「ケースワーカーは、一人の患者さんにつききりの仕事をすることなのか」医者の中には「ケースワーカーは治療という言葉をつかうんじゃない」などと言われ、PSWの業務や存在意義を受け入れられないスタッフもいたようである。安里は、「いろんな意味での医者との葛藤、看護科との葛藤もたくさんありました」(安里,1989:31)、山内は「看護者の中にはPSWを本当に理解していないために、(省略)各病棟でPSWとはということについて話したが(省略)非難された」(山内,1989:32)と語っている。

1969年に安里は精神衛生所に移り、その後精和病院のPSWは山内一人になる。山内は、PSWに対する批判的な意見があり、組織内での理解が十分得られない中、業務をスムーズに果たせず精神的に疲弊し、1976年に那覇市立病院に移ることになる。山内は、「組織のトップは、あまりPSWを良いように見ていなかったのでは」と語っている。精和病院からPSWがいなくなることを危惧し、PSWに理解を示していた医者が「ケースワーカー問題を考える委員会」を数回開く。しかし委員会は継続せず、山内が退職した後、2年間PSWが不在となる。その後、1978年に仲村信子が採用になる。後に仲村は、「ワーカーの職分は、精神障害の結果残された『生活障害』に対応することだろうと考え方を整理したところ、リハビリテーション活動に関心を持つようになりました」(仲村,1992:62)と語っている。

②精和病院の社会復帰運動

当時の精和病院では、入院者の社会復帰運動が盛り上がっていた。作業療法という名目で、近くの工場、養鶏場、養豚場、食堂の食器洗い、キビ出し、洗濯屋などで働く入院者が20人程いた。安里は、「体当たり作戦でいろんな作業をさがして院内作業、院外作業をやりはじめた時期であった」(安里,1989:31)とし、その職場開拓をPSWである安里、山内が行っていた。「安い賃金で雇えるから」と前向きに、病院を訪ねる雇用主もいた。PSWは、週1回職場を訪問し、相互の連携を

取っていた。山内は、「その頃は、地域の理解があった。それは、病気を理解しているというよりもPSWがいつでも、何でも相談にのることが理解につながっていたのでは」と語っている。入院者が働いて得た賃金は、病院で管理していた。その内、9割は本人へ、1割は入院者全員に院内のパーティー等で還元するという方法をとっていた。山内によると、同時期、東京都立松沢病院は1割本人、9割は入院者全員に還元する方法をとっていたらしい。

精和病院の院外作業として働く者の中から、次第に病院から退院し、地域の工場内やその近くの古い家に、単身で住み働く当事者も10人程出てきた。その中で、いくつかの事件が地域内で起こる。1976年、当事者の住んでいた家が火事になり、メディアで取り上げられ地域で大問題となる。その時の地域住民は、精神障害者が起こした火事を過大に批判したと考えられる。火事後より、地域の理解を得るのが困難になり、病院からの社会復帰活動が閉ざされ、地域への退院が事実上極めて困難となる。火事の原因は、タバコであったとされている。病院から退院したのは良いが、当時の精神障害者に対する社会サービスは皆無であった。仕事後や休日に彼らが過ごす場がなく、必然的に仲間である当事者同士が集まるようになっていた。それを、地域住民が奇異な眼差しで見ている。その状況でのタバコによる火事事件で、他に殺人事件も起きた。入院者の開放的な対応をしていた精和病院の方針は、これらの事件を理由に断念せざるを得ない状況となる。この一連の事柄について山内は、「地域住民のひんしゅくをかってしまいました。(省略)ケースワーカーとして仕事をひろげすぎた。ケースワーカー一人でやる問題ではないと思った」(山内,1989:27)と当時を振り返っている。

③田頭病院、田崎病院、天久台病院勤務のPSW

安田照子は、1968年に田頭病院(現、オリブ山病院)の総務部へ事務職員として就職する。その半年後に、PSWとして働くよう病院より指示され、PSWの仕事を

始める。沖縄県において安里、山内に次いで3人目のPSWとされている。

安田は当時を振り返り、「PSWへの認識が低く医者、県、福祉事務所もPSWに対する理解が足りなかった」と語っている。以下安田によると、机は事務所にあり事務業務とPSW業務を同時並行的に行い、レセプト業務も行ってた。具体的な業務内容は、外来受付、入院費の請求、レセプト、家族との連絡調整がほとんどであった。当時は、琉球精神衛生法下で精神科医療の公費負担が定められていたがベッドは常に満床で、刑事事件でも起こさない限り中々入院できなかつた。琉球政府の予算は厳しく、精神科医療の予算を計上できない状況であった。さらに一般県民の所得は低く、貧しい人がほとんどで公的保険に加入できない者が多くいた。医療費は自費の人が大半で、家族の一人が入院となると田畑等の財産を売り払い、入院費を捻出せざるを得なく、中には入院費を払えず自殺する家族もいた。経済的な相談でPSWのニーズは高く、どうにもならない人には生活保護申請を行うか、措置入院で対応していた。生活保護の申請は、精神分裂病であれば容易に受給ができ、措置入院を意図的に利用することもあった。それでも入院のできない人は自宅監置されるか、浮浪者になっていた。

琉球政府に勤めていた仲本政幸（1968年に琉球政府公衆衛生部結核予防課に採用され、1975年公衆衛生部予防課感染治療係、1977年から保健所精神衛生相談員として26年努める。現、協会監事）によると、大卒の給料が58ドル、精神障害者の1ヶ月の入院費が約150ドル、国民健康保険制度はなく一部大手の会社、教員、公務員等は社会保険が適用されていた（仲本,2006:16）。

1960年代後半には、いわゆる「患者狩り」が盛んに行われる。名前を言えない人を「〇〇太郎」と命名し、精神病院に入院させていた。中には、精神障害者ではない浮浪者や知的障害者もいた。山里八重子（故人、勝連病院PSWを経て沖縄県精神障害者家族会会長。山里が勝連病院に就職した1978年、精和病院に働いていた山内が管理職として勝連病院で働いていた）は、当

時を振り返り「当時は連日のように精神障害者による犯罪が報じられ、その度に精神衛生対策の遅れが声高に語られ（省略）一見して精神障害者と判る浮浪者がおり、これらが公安秩序を乱し、良俗に反するという点で（省略）隔離収容する必要があると叫ばれていた」（山里a,1999:22）と語っている。那覇市の三越の前にテーブルを置き、県職員と県の嘱託医が、身なりの不十分な浮浪者を捕まえ簡単に診察し、措置入院と診断することもあった（山内、安田もその迎えに行ったことがある）。そのため、措置入院の鑑定の問い合わせが頻繁で、その調整に忙しかつた。中には家族から措置入院にして下さいと相談され入院調整を行うこともあった。山内は、「当時は収容の時代でした。巡回診療が始まり収容が進みました」（山内,1989:26）と述べている。

小禄裕一（1968年田崎病院に事務職員として就職。現、老人保健施設嬉野の園事務職員）は、当初医事課の業務を行いながら福祉事務所との連絡対応を行っていた。小禄は、病院の方針によりPSW業務も行うようになるが、病院の経営的な面も視野に入れた、PSW業務を行っていたことが推測される。後に人事異動にて、法人内の幾つかの事務系の業務に専念することになる。小禄は、安里と時期は異なるが、国立精神衛生研究所で3ヶ月の研修を受けた経験を持ち、当時の協会運営に尽力した人物の一人である。

松尾美重子（旧姓、奥濱美重子。現、生活訓練施設晴海荘施設長）は、1966年に東洋大学社会学部を卒業後、埼玉県で1年間PSWとして働く。帰沖後、しばらく福祉事務所非常勤職員として働き、1969年田崎病院の心理課に配属され沖縄でのPSW業務を始める。田崎病院には、先輩PSW 2人が既に勤務していた。先輩PSWは、事務的な業務を中心に経済的な相談業務を行い、入院費未納者の請求業務も行ってた。その状況を松尾は、「PSWの業務は、経済的な問題が大半であった」（松尾,1989:27）と語っている。松尾は、県外でのPSWとしての経験を生かし、事務業務（主に入院費の請求業務）と本来のPSW業務とのこだわり持ち続ける。自宅訪問は、医事課の職員と同行し、入院費の件

は医事課職員が話し、松尾は経済的な困窮状態をどう支援したら良いか考え、他に困ったことはないかと家族に問いかけていた。松尾はその後、糸満晴明病院設立（1974年）と同時に同法人でPSWとして勤務するようになる。

大浜信子（故人、1970年頃に天久台病院に就職）は、事務職員（詳細は現時点で不明だが）として採用された後に、PSWの業務を行うようになる。中下綾子（1981年天久台病院に就職）によると大浜は、ケース記録等をまめに残し、とても勉強家であったそうである。日本社会事業大学にて、社会福祉の勉強をした経験を持つ。大浜は、相談全般の業務を行い、家族面談、調整、自宅訪問などを行っていた。

その他に、松尾によると、久田病院には事務所内に福祉係を置き、その担当者が入院者の生活保護費の管理や必要な衣類等の購入の業務を行っていた人物がいたそうである。ただ、PSWとしてではなく、事務職としての立場で業務を行っていた。協会の研修会などに顔を出すことはなかった。

2) ケースワーカー勉強会と組織化の機運

個々のPSWがそれぞれの組織で、暗中模索を繰り返しながら活動する中、1970年に安里を中心に豊見城村真玉橋（現、豊見城市真玉橋）の精神衛生センターにて、月1回の「ケースワーカー勉強会」が開始される。当時は、沖縄が日本に復帰する前で（沖縄の日本復帰は1972年5月15日）、本土の精神衛生法の適用など、復帰に向けての勉強会と相互の情報交換が目的であった。主なメンバーは、安里千代子（精神衛生センター）、仲村信子（精和病院）、小祿裕一（田崎病院）、大浜信子（天久台病院）、安田照子（田頭病院）などであった。それぞれの組織で孤軍奮闘していた中で、相互の情報交換とPSWとしてのアイデンティティーとは何かをそれぞれが求めている。

玉木昭道（1972年玉木病院に就職、PSWとして働き現、玉木病院事務長）は当時の状況を、「孤立して相談相手もなく仕事をしている人達が、何か集まろうとい

う気運が起こってきた」（玉木,1989:28）と振り返っている。安里は、「最初は、お互い交流し合って情報交換という形と、みんな1人で頑張っているの、悩みや思いをはきだそうということで始めた」（安里,1989:28）、松尾は、「お互い集まって話し合うことがなかったのでそういう親睦をはかる意味と、つながりを持つという意味で始めた会だった」（松尾,1989:28）と語っている。しかし、参加者の個人的な理由や組織化作りを急ぐ動きの中、勉強会は長く続かず自然消滅してしまう。会が消滅した後は、有志が集まり、不定期であったが勉強会を開いていた。それを通称「PSW友の会」のような名称で呼んでいたらしい。その中で、組織化を再検討する声が挙がる。

そして、1982年再び組織化の機運が高まる。松尾は、「最初の集まりが自然消滅したものの、どこかでやっぱりつながりたいという思いがずっとあった」（松尾,1989:29）と語っている。当時、安里は精和病院、仲村は精神衛生センターで働いていた。仲村は、「驚いたことに、障害者の地域福祉活動の担い手であるソーシャルワーカーの組織がなかった」（仲村,2002:198）と話しソーシャルワーカーの仲間に組織づくりを呼びかける。1982年11月29日、精神衛生センターにて第1回ケースワーカーの会（出席11名）が開かれ、設立総会についてと会員向けのアンケート調査を実地することが話し合われる。アンケートには「ケースワーカーの組織づくりについて」として、組織化必要性の説明がされている。その一文は、「本県の精神科医療にも経験豊かな優秀なワーカーが配置されているにもかかわらず、未だ組織化がなされず、互いの連携も緊密化されなままにあります。このままでは、その力量の十分発揮されず、多様化するニーズへの対応も困難になると危惧するものであります」としている。

アンケートの結果を踏まえ、1983年1月14日、那覇の料理屋うりずんで、新年会を兼ねて31名が参加し「沖縄精神科医療ケースワーカーの会」が結成される。会長は安里千代子、副会長を松尾美重子、事務局を仲村信子、会計を山田綾子（現、中下綾子）が担当し、

事務局を精神衛生センター内に置く。当初は、2ヶ月に1回精神衛生センターや各病院を回りながら会を開いていた（1981年度の勉強会内容の一部は表-2参照）。PSWの勉強会は、PSW相互の交流と組織としての結束につながっていく。

組織化の機運が高まった背景に当時、沖縄県内の精神科病院が増え始め、病院に勤務するPSWの数が徐々に増えてきたという事実がある。玉木はそのことを「病院開設と同時に相談部門を置いた所に沖縄の院長オーナーの先見の明があったといえるのではないだろうか」（玉木,1989:28）と述べている。

表-2

一回目：1983年5月19日「外来ケースの指導について」
発表者：田崎病院、小録裕一
二回目：1983年7月22日「玉木病院におけるPSWの位置及びその業務について」
発表者：玉木病院、平田尚之
三回目：1983年9月22日「通院患者並びにその家族に対するケースワーク援助の在り方について～特に地域医療の観点から～」
講師：東京都立精神衛生センター所佐々木雄司
四回目：1983年11月30日「オリブ山病院の紹介、ホスピス活動について」
発表者：オリブ山病院、安田照子、宮城豊子
五回目：1984年2月3日「ホスピスについて」
講師：オリブ山病院院長

3) 日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会沖縄大会

安里は、1985年6月の第20回日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会横浜大会に参加していた折に、懇親会の場で全国大会を沖縄で開催してもらえないかと幾人かの本協会役員に打診される。その時は、「一応みんなですし話し合いをしてみます」と答える。帰沖後に、柏木から電話があり「沖縄大会をしてみませんか」

とさらに依頼される。その時の心境を安里は、「勉強会がはじまったばかりだし、大会などとてもできるはずかれないと思った」（安里,1989:29）と語っている。1985年6月18日、急きょ精神衛生センターにて運営委員会を開き、全国大会について話し合いがもたれる。話し合いのなかで、「沖縄の取り組みは本土に比べて20年は遅れているから、引き受けるのは時期尚早じゃないか、3～5年後ならなんとかなるんじゃない」という意見が主で、全国大会引き受けを辞退することになる。その翌日に、勝連病院に勤務していた山里は、事務局長の仲村を訪れ、前日の会議に出席できなかったことを詫び「沖縄は確かに遅れているよ、そうだからこそ私たちワーカーはこの現実を見据えて、何をすべきか全国の会員と一緒に学習すべきではないの、後何年経ったら大丈夫と誰が保障してくれるの」「望まれている時にやる方が、あるいは一番よいのではないか」（山里,2002:30）と大会開催の再考を求め、1985年8月15日に緊急動機を提案する。

仲村は、緊急の提案があるからと同年9月20日に会員を勝連病院に招集し、大会開催時期について再検討してほしいという山里の要望に応え、会員間で議論する。議論の後、大会開催について会員の票決を行う。結果、開催意見が多数を占め「いつまでたっても、これで力は十分という事はないのだから何とかやってみましょう」と思い切り開催を引き受けることになる。当時沖縄は、1987年に海邦国体が開催されることが決まっていた。国体の翌年なら公務員の協力が得られ、施設も整備されているということで、翌年（1988年）に全国大会を引き受けることになる。協会は力量がないが、組織化を強化するために引き受けるとの意見もあった。当時の会員は42名であった。

沖縄大会を引き受けるにあたり、3年前より準備に取り掛かる。2年前から全国大会（1986年福島県郡山大会、1987年兵庫県神戸大会）を視察するために、会員が全国大会に参加する。郡山大会には10名、神戸大会には14名の会員が参加し、神戸大会では沖縄コーナーを設置し、沖縄大会に対する案内とアンケートを行

っている。大会の事務的な業務は仲村を中心に行い、大会の取りまとめ役として玉木が挙げられ、大会事務局局長を務めることになる。大会に向けた連日の打ち合わせが毎晩のように行われ、その中でPSWのアイデンティティーなどについても語り合う。

沖縄大会のテーマを決めるにあたり、会員にアンケート調査を行っている。そのいくつかを紹介すると、

- ・ 精神障害者の社会的復権（中央病院）
- ・ 精神障害者の社会的復権とPSWの課題（南山病院）
- ・ 精神障害者への理解と支援—地域ケアへのアプローチ（糸満晴明病院）
- ・ 更に強く精神障害者の人権の復権を考えよう（勝連病院）
- ・ 精神保健法とPSWの実践課題—精神障害者の社会的復権を担うPSWの役割—（琉球大学）
- ・ 精神保健法の制定—激動する流れの中でPSWは今、南国の空の下で考える—（田崎第2病院）

などが挙げられている。

精神保健法が制定された翌年の1988年6月16日～17日の間、安里千代子を大会委員長、山里八重子を運営委員長、玉木昭道を事務局長とし、第24回日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会沖縄大会が、那覇市の沖縄グランドキャッスルで開催される。大会には、全国から710人の関係者が集まった。大会開催にあたって安里は、「この大きなイベントに取り組む中で、相互の資質の向上・連携・PR活動等の強化に励んだ」（安里,1988:5）と大会を開催するにあたり、3年をかけ準備に取り組んだことを挨拶している。大会のテーマは「『精神保健法』いまスタートの時に—精神障害者の社会的復権とPSWの役割—改めて我々の実践を振り返る」とし、大城立裕（小説家）の特別講演、柏木昭の基調講演（柏木は大会前日の夕食後、玉木が運転する車でホテルに向かう途中大雨に見舞われ、泊ふ頭入り口の交差点でタクシーと衝突する交通事故に遭い、骨折している<<骨折の部位は不確か>>）。運転手の玉木は大丈夫であった。柏木は大事をとって、翌日東京に戻り、

しばらく入院している。講演は、大野和雄《現、日本精神保健福祉士協会理事、日本社会事業大学大学院教授》が柏木の原稿を代読した）、5つの分科会（アルコール問題、老人問題、ネットワーク作り、社会復帰施設、精神医療と文化）に分かれての実践報告会と全体会等が開かれた。

比嘉寛（1987年新垣病院に就職、現、那覇保護観察所にて社会復帰調整官、協会会長）は、全国大会を開催することを通して、連日仕事後に集まりを開き、意見交換することにより会員の結束力は強まり（比嘉,2002:46）沖縄県PSW協会の組織が強化されたと語っている。全国大会開催は、会員の大きな自信につながっていく。比嘉によると、大会前日に開会式場の座席の確認をすると、ホテル側のミスで、予定の500席が300席しか準備されてなく、急きょ会員が総出で夜の12頃まで座席の作り直しをしている。

全国大会が開催（1988年6月）された同年2月、障害者の地域福祉活動の拠点づくりを目的に協会会員の宮城豊子（現、和宇慶豊子）が県内で初めて、小規模作業所アトリエ種子を那覇市首里に開設する。仲村によるとそのアトリエ種子に、全国精神障害者家族連合会（以下全家連）の事務局から「ワーカーの全国大会の際には、家族会の組織づくりについても取り組んでほしい、バックアップしますよ」（仲村,2002:200）と連絡が入る。全国大会に、全家連事務局補佐の春島伸一、理事の佐々木むめのが参加する。全国大会の分科会の中では、作業所を運営するアトリエ種子の関係者を中心に、県家連結成を切望する声上がる（森田,2007:25）。全国大会終了後、家族へ呼びかけを行い、急きょ那覇市首里のメルパルクにて、30名ほどの関係者が集まり組織づくりについての話し合いがもたれた。

高津によると、作業所を運営する家族から、沖縄県精神障害者家族連合会（以下、県家連）について「県家連がほしい。もし作れないのなら、鹿児島県の家族会と一緒に活動してもいい。そのぐらい、今、県家連を必要としている」との強い要望がでる（高津,2006:11）。当時、国から作業所に対する国庫補助が開始された時

期であった。補助金の窓口が、県家連となっていたので県家連の組織づくりが必要であった。前の県家連が4年で解散したことで、組織化を躊躇する意見もあった（県家連は、1982年浦添福祉会館にて一度結成されたが、1986年7月30日に当時の会長の個人的な理由で一旦解散した経緯がある）。家族の一人であった春島は、「この機会に是非（家族会を）結成したいと会議は盛り上がりました（高津,2006:24）と語っている。山里は、「既に地域に家族会が結成されている実績もあり、盛り上がりつつある今結成しなければ時機を失する」（山里,2002:72）と発言している。

4) 機関誌「PSWの眼」の発刊

1989年、沖縄県精神医学ソーシャルワーカー協会誌「PSWの眼」創刊号が発行される。「PSWの眼」発行は、全国大会後にPSW協会として社会に何か発信するための機関紙をつくるべきではないかという意見がきっかけとなる。PSW協会が結束することで地域社会に対する啓蒙・啓発活動ができ、協会員の自己研鑽につなげる目的もあった。機関誌発刊についての企画案に、「私達の活動（activity, thinking）を私達自身の力でリードしていくために、有形無形の記録を盛る『器』としての協会機関誌の発刊を計画いたしました」としている。理念は、

1. 精神医学ソーシャルワーカーの発展に寄与する
2. 精神医療を福祉の見地から考える
3. 精神医療を受益者の立場から考える
4. 精神医療の社会化を促進する
5. 精神医療と文化の接点を探る

である。創刊号の編集委員長であり、機関紙名を考案した玉木は、PSWはいくつもの「眼」を持つ必要があるとしている。それは、自分自身を知る「眼」、患者さんの眼の中をのぞく「眼」、患者さんと共感しながら患者さんを見る「眼」、雇っている経営者の厳しい「眼」、それら全体を見ている社会の「眼」、このようなPSWの眼をお互いに曇らせないようにバランスよく使い分けながら生き抜いていこう（玉木,2006:3）としている。

1997年に第2号を発行し、その後12年発行が途絶えていたが、2006年4月に第3号、2007年5月に第4号を発行している。その内容は、会員の研究論文、実践報告、各研修報告書、関係者からのエッセイ等となっている。

5) 沖縄県精神保健福祉実践セミナー（やどかりセミナー）

全国大会終了後、運営委員会にて今後のPSW協会の運営活動についての話し合いがもたれる。そのなかで、大会を成功させた勢いも重なり、「やどかりセミナー（以下セミナー）をやろう」という意見が出る。やどかりの里の谷中輝雄（やどかりの里の創設者、現、仙台白百合大学教授）と安里とのこれまでの個人的な交流、やどかりの里のネットワークを全国につくりたいという谷中の思いが重なり、沖縄県精神保健福祉実践セミナー（通称やどかりセミナー）を開催することになる。当初協会は、セミナー開催に躊躇する面もあったが、谷中の励ましや、谷中の「会費を徴収し、当事者を招くのであれば」という意見にセミナー開催を決断する。当初は、やどかりの里の当事者を連れてくる計画はなく、沖縄の当事者、家族、住民が一体化した話し合いの場を提供することを目的とした。

洲鎌稔（1978年、田崎病院に就職、本部記念病院等を経て、現、老人保健施設和光園の事務長、協会の監事）によると「安里さんの10回はやるぞという固い決意のもとに会員が一致協力して実施された」（洲鎌,2006:128）、10年やれば、沖縄にも何かが作れるだろうという思いでスタートすることになる。松尾は「当時は、民間病院のPSWが少ないことや組織の理解の不十分さがあり中々外に出られなかった。やどかりセミナーにかける思いが協会にあった」と語っている。

第1回目は1989年6月1日、沖縄県総合精神保健センター（現、沖縄県総合精神保健福祉センター、以下センター）にて「地域に根ざした社会復帰活動をめざして」をテーマとして開催される。午前中は谷中による講演、午後は実践レポートとし4名の実践者の報告

がされている。第1回と第2回のセミナーは、やどかり研修センターと協会が主催となり、内容を主に企画している。第3回からは、やどかり研修センターは共催となり、協会が主催し内容を企画するようになる(セミナーの詳細は資料1を参照)。以下、当時の運営委員会の残された議事録より、セミナーについての話し合いの様子を垣間見る。

①1991年5月10日の運営委員会にて、第3回のセミナーについて話し合いがされている。当時の記録を見ると、

- ・今回は、やどかり側から開催の催促はない。当協会の態度に任せられているので、開催するのであれば、ある程度内容についての案を出さないといけないのでは
- ・県内で精神科にたずさわる人が、一堂に集まれる良い機会である
- ・セミナーを開催して、何が変わったのか検討した方がいい
- ・セミナーを、少人数のディスカッション形式等に検討する
- ・昨年の反省には、「もっと多くの人に呼びかけて欲しい」という意見があった
- ・セミナーを開催して「何が変わったか」と問われることもあるが、1～2回の講演を聞いてすぐに変化が現れるものではない。芽が出るまでセミナーを続けても良いのでは。
- ・セミナーの場を利用して、他の分野の人と交流することができる
- ・市町村、社協、民生委員にも呼びかけて去年よりも規模を大きくする

などが話し合われ、第3回セミナーの開催を決定している。

②1992年7月29日と8月14日の運営委員会にて、第4回のセミナーについて話し合いが持たれている。当時の記録を見ると、

- ・誰を対象のセミナーなのか、これまではっきりして

いなかったのでは

- ・PSWの独自性があるべきではないか
- ・PSWの仕事が、単に病院の中だけではないということを知ってもらうことも必要では
- ・地域では、保健婦の仕事がクローズアップされる。資格も仕事の内容もはっきりしていて、地域に出ることを期待されている立場にある。PSWは、入院させるだけの仕事と思われやすい
- ・PSWは、身分も確かではなく地域に出て行く自信が欠けている。今は、我慢時である
- ・活発でない地域が、セミナーで聞く諸活動を通して刺激を受けて、自分達の活動に反映させて行くことが大切である
- ・PSWが地域に出て行き、行政がやれない部分をやっていくことが理想だが、今はまだ上手くいかない
- ・PSWの仕事を理解してもらってない
- ・PSWはコーディネイターであるべき。地域にバトンタッチしていく
- ・過去3回のテーマを振り返り、第4回のテーマをどうするのか
- ・精神保健法改正後、PSWの眼から見てどう変わったのか。地域から病院へ、病院から地域へと流れはかわりつつある
- ・読谷の村長が、非常にやる気のある福祉の心を持った人で、地方の時代の先端を切っている。そういう地域からまず、モデルを作ってもらおうという意味では読谷でやることに意義があるのではないか
- ・シンポジュストは、永山さん(南部福祉保健所精神保健相談員)が良いのでは。永山さんの活動発表によって、地域の人たちの活動のヒント、刺激になるのではないか

などが話し合われ、第4回のセミナーを読谷村で開催することを決定している。

③1993年6月16日の運営委員会にて、第5回セミナーについての話し合いが持たれている。同じように記録を見ると、

- ・当事者の参加をどういう形にするか
- ・これまでは、一方的に聞いてもらっていた今度は、たくさんの人が話せるように分科会方式にしてはどうか
- ・視点をどこにするかと言うのをはっきりさせる
- ・当事者たちが、何を考え、何を望んでいるのか
- ・スタッフが多い中で、当事者たちが言いたいことを話せるのか
- ・当事者が緊張せずに、発言する雰囲気がつくれるのかなどが話し合わせ、第5回セミナーのねらいを
 - i) これまでは、各機関のスタッフによる発言が多かったが、今回は当事者の意見を充分聞く。
 - ii) 当事者が気軽に参加し、しゃべりやすい雰囲気を作る
 - iii) そのために分科会方式とする。テーマについても彼らが興味を持ち、語れるような分科会とする
 - iv) 谷中先生の講演は、従来午前の部で行っていたが、今回は先生の「みんなの意見を聞きながら発言したい」という要望もあり最後にもってくるとし、分科会を三つのテーマ（恋愛と結婚、病気とどうつきあうか、日々の暮らしに思うこと）に分けている。

④1993年9月28日と10月15日に第5回セミナーの反省会が持たれている。セミナー参加者のアンケートを見ると、

- ・毎年あるといい。希望とやる気がでてきた
- ・グループワークとっても良かった
- ・やどかりのメンバーの体験は参考になった
- ・懇親会をプログラムの中に入れ、当事者参加のミニコンサートを開いては
- ・セミナーが良い刺激になっている
- ・メンバーが自分の事を、他人に語ることにより自信になった。「またこういう場」という意見があった
- ・当事者、家族、さまざまな職種の人達との交流になっている
- ・やどかりセミナーの方向、ゴールは？
- ・自助グループをつくることが最終的な目標である

- ⑤1994年9月30日の運営委員会にて、第6回セミナーの反省会が持たれている。当時の記録を見ると、
- ・関係者を呼ぶには、土曜日がいい
 - ・当事者が多かった。関係者、家族が少なかった
 - ・各市町村の年間行事予定も情報として持ち、次回の日程を決める時に検討する
 - ・流れとしては、当事者参加型になってきている
 - ・地域の中において関係機関の横のつながりが大事、セミナーはそのような場になると思う
 - ・当事者のグループ（分科会）は、思っていたより活発に話が出た
- などが出されている。

⑥1995年9月に開催された。第7回セミナーの参加者のアンケートを見ると、

- ・当事者と共により住みやすい活動できる場作りをしたい
 - ・当事者の本音がこれからも聞けたら良いと思います
 - ・活発なディスカッションになるとは思っていませんでした
 - ・当事者が家族を励ましている姿に感動した
 - ・多くの当事者、関係者に感激しています
- などが挙げられている。

セミナーを取材した沖縄タイムスの山城紀子の当時の記事を紹介する。

やどかりセミナー

「精神障害者も幸せになりたいと考えるのは当たり前。でも、急激に変化する社会に慣れるのはとても難しいから、精神障害者と社会をつなぐ中間施設をつくってほしい」「当事者本人のたちの手で新しい社会をつくろう。私もデイケア活動で知り合った女性と一昨年結婚し、もうすぐパパになります」

—— 次々とマイクを持つシンポジストの発言に、会場から「そうだ」「がんばれ」と声上がり、大きな拍手が送られる。

8月16日、沖縄市民会館で、沖縄精神保健福祉実践セミナー、通称「やどかりセミナー」が今年（1996年）もまた開かれた。

共に暮らせる地域づくりをめざして一当事者からの提言—と銘打った今回のセミナーは、沖縄の精神障害者本人とその家族、関係者にとって革命的と言えるほどの特色を持ったものになった。

舞台上に並んだ9人のシンポジストは全員が当事者。1人ひとりがマイクを持ち、自分のこれまでの苦しい体験を、地域での作業所通いを通しての社会参加への喜びや社会復帰へのアドバイスを、幻聴や落ち込んだときの乗り切り方を自分の言葉で語った。

文字どおりの「当事者からの提言」に、会場を埋めた過半数の当事者・家族が力づけられたのは言うまでもない。フロアからの発言でも、医療や福祉関係者はでる幕もないほどひっきりなしに当事者が手を挙げ発言した。

「幻聴で苦しい」との声が出ると、「そういう時はテレビの音を大きくしたり、友達に電話をしたりして流れを変えるようにしているよ」と、やはり当事者が答える。

会場全体から「当事者主体」の活動・社会復帰という時代の風が感じられた。

埼玉県大宮市で、精神障害者の社会復帰施設・やどかりの里を営むと同時に、全国をまわって精神障害者の社会復帰に向けた活動を続ける谷中輝雄さんの呼び掛けにこたえる形で、8年前ソーシャルワーカーの研修の場としてスタートした同セミナーがここまで来た。

「今精神科がオモシロイ、よ」

裏方にまわったソーシャルワーカーたちのうれしそうなお表情も印象深かった。(96・8・17沖縄タイムス)

セミナーの1回から3回までは、専門家中心の対話集会となり、3回目から社会福祉協議会などの参加により、参加者に広がりをもつようになる。4回目以降は、当事者の参加が増えるようになり、セミナー後にパーティーが開かれるようになる。5回目のセミナーで、やどかりの里の当事者の小山氏、笠原氏が沖縄タイムス記者の山城紀子氏のインタビューを受け、新聞に記事が掲載される。

第1回から4回までのセミナーの参加費は、関係者

や家族からのみ徴収していた（基本的に関係者3,000円、家族2,000円）。第5回からは、「小額であって、当事者からも費用を徴収しても良いのでは」と運営委員会の中で意見がでた。松尾は、「当事者が主体的にセミナーに参加する意味で、徴収してもいいのでは」という意見を出している。第5回のセミナーから、300円から500円の参加費を当事者からも徴収している。

第7回は、石川県保健相談センターで開催され、その時のことを比嘉は、「当時、保健相談センターは新築で、全館禁煙だった。タバコを多く吸う当事者が、禁煙を守れるかとても不安であった。しかし、当日は特に問題なく、指定した場所以外でタバコを吸う当事者は誰もいなかった。このことは、自分たちが当事者の力を信じるきっかけになった」と語っている。

第10回は、セミナーの締めくくりということもあり、アメリカロサンゼルス郡精神保健協会会長のリチャード・バンホーンとザ・ピリッジのメンバー4名を招いた。海外から講師を招くということで、費用の捻出に苦慮しテレホンカードを販売し、その運営費用に充てている。

6) 精神保健福祉ボランティア市民講座

精神保健福祉ボランティア市民講座（以下、市民講座）をはじめた理由は、セミナーの次のステップとしての位置付けで、地域住民への啓蒙・啓発活動としてであった。セミナーの第8回頃から、セミナーに継ぐ何かを、年に1回は開催したいと真栄平勉（1982年田崎病院に就職、現、協会副会長）を中心に、当時先駆的に北海道の札幌市が取り組んでいた、市民講座の開催を検討していた。当初は、当事者団体中心の開催を検討したが、当事者からの合意を得ることができず実現に至らなかった。西銘隆（1988年田崎病院に就職）は、「精神保健福祉のボランティア養成も講座の目的であった」と語っている。

第1回目は、2000年9月2日、9日の両日で「身近な精神保健福祉を考える」をテーマに開催されている。市民講座は、現在も継続して開催され、2006年に第5

回目を浦添市にて開催している。毎回、多くの市民が参加し、精神障害者に対する啓蒙・啓発活動につながっていると考えられる。

第1回目の参加者の感想は、

- ・当事者の講話が聞けたのが最も良かった
 - ・全体的にもっと時間がほしい
 - ・講話や資料から必要な資料が得られた
 - ・知識としてとどめておくのではなく、ボランティアとして実行できたらと思いました
 - ・話が分かりやすかった
 - ・理解度は増したが、深みのあることなのでまだまだわからない部分が多い。今後の課題にしたい
 - ・少しだが、理解しようと努力する気持ちを持った
 - ・PSWの活動内容が具体的に分かった
 - ・自分が偏見の塊だということに気付かされました
- などがある。

IV 考察

1) 初期のPSW業務と組織内での位置付け

① PSW業務

日本本土におけるPSWの活動は、1948年国立国府台病院において、アメリカ留学で力動精神医学を学んだ松村常雄院長が看護婦を起用し、「社会事業婦」という名称で配置したのが始まりとされている。沖縄県におけるPSWの活動のスタートは、1961年に開設した精和病院であると言えよう。だが、精和病院設立当初は、専属のPSWは存在しなかった。当時、一般的に看護婦業務は多岐に渡り、本来の看護業務に加え、現在の作業療法、ソーシャルワーク的な業務も看護婦が行っていた。

精和病院開設と共に、看護婦として採用された山内は、看護業務に加えて庶務課と協力して生活保護の申請業務なども行っていた。1968年に田頭病院に採用された安田は、当初事務員としての採用で半年後PSWとして働くように病院より指示される。机は事務所にあり、事務業務（外来受付、レセプト業務等）とPSW業務を兼任していた。1968年、田崎病院に採用された小

禄は、当初事務職員として働き、後にPSW業務も行うようになり、机は事務所にあった。

1970年頃、天久台病院に採用された大浜も、当初は事務職員としての業務を行っていたようである。

沖縄の初期のPSWは、他業務、特に事務職との兼務という形でスタートしているものが大半である。ただし、そのような中で1962年に精和病院へ専属のPSWとして採用された安里の存在は大きいと考える。安里は以後、沖縄のPSWとしての草分け的存在の一人として、協会にも多大に貢献する存在となる。

PSWの業務は、安里、安田、仲本、松尾が語るように経済的問題への対応が大半であった。当時（日本本土復帰前）の沖縄は一応医療保険制度が存在していたが、公務員や一部の民間人しか加入できず、大半の県民は貧しい状態であった。そのため、発病しても十分な治療を受けられない人が多く、治療費を工面できない場合は、生活保護申請や措置入院という形での入院調整が必要であった。安田は、「措置入院の鑑定調整で忙しかった」と語っている。経済的な相談でPSWに対するニーズは高く、当事者が安心して療養生活が送れるよう保障する必要があり、病院がPSWに求めていたのは組織の経営的な安定を含んでいた（現在も同側面があると考えられる）。当時のPSW業務は未確立で、加えて組織内での位置付けも曖昧なため、職員のPSWに対する理解も不十分であったと考えられる。

医師や看護婦の中には、PSWに対して批判的な事を言う者もいた。そして、PSW自身がPSW業務や自らのアイデンティティーを確立するのに模索していた。山内は、安里が精神衛生センターに移った後、一人で精和病院にてPSW業務を行っていた。しかし、組織内で十分な理解が得られず、精神的に疲弊し組織から去りその後、PSWとしてではなく別の病院で看護婦として働くことになる。山内の主観が入ると思われるが、そのことを、「最終的に（省略）いじめられた」（山内,1989:32）という言葉で表現している。このことは、当時のPSWが職場内で十分受け入れられていなかったものと考えられる。

②精和病院の社会復帰運動

1960年代後半、精和病院は入院者を作業療法の一環として、地域の工場や養鶏場に積極的に送り出していた。当時は、入院者を安い賃金で雇えるからと、前向きな雇用主が存在し、PSWの「いつでも関わります」という姿勢、組織の体制が雇用主に安心感を与えていたことが考えられる。しかし、地域住民の当事者に対する偏見感情は根強く、精神障害者に対する社会サービスが皆無の時代であった。病院を退院して、地域で生活を送る当事者も出てきたが、彼らに対する支援体制があまりにも未確立であった。その中、火事や殺人事件が起きた。これらの事をきっかけに、地域の理解を得るのが難しくなった。その結果、開放的な処遇を行っていた精和病院の方針は、断念せざるを得なくなる。当時の社会復帰運動の結果が示唆した事柄は、極めて重要だと考える。すなわち、精和病院の社会復帰運動は、地域の精神障害者に対する理解不足、精神障害者を地域で支えるサービス不足を明らかに露呈する結果となった。当事者を地域で支援し続けるには、一組織の方針や個々のPSWの熱意だけでは限界であるということが示されたものと理解する。この社会復帰運動のもたらした結果が、その後の沖縄県の精神保健福祉の活動にどう影響を与えたかは本研究では格別考察せず、今後の研究課題にしたい。

2) 家族会、当事者、関係機関への影響

①全国大会開催を通して

PSW協会全国大会の沖縄開催は、それまで個々の組織内で主に活動していた会員が、大会開催の準備や話し合いを重ねて行く内に相互の理解が深まり、会員の結束につながるようになる。それが、協会の組織の強化につながり会員個々の質の向上にもつながる。

そして、全国大会開催は家族会の結成に結びつく大きな要因となった。山里は、「沖福連の発足とちょうど同じ年にPSWの全国大会という場があったから、家族会もそこから始まった」(山里b,1998:128)。仲村は、「ワーカーの全国大会の契機に沖家連が結成された」

(仲村,1999:22)。森田は、全国大会の開催が家族会の「結成に深く関わっている」(森田,2006:81)としている。その後、山里は、協会員に推される形で県家連の会長に就任する。センターが事務などを全面的に支援することを約束し、事務局をセンター内に置き、会員の名嘉弘幸(1982年田崎病院就職、1994年家族会事務局、現、博愛クリニックデイケア勤務)が専従職員となる。山里は、県下の家族会を精力的に組織化していく。比嘉は当時を振り返り、「お互いの事務局が県立総合精神保健福祉センター内に設置していたこともあり、常に情報交換したり、事業のお手伝いをさせていただいたりして協力し合い、沖縄県における精神障害者福祉の向上に努めてまいりました」(比嘉,2006:104)と述べている。

家族会結成後は、家族会の運営をPSW協会の会員個々が精力的に展開し、それをPSW協会が全面的に支援してきた経過がある。家族会設立の際には、PSW協会からの寄付金や他団体からの寄付金集めに会員が奔走した。家族会主催の大会は、会員がスタッフとして大会運営を協力していた。PSW協会の全面的なバックアップが、設立当初の家族会を支え、現在につながったものと考えている。

そして、全国大会開催を機に協会は、「PSWの眼」を発行することに至った。協会の活動報告や広く精神保健福祉に対する啓蒙・啓発活動につながっているものと考えている。

②やどかりセミナーを通して

沖縄県精神障害者連合会(以下、沖精連)初代会長の高良正生は、1998年の沖精連発足式(パレット市民劇場で開催)の挨拶の中でセミナーのことに触れ、セミナーに参加し「ピープル会」のメンバーが分科会の司会をやっているのを見て、「司会の二人が当事者だということに親近感と勇気を覚えました」と語り、そのことをきっかけに「芽ばえの会」を発足させている。さらに高良は「やどかりセミナーでは、県内の当事者がシンポジウムのパネリストになり、どんどん舞台上に

出た。そのパワーがどんどん大きくなった」とセミナーが当事者に与えた影響を語っている。沖精連副会長の石川勝則は、「患者会の出発点ともいえるのは、PSWの主催する『やどかりセミナー』であります」と語っている。

山里はセミナーを振り返り、「特に当事者の皆様に影響を与え沖縄の流れが変わってきたと思います」（高津,2006:16）と語っている。協会が主催したセミナーが、当事者に及ぼした影響は多大なものであり、その後の活発な当事者活動につながる。永山盛秀（1976年沖縄県職員として採用され、保健所で相談員として働く。1996年に沖福連に就職し、2006年退職。現NPO法人ふれあいセンターサービス管理責任者）は、1995年2月1日に作業所「ふれあいセンター」を開設し、同時に当事者のグループミーティング「つどい」を始めている。つどいでは、当事者が自らのことを相互に熱く語り合っていたが、人前に出て話すことはなかった。永山によると、「セミナーに参加したやどかりの里の当事者の発表を見て、『自分たちにも出来るかも知れない』とつどいに参加していた当事者が思った。良い意味で、沖縄の当事者の自信につながり、やどかりの当事者発表に触発されて沖縄の当事者活動が促進された」と語っている。比嘉は、「セミナーは最初から当事者グループの育成を目的にしていたのではなく、結果的に途中から当事者主体に変化してきた」と語っている。谷中と一緒に来たやどかりの里の当事者が、セミナーで語るにより、沖縄の当事者に影響を与えたのである。

次に、当時の運営委員会の記録を私なりにまとめ考察する。第3回セミナーに向けての話し合いの記録は、「関係者が一同に集まる場の設定」「セミナーの継続開催」を主に決めている。これは、前2回のセミナーはやどかりの里が中心に内容を企画していたが、3回目より協会が内容を企画することになった。これまでのセミナーを通し、セミナー開催の必要性を強く認識し開催の継続を強く確認し合っている。第4回セミナーに向けた話し合いは、「精神障害者の地域支援の重要性」「PSWのアイデンティティー」を主に意識している。こ

れまでのセミナーを通し、当事者の地域生活支援の重要性を理解し、セミナーの開催の成功が個々のPSW、協会としての自信につながり、さらに飛躍するために模索していると思われる。第5回セミナーに向けた話し合いは、「当事者の視点」と言うことが中心になる。これまでの、支援者中心のセミナーから当事者を中心という内容に変化していく。この5回セミナーを機に、セミナーに参加する当事者の割合が高くなっていく。6回から10回セミナーの記録が手元にないため、その後の変化を考察できないのが残念である。

比嘉（セミナーの第5回～10回までの事務局長）は、セミナーの果たした役割を三つ上げている。一つ目は、「協会員のスキルアップにつながった」である。「社会復帰施設がない時代で、やどかりの里から当事者が来ることが新鮮で、色々考えさせられた」と語り、セミナーを通し他機関との連携の取り方や当事者の可能性をPSWが信じられるようになった。セミナー運営で、PSW協会が活性化し会員の交流につながり、社会に対して啓蒙・啓発ができる自信がついたことを挙げている。セミナー開催の10年間で、PSWとしてのアイデンティティーの確立につながったと考えられる。

二つ目は、「関係機関へ影響を与えた」である。当時は、関係機関が集まり情報交換する場が少なかった。セミナーを通し、関係機関相互の情報交換、収集ができるようになった。第5回セミナーに参加した関係機関を見ると、市町村保健婦、社協、当事者、家族、PSW、MSW（医療ソーシャルワーカー）等であった。永山は、「当時、医療が閉鎖的と言われていたが病院のPSWが地域の橋渡し役になり、病院を開く意味でPSWの存在は重要だと思った」「関係機関には、毎年同じ時期にセミナーが開かれるという意識を付けた」「地域で研修するという意義、地域の人を参加させることの意義をセミナーは根付かせた」と語っている。田中英樹は、セミナー開催が「沖縄県におけるネットワークづくりの柱となっている」（田中, 2001:235）と述べている。

三つ目は、「当事者への影響」を挙げている。県内の

当事者が、やどかりの里の当事者と触れ合うことにより自信を持つ。セミナーをきっかけに、当事者が表舞台に立ち、体験談を語るようになる。比嘉は「沖縄で当事者が表に出たのは、セミナーが最初であった」する。セミナーで自信をつけた当事者が、当事者の会（ピープル会、芽生えの会）を設立し当事者達が活発に活動するきっかけになる。比嘉は「セミナーが当事者会の設立につながり、当事者運動の火付け役を果たした」と語り、松尾は「セミナーを通して当事者を社会に出すことができ、当事者会の発足につながった」と話す。中下は当時のセミナーを振り返り、「当事者の意見を外（地域）で聞く機会がなく病院と離れた所で当事者を支援することのイメージが持てず、地域生活支援という言葉が定着しなかった。セミナーを通して、当事者を中心に関わる視点が持てた。当事者や関係機関の意見を聞くということでPSWとして考えさせられ、PSWとしてのスキルアップにつながった」と語っている。当事者主体のセミナーに変化してきたのは、谷中の思いでもあった。

セミナー開催を通して、ある出来事があった。それは、第7回セミナーにやどかりの里の当事者がシンポジウムに参加し、体験発表を行った。その様子は、翌日の沖縄タイムスに顔写真入りで紹介された。やどかりの里のメンバーは、新聞に自分たちが掲載されたことを誇らしげに語り、新聞をいくつも購入し持ち帰って自慢した。実は、それまで沖縄の新聞には、精神障害者の顔写真が載ることがなく、載ったとしても背中から写真を撮るなど、誰か分からないように工夫されていた。その背景には、精神障害者に対する地域社会の偏見や当事者自身の内なる偏見があったと思われる。第8回セミナーに、沖縄の当事者がシンポジウムに参加する。沖縄タイムス記者の山城は、事務局の比嘉を通して、当事者の顔写真入りの新聞掲載を望むが、当事者の了解を得られず断念することになる。そして、翌年の第9回セミナーに、再度沖縄の当事者がシンポジウムに参加した。山城は、事務局を通して再度、撮影を依頼する。その時は、当事者からの理解を得るこ

とができ、翌日の新聞に顔写真入りの記事が掲載された。このことは、沖縄における精神障害者の報道のあり方の転機となった。その後、顔写真入りの新聞に掲載されることを容認する当事者が出てくるようになる。セミナーを通し、当事者自身が社会に自らの存在をアピールする自信がついたと考えられる。

永山は、個人的な意見として「セミナーが10年で終了したのは、残念であった。もっと継続していたら更に沖縄で何か出来ていたかも知れない。PSW協会にはそれができるので、今後セミナーのような企画を検討してもらいたい」と協会に期待を込めて語った。高良は、「当事者だけの活動では限界があるので、家族会やPSW協会に継続的に当事者会のフォローをしてもらいたい」と語った。セミナーを10年で終了した背景には、当初から「何があっても10年間はやる」という目標があったことと、協会として当事者や家族会への支援として一定の成果を残したので、後は当事者が自ら活動していくべきではないかと言う考えがあった。協会として、あえてセミナーを終了させたということである。その是非は、本稿では格別考察せず、次の研究課題としたい。

今、セミナーを開催していた頃の沖縄を振り返ると、偶然か必然か、いずれにしても沖縄の精神保健福祉関係にとり、変化の時期であったと思える。そこにセミナーが開催されたことにより、尚一層、その後の沖縄の精神保健福祉の飛躍につながったと考える。セミナー開催が、関係者に与えた刺激は多大であった。精神障害者に対する視点の変化を迫られ、精神的な病気、障害を持っていても十分自立した地域生活が送れるという、当たり前のことを気づかせてくれた。筆者もセミナーを通して、精神障害者の地域生活支援ということを深く考え、PSWとしての視点を磨いた一人である。

協会の動きとして、10年間のセミナー終了時に、協会の会長（安里）、副会長（松尾）を交代することになる。会長を比嘉に、副会長を真栄平が担うことになる（現在もこの体制である）。松尾はこのことを、「協会の若返りを図るためにあえて、2人一緒に変えた」と語

っている。

③市民講座を通して

セミナー終了後に、セミナーを引き継ぐものとして市民講座を開催している。現在まで、第5回まで開催を重ね、地域住民に対する精神障害者の啓蒙・啓発活動としての働きを担っている。しかし、当初の目的の一つであった、精神保健福祉ボランティアの養成には至っていない。そして、社会や制度の変遷の影響、或いは協会の取り組み方に課題があるのか、以前のセミナー開催のように、関係機関や当事者団体との連携や十分な盛り上がりが見られないように思える。継続的に開催していくことを視野に入れ、その開催方法を今後、さらに吟味していく必要がある。

3) 沖縄県PSW協会の時代区分と世代区分

①草創期（PSW第一世代）1962～1972年の11年間：この時期の特徴として、PSW業務が事務業務との兼務が大半で、業務内容が確立されておらず、組織内での位置付けが曖昧である。1962年に精和病院にPSWが配置され、1970年にケースワーカー勉強会が開始している。1972年の日本復帰を境とする。

②躍動期前期（PSW第二世代）1973～1988年の16年間：この時期の特徴は、PSW協会が本格的に組織化され、1983年に沖縄精神医療ケースワーカーの会が発足する。1988年に開催された日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会沖縄大会を境とする。

③躍動期後期（PSW第三世代）1989～1998年の10年間：この時期の特徴は、1989年に「PSWの眼」創刊号が発行され、1989～1998年の間にセミナーが開催される。そして、1997年にPSWが国家資格化され、精神保健福祉士という名称を用いるようになる。セミナー終了の1998年を境とする。

④転換期（PSW第四世代）1999年～現在の9年間：この時期の特徴は、2000年から市民講座を開催する。

同年、沖縄県ソーシャルワーカー協議会が（沖縄県社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会沖縄県支部、沖縄ソーシャルワーカー協会、沖縄県医療ソーシャルワーカー協会）発足し、琉球新報「福祉の窓」の連載や合同研修会を開くようになる。PSWに対する社会的なニーズが高まりがある。

4) PSW協会の現状

協会設立当初、31人だった会員は、現在251人までに増えた。本稿で触れたように、幾多の協会活動を通して組織としてのまとまりを強め、会員個々が質的に向上してきた。しかし、現在の協会には幾つかの課題もあると思われる。まず、会員が増えた（特に国家資格化後）ことにより、協会設立当時のような会員相互の情報交換や交流が難しくなったと思われる。特に、世代間交流に大きな課題がある。これは、会員増がもたらす弊害と言えるであろう。この現象は、あらゆる組織に当てはまることで、当協会だけの課題ではない。いかに、会員相互の交流の場を企画、設定していくかだと考える。毎月の定例会を活用し、会員の質的向上と交流の場を提供しているが、必ずしも上手く機能しているとは言えないかも知れない。会員個々の、定例会の内容や協会に対する期待などを上手く把握していく必要がある。そして、中堅やベテランの会員が中々、定例会に参加してない現状がある。それぞれのニーズに合った、内容の検討が求められる。

国家資格化された、PSWに対する社会のニーズは日増しに高くなっている（自殺やうつ病対策、いじめ、虐待問題など）。その中で、PSWは精神保健福祉の専門家として、いかに社会のニーズに応えるかという大きな課題がある。当協会のソーシャルアクション機能は、残念ながらまだまだ不十分である。今後は、さらに精神保健福祉の専門職団体として社会に対する責務を果たし、会員が一丸となりアクション機能を強化していかなければならない。そして、組織の再編も検討する必要があるだろう。社会のニーズに即した委員会（権利擁護、認知症、児童、高次脳機能障害など）を作り、

委員会別に活動を展開していく必要がある。

比嘉に、今後の協会の展望をインタビューすると、「これからは、ソーシャルワーカーとしての高い技術が求められる。資格でなく、ソーシャルワーカーとしての『質』が問われる。PSWとしてのアイデンティティをいかに研鑽させていくかが課題」と指摘している。勤務先の組織内や、地域社会からPSWに対する要望も強くなると同時に、PSWとしての責任や仕事の量も増えた。仕事が多忙なあまり、外部に積極的に出て、他からの情報収集や連携に十分な時間と気持ちを避けない現状が会員個々にある。限られた環境と情報でPSWという仕事を遂行するのであれば、自ずと業務に限界が生じる。問題なのはその限界に気づかず、自らの経験則を頼りにソーシャルワークを展開することである。そこには、もはやPSWとしての「質の担保や向上」は望めない。会員個々が、勤務先の組織内にとどまることなく、外部からの情報収集と交流、自己研鑽を行い、自らの質を高めるために、協会の果たす役割は極めて重要である。会員個々にとって魅力ある協会とするために、毎月の定例会の充実やスーパービジョン体制の確立なども念頭に入れ、組織としての機能を強化し、次世代の核となる人材養成を行っていく必要がある。現在、日本精神保健福祉士協会認定のスーパーバイザーは、沖縄県内に西銘隆（田崎病院）と名城健二（沖縄大学）の2人だけである。ソーシャルワーカーにとって、スーパービジョンの果たす役割を考えると、スーパーバイザーをもっと増やしていく必要がある。さらに、日本精神保健福祉士協会が主催する各研修にも積極的に参加し、PSWとしての研鑽を積まなければならない。そして、何よりも精神的な課題を抱える当事者やその家族、社会に対して協会として果たすべき役割が何であるかを常に念頭に置き、追求していく必要がある。

まとめ

草創期（1962年～1972年）のPSWの中には、他業務との兼任という形で採用され組織内でのPSWの位置付

けや業務が曖昧で、他スタッフから理解されないことがあった。1970年になると、月1回の「ケースワーカー勉強会」を開催するが、継続できなかった。1983年に組織化の機運が高まり「沖縄精神医療ケースワーカーの会」が発足した。会は、組織内で「PSWとは、PSWの業務とは」とPSWとしてのアイデンティティを求めている会員の自己研鑽の場となり、会員相互の交流を深め組織として結集していく場となる。その後、全国大会開催の打診を受け、一旦断るが緊急会議を開き開催を引き受けることになる。全国大会の開催は、会員の自信につながり、協会の組織を強化することにつながる。その勢いは、その後の「PSWの眼」の発行、セミナー開催につながっていく。そして、全国大会、セミナーの開催は、家族会や当事者の会の発足につながる。

現在、PSWに対する社会的なニーズは益々高まり、今後の協会としての活動に更なる研鑽が必要となってくる。

これまでの活動を振り返り、協会発展のきっかけになった大きな要因に、1988年に開催した全国大会開催を挙げることができる。大会開催、運営を通して、その後の協会が発展してきたと言えるであろう。大会開催は、協会に大きなチャンスとその後の発展をもたらした。現在、再度沖縄において、全国大会開催が可能か検討を始めている段階である。全国大会を決起に発展してきた協会の歴史を踏まえ、再度全国大会開催を通し、さらなる当協会の発展を強く期待したい。

さいごに

沖縄県の精神保健福祉の現状が今日まで発展してきたのは、当然のことであるが協会だけの働きではない。今回深くふれなかったが、医師の島成朗（故人、1968年に厚生省派遣、第1回沖縄医療援助で本土から来沖縄し、その後沖縄に移り住み、多くの実践・実績を展開し、関係者に大きな影響を与えた）や地域の保健婦の活躍、他に多くの方たちの多大な働きがあったからこそである。そのことを、我々PSWは決して忘れてはい

けない。家族会、当事者の会、行政や関係（医療）機関の働きなどが重層的に影響し合い、今日の沖縄県の精神保健福祉の現状が築き上げられたことは間違いない。これからも協会の活動が、その一助となるように会員一同研鑽していかなければならない。

今回の研究では、十分に明らかにされなかった内容がある。そして、考察内容が不十分だというご指摘も受けるかも知れない。今後、それらの点を踏まえさらに、インタビューを続け、この研究を継続していきたいと考えている。今回は、本研究の第一稿としたい。また、他の多くの方にもこの研究に関心を持って頂き、違う視点で研究に取り組んでもらえたらと考える。

最後に、忙しい中インタビューに快く応じて頂いた方々に深く感謝申しあげたい。詳細確認のために、インタビュー後に何度も電話をさせて頂いた。特に松尾美重子氏には、何度も時間を提供頂き、本研究を進めるにあたっての具体的な示唆や暖かい応援の言葉も頂いた。本当に感謝である。先輩方のインタビューを通して、筆者自身が最も恩恵を受けたと思える。数々の苦労話や、いまだ活字に残せないような裏話しも聞かせてもらった。先輩方の努力の結果、現在の協会があることを深く心に刻み、後世にしっかり残していきたい。

文献

- 安里 千代子, 1988, 「第24回日本精神医学ソーシャル・ワーカー全国大会沖縄大会講演集」第24回日本精神医学ソーシャル・ワーカー全国大会運営委員会:5
- 安里 千代子, 1989, 座談会「沖縄県におけるPSWの歩み」の発言, 「PSWの眼」創刊号『沖縄県精神医学ソーシャルワーカー協会機関誌』:25-31
- 安里 千代子, 1992, 「県立精和病院30周年記念誌」沖縄県立精和病院:48
- 安里 千代子, 1998, インタビューでの発言, 山城紀子「心病んでも『あたりまえ』に向かって」ニライ社:41-43
- 伊波 珠代, 2001, 「占領下の沖縄における精神障害者対策の研究」『沖縄地域福祉研究』:69-87
- 洲鎌 稔, 2006, 座談会「沖縄における精神保健福祉を振り返って」の発現, 「PSWの眼3号」『沖縄県精神保健福祉士協会』:128
- 高津 昌子, 2006, 「山里八重子さんの足跡を辿る～その障害を私たちに投げかけるもの～」西南大学大学院修士論文:16-24
- 田中 英樹, 2001, 「精神障害者の地域生活支援」中央法規出版:235
- 玉木 昭道, 1989, 座談会「沖縄県におけるPSWの歩み」の発言, 「PSWの眼」創刊号『沖縄県精神医学ソーシャルワーカー協会機関誌』:28
- 玉木 昭道, 2006, 「PSWの眼3号」『沖縄県精神保健福祉士協会』:3-28
- 仲村 信子, 1992, 「県立精和病院30周年記念誌」沖縄県立精和病院:62
- 仲村 信子, 1999, 「創立10周年記念誌」『社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会』:128
- 仲村 信子, 2002, 「なんくるないさ 追悼 山里八重子」追悼山里八重子編集委員会:198-200
- 仲本 政幸, 2006, 座談会「沖縄における精神保健福祉を振り返って」の発現, 「PSWの眼3号」『沖縄県精神保健福祉士協会』:16
- 比嘉 寛, 2002, 「なんくるないさ 追悼 山里八重子」追悼山里八重子編集委員会:46
- 比嘉 寛, 2006, 座談会「沖縄における精神保健福祉を振り返って」の発現, 「PSWの眼3号」『沖縄県精神保健福祉士協会』:104
- 松尾 美重子, 1989, 座談会「沖縄県におけるPSWの歩み」の発言, 「PSWの眼」創刊号『沖縄県精神医学ソーシャルワーカー協会機関誌』:27-29
- 森田 恵美, 2006, 「沖縄県立てるしのワークセンター 10年のあゆみ」『沖縄県精神障害者福祉会連合会』:81
- 森田 恵美, 2007, 「沖縄県精神保健福祉の発展における沖縄県精神障害者福祉会連合会の役割とその意義」西南学院大学院修士論文:25
- 山内 春枝, 1989, 座談会「沖縄県におけるPSWの歩み」の発言「PSWの眼」創刊号『沖縄県精神医学ソーシャルワーカー協会機関誌』:26-32
- 山里 八重子a, 1999, 「創立10周年記念誌」『社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会』:22
- 山里 八重子b, 1999, 座談会「これからの展望」での発言, 「創立10周年記念誌」『社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会』:128
- 山里八重子, 2002, 「なんくるないさ 追悼 山里八重子」追悼山里八重子編集委員会:97

資料-1 沖縄県PSW協会のあゆみ（本稿において登場する人物や内容を中心に） ※本土の情勢

西 暦	沖縄県PSW協会のあゆみ	本土および沖縄の精神保健福祉等の情勢
1945年		沖縄における精神医療の開始 G-654病院(米軍)、越来村(現、沖縄市越来)
1946年		ヒルバートン整備計画により沖縄民政府立 宜野座病院に20床の精神科設置
1949年		金武村に沖縄精神病院が開設
1950年		*精神衛生法成立
1951年		民間医療施設で初めての精神科病院島医院が豊見城 村に開設
1953年		琉球政府社会局精神病者の一斉調査
1958年		琉球精神病患者援護協会の設立
1960年		琉球精神衛生法の施行
1961年	山内春枝精和病院に看護婦として採用され、後にPSW 業務を行う	沖縄精和病院を南風原村に開設
1962年	安里千代子精和病院にPSWとして採用	
1964年		*ライシャワー駐日大使殺傷事件 *精神衛生法の一部改正 *日本PSW協会設立
1965年		*精神衛生法一部改正 *全国精神障害者家族会連合会(全家連)結成 日本精神科看護協会沖縄県支部結成
1968年	安田照子田頭病院に事務職員として採用され、後に PSW業務も行う 小祿裕一田崎病院に事務職員として採用され、後に PSW業務も行う 仲本政幸琉球政府公衆衛生部に採用	*クラーク勧告「日本における地域精神衛生」
1969年	松尾美重子田崎病院にPSWとして採用	
1970年	「ケースワーカー勉強会」が開始 大浜信子天久台病院に事務職員として採用され、後に PSW業務を行う	*「ルボ精神棟」朝日新聞社連載 *共同住居「やどかりの里」埼玉県大宮市に発足 コザ暴動
1972年	玉木昭道玉木病院に採用され、事務長補佐、心理士、 作業療法業務等を行い後にPSW業務を行う	沖縄日本復帰「沖縄県の誕生」
1973年		日本精神病院協会沖縄県支部結成
1974年		沖縄県精神衛生相談所、県移管県立精神衛生センター として発足
1976年		精和病院通院者による火事がメディアで取り上げられる
1976年	仲村信子精和病院にPSWとして採用	
1978年	山里八重子勝連病院に保清婦とし採用され、同年PSW として配置換えされる 洲鎌稔田崎病院にPSWとして採用	
1979年		久米島精神障害者家族会(あけぼの会)が県内初の地 域家族会として誕生
1981年	中下綾子天久台病院にPSWとして採用	
1982年	真栄平勉、名嘉弘幸田崎病院にPSWとして採用 PSW協会組織化の機運が高まる 精神衛生センターにて第1回ケースワーカーの会が開催	県の家族会結成されるが、会長の個人的な理由により 1986年に解散
1984年		*宇都宮精神病院不詳事件が新聞報道される
1983年	那覇の料理屋(うりずん)にて新年会を兼ねて「沖縄精 神科医療ケースワーカーの会」が設立	
1985年	PSW全国大会の沖縄開催を打診され一旦断るが、再度 検討し開催を引き受けることになる	

西 暦	沖縄県PSW協会のあゆみ	本土および沖縄の精神保健福祉等の情勢
1987年	「沖縄県内の精神科医療機関における精神医学ソーシャルワーカーの実態調査」吉田美智子	
1987年	「沖縄県内の精神科医療機関における精神医学ソーシャルワーカーの実態調査」吉田美智子	
1988年	第24回PSW全国大会沖縄大会開催 沖縄 で最初の精神障害者の作業所、「アトリエ種子」を宮城豊子が開設 西銘隆田崎病院 にPSWとして採用	*精神保健法施行 PSW全国大会を機に、沖縄県の家族会結成について話し合いが持たれ、沖縄県精神障害者家族連合会(沖家連)が結成 糸満晴明病院に県内初のアルコール専門病棟開設
1989年	機関誌「PSWの眼」創刊号発行 第1回やどかりセミナー開催(県総合精神保健センター) 南風原町-地域 に根ざした社会復帰活動を目指して-	
1990年	第2回やどかりセミナー開催 (県総合精神保健センター) 南風原町-社会復帰活動 の拡がりのために-	
1991年	第3回やどかりセミナー開催(厚生年金休暇 センター) 佐敷町-社会復帰活動 の拡がりのために-	
1992年	第4回やどかりセミナー開催 (読谷村総合福祉センター) 読谷村-社会復帰 への促進-	
1993年	第5回やどかりセミナー開催(浦添市社会福祉 センター) 浦添市-仲間 づくりとその支えて-	*障害者基本法成立 ピープル会(患者会)発足
1994年	第6回やどかりセミナー開催(浦添市社会福祉 センター) 浦添市-仲間づくりとその支えてパート2- 「PSWの眼」2号発行	沖家連社団法人化され、沖縄精神障害者福祉連合会(沖福連)に名称変更 「芽ばえの会」(患者会)発足
1995年	第7回やどかりセミナー開催 (石川市保健相談センター) 石川市-仲間 づくりとその支えてパート3-	*精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)施行 メンバーズクラブ「ふれあい」開設、同時に「つどい」が始まる
1996年	第8回やどかりセミナー開催 (沖縄市市民会館) 沖縄市-共 に暮らせる地域づくりを目指して-	
1997年	第9回やどかりセミナー開催 (石川市市民会館) 石川市-共 に暮らせる地域づくりを目指してパート2-	*PSWの国家資格化(精神保健福祉士法)
1998年	第10回やどかりセミナー開催 (シュガーホール) 佐敷町-再発見、語ろう私たちの生き方-	精神保健回復者の結成 全国精神障害者沖縄県支部発足 沖縄県精神障害者連合会(沖精連)発足
2000年	第1回精神保健福祉市民ボランティア講座 (とまりん)那覇市-身近な精神保健福祉を学ぶ- 沖縄県ソーシャルワーカー協議会発足 琉球新報「福祉の窓」スタート	*介護保険法施行 *成年後見人制度施行 *児童虐待の防止等に関する法律公布
2002年	第2回精神保健福祉市民ボランティア講座 (糸満市農民研修センター)糸満市 -こころの健康のために-	
2003年	第3回精神保健福祉市民ボランティア講座 (具志川市保健センター)具志川市 -精神障害者の理解と支援のために-	*支援費制度施行
2005年	第4回精神保健福祉市民ボランティア講座(沖縄市農民研修センター)沖縄市-安心 して暮らせる地域づくりを目指して-	
2006年	第5回精神保健福祉市民ボランティア講座(浦添市中央公民館)浦添市-安心 して暮らせる地域づくりを目指して- 「PSWの眼」3号発行	*障害者自立支援法施行
2007年	「PSWの眼」4号発行 第 6回精神保健福祉市民ボランティア講座(名護市労働福祉 センター)名護市-安心 して暮らせる地域づくりをめざして-	

診療所利用患者へのソーシャルワーク介入システムの検討

— 地域における医療ソーシャルワーカーの支援の必要性 —

富樫 八郎*・村田 真弓**

The Examination of Social Work Intervention Systems for Clinic Patients:
The Need to Support Hospital Social Workers in the Community

Hachiro Togashi and Mayumi Murata

本研究の目的は、診療所利用患者へのソーシャルワーク介入が可能となる支援システムを考察することにある。

疾病や障害をかかえた患者は、諸々の生活課題をかかえるが、疾病や障害に伴う苦痛や不快、不安などから生活課題に対する対処能力は、一般的に低下する。また療養生活に必要な医療や福祉のサービスなどの社会資源の活用にも困難をきたす。これらの患者に対して、病院における医療ソーシャルワーカー（以下、SWと略記）は、生活課題の明確化と対処能力の向上、適切な社会資源の活用を支援している。

しかし、多くの診療所にSWが不在のため、診療所利用患者の多くは、ソーシャルワーク介入の機会を得ない。地域で諸々の生活課題をかかえながらも半ば放置されている現実がある。

本研究の対象となった沖縄県にある浦添市メディカル・インフォメーションセンターには、2名のSWと1名の保健師を配置し、診療所利用患者やその家族、一般市民に対しソーシャルワーク介入を行っている。この浦添市メディカル・インフォメーションセンターの運営方法やソーシャルワーク介入の実績等を調査研究するなかで示唆されたことがある。それは、行政と地域医師会との協力・連携があれば、診療所利用患者へのソーシャルワーク介入が可能となるシステムを構築できるということである。

キーワード：診療所利用患者、生活課題、ソーシャルワーク介入

The purpose of this study is to examine a support system that enables social work interventions for clinic patients.

Patients with illness or disability, while facing various life tasks in general, experience deterioration of the capacity to cope with pain, discomfort, or with the anxiety associated with illness or disabilities. They also face difficulty in utilizing social resources such as medical and welfare services, which are needed for recuperation. For these patients, hospital social workers provide a support system for making life tasks easier, to aid in coping, and to help utilize the appropriate social resources.

However, because social workers are absent in many clinics, most of the clinic patients cannot meet the opportunity of social work intervention. In reality, they are neglected in the community while facing various life tasks.

Urasoe City Medical Information Center in Okinawa prefecture, the place where this study was conducted, has a staff of two social workers and one health nurse for conducting social work interventions for clinic patients, their families, and the general public. In the course of studying management and implementation of social work interventions at this Urasoe City Medical Information Center, an implication was observed. In other words, with cooperation and/or partnership with public administration and local medical associations, it is possible to establish a system that enables social work interventions for clinic patients.

Key words : clinic patients, life tasks, social work intervention

*沖縄大学人文学部, 902-8521 那覇市国場555, htogashi@okinawa-u.ac.jp

**沖縄大学人文学部, murata@okinawa-u.ac.jp

I 問題の所在

1. 患者の生活課題と対処能力

私たちの日常の生活は、生活課題（問題）に対する対処能力^①の発揮と、公私の社会資源の活用との連続からなる。ここでいう「生活課題」とは、個人と環境（家族・知人・制度・施設・住宅等）との間に生じる生活上の遂行課題を意味する。また「対処能力」の構成要素は、現実認識能力や対人関係能力、自尊感情の保持からなる。そして「社会資源」は、ピンカスとミナハン（Pincus&Minahan,1973）^②の区分、すなわちインフォーマルな資源（家族・知人等）やフォーマルな資源（自助団体等）、社会的な資源（保健・医療・福祉の機関、施設、制度等）をいう。

ところで私たちが、突然、疾病や障害をかかえた場合、個人差はあるものの生活課題（疾病・障害の受容、医療費・生活費の確保、就労・就学、家族役割の変化、家屋の転変等）に対する対処能力は、一般的に低減する。疾病や障害には苦痛や不快感、不安感などが伴うため、ラザルスやホルクマン（Lazarus & Folkman,1984）^③が指摘するように問題中心の対処より情動中心の対処が優位となるからである。またキャッセル（Cassel,1976）^④は、合理的思考より感情的思考が優位になるからだとして指摘している。

2. ソーシャルワーク介入の欠落と諸問題の発生

疾病や障害の発生は、同時に経済的、心理・社会的問題、すなわち新たな生活課題を引き起こす。しかし、患者・家族は、対処能力の低減により問題解決が困難になるため、しばしば危機的状況に陥る。この危機的状況への適切なソーシャルワーク介入がなかった場合、患者・家族は、負の学習を重ね、病院への不信や他者不信、自己概念の障害、生活苦、家族問題等を引き起こすことになる。なお、ここでの「ソーシャルワーク介入」は、臨床的機能の発揮（認知・感情・行動の変容）、教育的機能の発揮（保健・医療・福祉制度、機関、施設等の情報提供や助言）、調整的機能の発揮（媒介・

代弁・調停）、代行的機能の発揮（代筆・同行等）から構成される。

3. 患者に対するソーシャルワーク介入の実態

(1) 病院へのSWの配置状況

厚生労働省の「2005（平成17）年医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概要」^⑤によれば、一般病院・7952箇所に対しSWの数は7842人、精神科病院・1073箇所に対しSWの数は967人である。要するに一般病院および精神科病院へのSWの配置は、約1名にしすぎない。当然のことながらSWの配置されていない病院もまだまだ存在する。従って患者・家族は、病院に通院や入院をしても、SWによるソーシャルワーク介入の機会を得ないこともでてくるわけである。

(2) 急性期型病院でのソーシャルワーク介入の実態

急性期型病院における患者・家族に対するソーシャルワーク介入は、昨今の平均在院日数の短縮化とあいまって、その介入頻度は少なくなってきている。富樫（2004）の「急性期型病院におけるソーシャルワーク介入に関する研究」^⑥によれば、面接や電話による1回のみでのソーシャルワーク介入で終結するケースは、全ケースの34%にもなる。平均すると1ケースに対するソーシャルワーク介入は、約3回でしかない。そのため、ソーシャルワーク介入の内容は、教育的機能の発揮（医療・福祉制度、医療・福祉制度等の情報的提供や助言）や調整的機能の発揮（媒介・調停・代弁）が中心となり、十分な臨床的機能の発揮（認知・感情・行動変容）はみられていない。このことから急性期型病院を利用する患者・家族は、十分なソーシャルワーク介入の機会を得る状況にはなっていない。

(3) 診療所利用患者へのソーシャルワーク介入

大多数の診療所には、SWは配置されていない。従って診療所利用患者、その家族の多くは、医師や看護師等による助言などを受けることがあっても、SWによるソーシャルワーク介入を受けることはない。患

者・家族は、多様な生活課題をかかえながら療養生活を送っているのが実情である。

(4) 診療所利用患者へのソーシャルワーク介入システムの必要

このようなことから、地域に点在する診療所利用患者や一般病院や精神科病院を利用しながらもソーシャルワーク介入の機会を得ない患者（以下、診療所利用患者等と表現）へのソーシャルワーク介入が可能になるようなシステムが必要である。医療現場の現任SWによるソーシャルワーク介入がなぜ必要なのか。それは、医療現場のSWは、患者・家族のかかえる生活課題とそれへの対処能力の特徴および適切な社会資源を知り得ているからである。疾病や障害の程度やその進行は、生活課題やそれへの対処能力、社会資源の活用までをも変化させる。そのため、SWは、医師をはじめとする医療スタッフとの連携の中でソーシャルワーク介入を展開している。

II 研究目的と意義

ところで、地域における高齢者の生活を総合的に支援するシステムは、2005年の改正介護保険法により地域包括支援センターが各市町村に設置された。このセンターは、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待予防、介護予防マネジメントなどの役割をもつ総合的な支援機関である。

しかし、深刻な生活課題をかかえながらも対処能力が低減している診療所利用患者等に対しソーシャルワーク介入が可能になるようなシステムは、地域に存在しない。

また地域生活支援システムに関する先行研究を概観すると、小林(2007)⁷⁾や山本(2007)⁸⁾らの研究にみられる。しかし、診療所利用患者等へのソーシャルワーク介入を可能にする支援システムに関する研究はみられない。

これらのことから、本研究の目的は、診療所利用患

者等に対し医療現場の現任のSWによるソーシャルワーク介入が可能になるようなシステムを考察することにある。そしてそれは、いかなる条件のもとで、システムが成立するかを検討することでもある。ここで、医療現場の現任のSWと限定している理由は、このSWであれば医療現場の実情を理解した上でソーシャルワーク介入が可能となるからである。

診療所利用患者等を対象とするソーシャルワーク介入システムが各自治体に設置され、SWによるソーシャルワーク介入が可能となれば、患者の療養生活での自立・自律や生活の質の向上がすすむことになる。

III 研究方法

1. 調査対象

(1) 調査対象1

①浦添市の診療所

(2) 調査対象2

①対象機関：浦添市メディカル・インフォメーションセンター（以下、MIセンターと略記）

②特定理由：行政にMIセンターを設置し、SWを配置し、診療所利用患者および一般市民を対象に、相談支援ならびに地域ネットワークをすすめている先進事例であることから調査・研究対象とした。

2. 調査内容

(1) 浦添市内の診療所のSW配置

(2) MIセンターの起源・概要・業務実績等

①MIセンターの沿革

②MIセンターの概要

- ・MIセンターの事業目的
- ・MIセンターの実施主体および連携・協力機関
- ・MIセンターの運営体制
- ・MIセンターの職員構成
- ・MIセンターの業務内容

③MIセンターの利用方法

- ・MIセンターの設置場所・環境
- ・MIセンターの利用日時
- ・MIセンターの利用方法
- ・MIセンターの周知方法

④MIセンターの業務実績

- ・相談支援延べ件数
- ・利用者の年齢・性別
- ・相談支援内容の割合
- ・支援区分

⑤市民のMIセンター評価

- ・市民のMIセンターへの役割期待
- ・行政での医療相談の必要性

3. 調査期間

(1) 調査期間

- ①期間：2007年12月

4. 調査方法

(1) 調査方法1

①資料調査

- ・「浦添市医師会会員名簿」⁽⁹⁾から診療所数等を調査する。
- ・「沖縄県医療ソーシャルワーカー協会会員名簿」⁽¹⁰⁾および「沖縄県精神保健福祉士協会会員名簿」⁽¹¹⁾から浦添市における診療所のSW配置を調査する。

(2) 調査方法2

- ①訪問調査：MIセンターのHSWおよび保健師より聞き取り調査

- ②資料調査：MIセンターの事業報告等の調査

③分析方法

- ・政策的側面からの分析手法をとる。
- ・実践的側面からの分析手法をとる。

1. 浦添市における診療所のSW配置

(1) 浦添市における診療所

2007年12月現在の浦添市における診療所の数は、65施設である。

(2) 浦添市・診療所におけるSWの配置状況

浦添市内・65の診療所におけるSWの配置は、0施設である。

2. 浦添市MIセンターの沿革

2001(平成13)年3月1日、市長の施政方針の中に掲げた「浦添市メディカル・インフォメーションセンター」の実現が発表される。同年7月2日から福祉保健部・福祉課をはじめとする関係部署および浦添市医師会から「メディカル・インフォメーション運営事業(専門)委員」を選出し、検討委員会を数回にわたり開催している。そして、同年11月26日「メディカル・インフォメーション運営事業検討委員会の最終報告(MI事業創設の意義と役割、MI事業の望ましい運営体制、MI事業に関わる相談支援、情報提供のあり方、行政と医師会の協力・連携体制等)」⁽¹²⁾が市長に提出される。

2002年(平成14)年4月1日、「平成14年度浦添市メディカル・インフォメーション運営事業(相談支援)に係わる面接相談員(医療現場の現任SW2名)の派遣契約」を浦添市と浦添市医師会との間で締結される。この締結をみた4月1日、来所相談および電話相談(フリーダイヤル)が可能な浦添市メディカル・インフォメーションセンターが開所される。⁽¹³⁾

3. MIセンターの概要

(1) MIセンターの事業目的

「浦添市メディカル・インフォメーション運営事業実施要綱」で、MIセンターの目的を「保健・福祉・医療の連携による包括的な地域ケア体制の構築を図るとともに、市民の医療に関する各種の相談に応じ、疾病の予防をはじめ、個人が良質の医療を自己選択できるよう、その医療ニーズに対応した必要な情報提供、相談助言、関係機関との連絡調整等の便宜を供与する

IV 結果

ことにより、地域医療の発展に資することおよび市民福祉の向上を図る」⁽⁴⁴⁾としている。

(2) MIセンターの実施主体と相談支援業務の医師会委託

MIセンターの実施主体は、浦添市となっている。しかし、相談支援業務については、浦添市医師会に委託し、医師会がMIセンターに2名のSWを派遣している。2名のSWは、市内の4病院のなかからローテーションで6ヶ月から1年間、MIセンターに派遣されている。この2名のSWの人件費は、浦添市福祉保健部の予算に計上されている。

(3) 浦添市と医師会との協働でのMIセンター運営

MIセンターの運営および事業に関する重要事項を調査・審議することを目的に「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営協議会」が開催されている。委員は、学識経験者・医師会長・副医師会長・歯科医師会・市の関係部署の管理職から構成されている。⁽⁴⁵⁾

(4) MIセンターの職員

MIセンターは、所長（保健師）および医師会から派遣された2名のSW（社会福祉士および精神保健福祉士等）で構成されている。

(5) MIセンターの業務内容

①相談支援業務

- ・健康や医療に関する相談支援
- ・医療および医療機関等の情報提供

②地域ケアネットワーク

- ・健康増進・疾病予防の啓発等に関する支援
- ・保健・福祉・医療連携に伴うIT事業の整備推進
- ・保健・福祉・医療のネットワークによる包括的な地域ケア体制の構築

4. 利用者本位のMIセンター

(1) MIセンターの設置場所・環境

①設置場所

MIセンターは、利用者が身近に来所できる身近性、正面玄関や地下駐車場から容易に来所できるという利便性、わかりやすいという周知性、相談窓口の総合的な機能が発揮できる総合性を確保するため「本庁1階ロビー」に設置されている。

②MIセンターの環境

- ・約33㎡（事務室・会議室・面接室2室）
- ・電話（フリーダイヤル）

(2) MIセンターの利用日時

- ①利用日：月曜日～金曜日
- ②利用時間：午前8時30分～午後6時

(3) MIセンターの利用方法

- ①来所相談
- ②電話相談
- ③上記①②の匿名性の保証

(4) MIセンターの広報・その他の活動

- ①広報紙の発行
 - ・年6回の「メディカル・ナビ（医療機関情報等）」の発行
- ②MIセンターホームページ
 - ・各種の医療関係の情報提供
- ③医療に関する講演会等の開催

5. MIセンターの業務実績

本稿で活用するデータは、MIセンターの2006（平成18）年度「相談支援業務実績」⁽⁴⁶⁾から引用したものである。なお、データの解釈は、筆者が記したものである。

(1) 相談支援延べ件数

- ①年間の総相談支援延べ件数は、841件であり、月平均にすると約70件である。
- ②電話相談（521件）と来所相談（320件）の割合は、6対4と電話相談が多い。

表1-1

	電話	来所	計
06年4月	36	18	54
5月	46	34	80
6月	44	32	76
7月	54	23	77
8月	59	28	87
9月	37	14	51
10月	34	35	69
11月	36	29	65
12月	37	26	63
07年1月	40	20	60
2月	46	35	81
3月	52	26	78
計	521	320	841

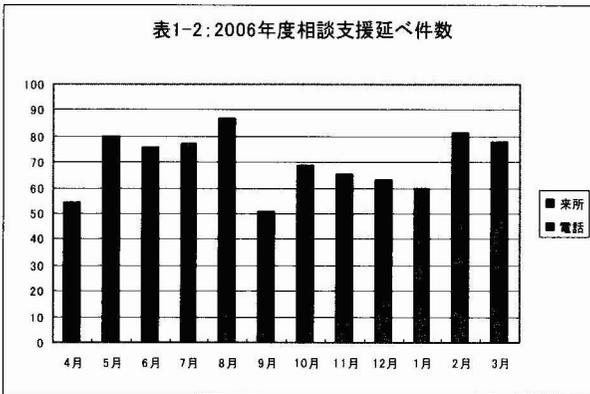
出典：平成18年度MIセンター相談支援実績（浦添市）

表2-1

	男性	女性	不明	計
0～4	12	7	22	41
5～9	8	9	10	27
10～	1	5	4	10
15～	6	7	0	13
20～	9	15	1	25
25～	5	27	0	32
30～	36	62	0	98
35～	21	23	1	45
40～	10	31	0	41
45～	8	8	0	16
50～	37	54	0	91
55～	8	16	1	25
60～	26	42	0	68
65～	27	27	3	57
70～	21	21	0	42
75～	1	10	1	12
80～	4	11	2	17
85～	0	2	0	2
90～	2	6	0	8
不明	26	69	76	171
計	268	452	121	841

出典：平成18年度MIセンター相談支援実績（浦添市）

表1-2:2006年度相談支援延べ件数

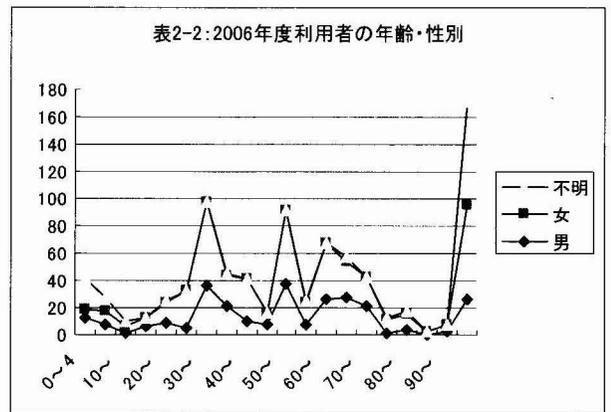


出典：平成18年度MIセンター相談支援実績（浦添市）

(2) MIセンター利用者の年齢・性別

- ①不明を除く男女比では、男性（37％）に比べ女性（63％）からの相談が多い。
- ②全体841件を年齢で見ると30～34歳（99件）と最多であり、50～54歳（98件）、60～64歳（68件）の順となっている。

表2-2:2006年度利用者の年齢・性別



出典：平成18年度MIセンター相談支援実績（浦添市）

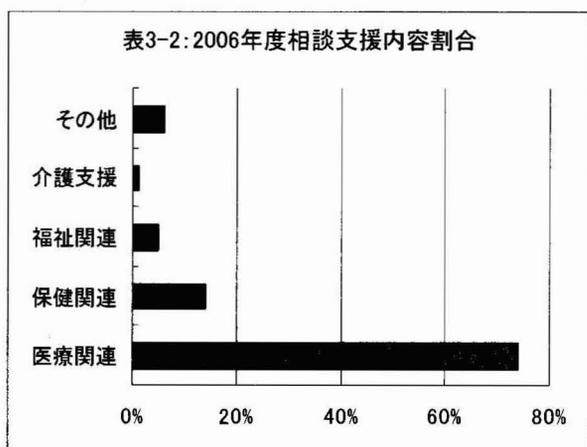
(3) 相談支援内容

①医療関連（74%）が突出して最多である。次に保健関連（14%）、福祉関連（5%）となっている。

表3-1

区分	割合
医療関連	74%
保健関連	14%
福祉関連	5%
介護支援	1%
その他	6%
計	100%

出典：平成18年度MIセンター相談支援実績（浦添市）



出典：平成18年度MIセンター相談支援実績（浦添市）

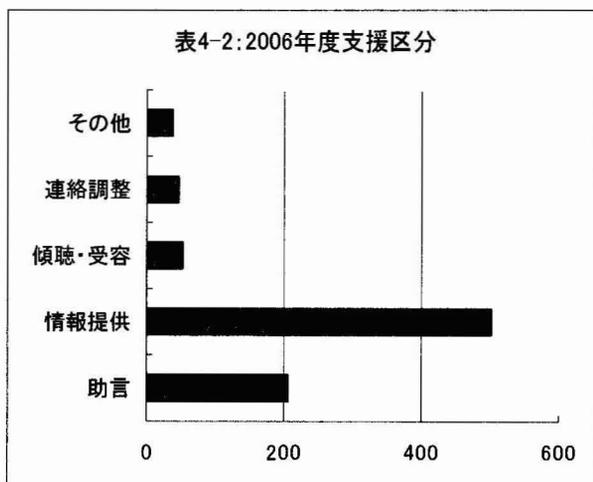
(4) 支援区分

①情報提供（60%）が最多で、次に助言（25%）の順である。

表4-1

区分	割合
助言	25%
情報提供	60%
傾聴・受容	6%
連絡調整	5%
その他	4%
計	100%

出典：平成18年度MIセンター相談支援実績（浦添市）



出典：平成18年度MIセンター相談支援実績（浦添市）

6. 市民のMIセンター評価

本稿で活用するデータは、MIセンターが2006（平成18）年8月～9月にかけて実施した「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営事業に関する意識調査結果」⁽¹⁷⁾によるものである。この調査は、20歳以上の市民を対象とし、配布900件、回収数439件（回収率48.8%）から得たデータである。

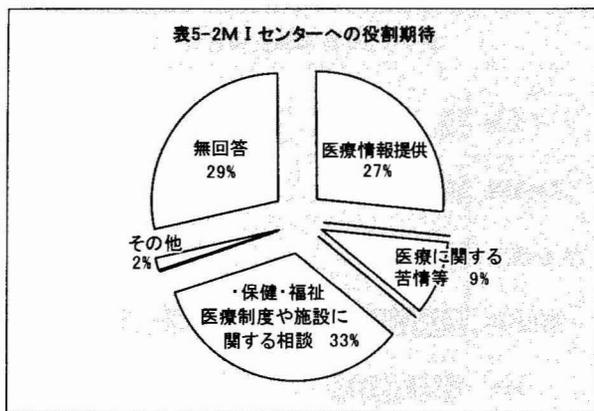
(1) 市民のMIセンターへの役割期待

①保健・福祉・医療制度や施設に関する相談（33%）、次に医療情報提供（27%）、医療に関する苦情等（9%）の順になっている。

表5-1

	医療情報	医療に関する苦情等	保健・福祉・医療制度や施設に関する相談	計
20代	15	5	19	39
30代	78	22	39	139
40代	28	7	13	48
50代	16	6	10	32
60代	27	9	12	48
70代	9	0	4	13
計	173	49	97	319

出典：平成18年「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営事業に関する意識調査結果」



出典：平成18年「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営事業に関する意識調査結果」

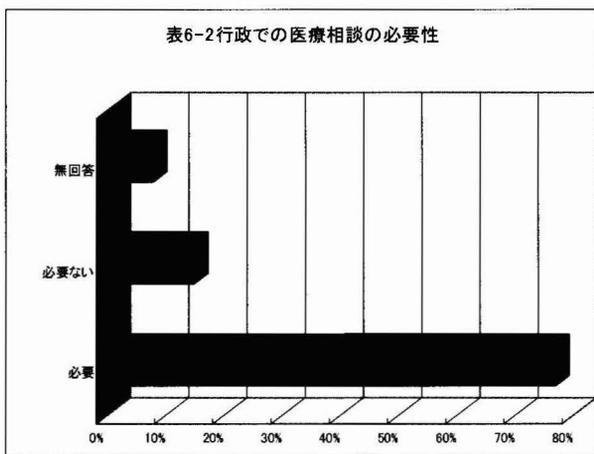
(2) 行政での医療相談の必要性

①医療に関する相談支援の必要性（77%）が明らかになっている。

表6-1

	必要	不必要	無回答	計
20代	60	1	2	63
30代	127	24	5	156
40代	45	8	9	62
50代	32	8	1	41
60代	56	16	7	79
70代	18	7	13	38
計	338	64	37	439

出典：平成18年「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営事業に関する意識調査結果」



出典：平成18年「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営事業に関する意識調査結果」

V 考察

1. 患者・市民の医療情報等ニーズへの行政の対応

社会福祉の発展の条件は、政策主体（行政）・利用主体（患者・市民）・実践主体（保健・福祉職等）の各主体および相互の統合的發展にある。この視座でMIセンターの創設をみた場合、そこには、患者・市民の医療情報等のニーズおよび関連ニーズを行政が把握し、医師会の協力を得て、ニーズの実現を図っている。明確な政策主体（行政）の意思のなかにMIセンターの誕生はある。

2. MIセンターと相互互恵

MIセンターのSWや保健師による「相談支援（健康や医療に関する相談、医療および医療機関等に関する情報提供）」は、診療所利用患者や市民の不用な不安や不用な病院ショッピングを取り除くことができる。

行政の側で捉えてみると、MIセンターのソーシャルワーク介入は、診療所利用患者や市民の行政への信頼という波及効果とともに、医療費の節減といった実質的な効果をももたらす。

病院や診療所にとっては、MIセンターで行われるソーシャルワーク介入で、経済的、心理・社会的問題の解決により、治療効果を高めることができるようになる。また、苦情解決等で円滑な病院・診療所運営が図られたりもする。

そしてまた、MIセンターで実施される「地域ケアネットワーク（健康の増進、疾病の予防啓発、保健・福祉・医療のネットワークの推進等）」は、診療所利用患者・市民へのトータルなサービス提供を可能にする。

3. 行政の場に医療ソーシャルワーカーの配置

医療・高齢・児童・障害福祉などの領域に働くソーシャルワーカーの共通目標は、いわゆる医療・保健・福祉サービスの利用者の生活課題への対処能力の向上と適切な社会資源の活用支援にある。

特に医療現場のSWによる患者・家族に対するソーシャルワーク介入には、十分な配慮が必要となる。それは、患者の疾病や障害の程度、病状の変化などによって、そのつど生活課題やそれへの対処能力が変動す

るからである。MIセンターのソーシャルワーク介入には、患者・家族の生活課題と対処能力の特徴、幅広い社会資源、医療情勢等を熟知している医療現場の現任のSWの配置が求められる。

4. マンパワーの効果的活用

近年の行政は、地方財政の節減傾向の中で、行政は少ない財政投資で、高い市民サービスの提供が課されている。

浦添市は、浦添市医師会との委託契約を通し、2名のSWを派遣してもらいMIセンターに配置している。MIセンターの相談支援には、医療現場の現任のSWの力が必要であり、その点上手なマンパワーの確保の手法をとっている。浦添市は、人件費を予算化し、医師会に支弁している。そして、医師会からSWを派遣している病院に人件費が支弁されるシステムとなっている。

5. MIセンターの実績と市民評価

MIセンターの実績をみると、年間841人に対し電話や面接を通してソーシャルワーク介入が行われている(表1-1、表1-2)。この841人の年齢層は、幅広く、いわゆる「子ども相談」とか「高齢者相談」といった年齢層の偏りはみられない(表2-1、表2-2)。その相談内容は、医療関連がもっとも多い(表3-1、表3-2)。MIセンターに対する市民評価をみると、市民が、行政における医療相談の必要性を強く望んでいることが明らかである(表6-1、表6-2)。そして市民は、MIセンターに対し、医療情報の提供や保健・福祉・医療制度や施設に関する相談ができることを期待している(表5-1、表5-2)。

6. 医療制度改革「地域ケア整備構想」への対応としてのMIセンター

1997年の健康保険法改正(健保本人の一部負担1~2割に引き上げ)にはじまった医療制度改革は、2008年から各都道府県で具体化されることになる。この医療制度改革では、2012年をその第一期計画の目標年と

して「医療費適正化計画(生活習慣病の予防、平均在院日数の短縮)」、「地域医療計画(医療連携ネットワークの構築等)」、「地域ケア整備構想」、「医師確保対策」、「後期高齢者医療制度」などがすすめられることになる。

ここで注視したい医療制度改革は、特に「地域ケア整備構想」である。この中では、現在ある療養病床35万(医療療養23万床+介護療養12万床)を2008年4月から2011年末までに20万床を削減し、医療療養病床(15万床)のみにする計画である。削減された20万床は、老人保健施設やケアハウス、在宅療養支援診療所に転換されることになる。

前記の「医療費適正化計画」のもとでの平均在院日数の短縮と療養病床の大幅削減は、地域に多数の医療ニーズや相談支援ニーズの高い診療所利用患者等を生み出すことになる。

これらの診療所利用患者等には、MIセンターにみられるようなSWのソーシャルワーク介入が必然的に必要となる。この点からもMIセンターは、医療制度改革の「医療費適正化計画」や「地域ケア整備構想」への確かな対応システムともいえる。

VI 結論

このたび、沖縄県・浦添市メディカル・インフォメーションセンターの運営方法やSWによるソーシャルワーク介入の実績、市民のセンターへの期待の多さ等を調査研究する中で示唆されたことがある。その第1は、診療所利用患者への医療現場の現任SWによるソーシャルワーク介入システムの構築は可能であること。第2に、その具体化のためには、行政が医師会と協力・連携すれば、医療現場の現任のSWの確保が可能となること。

医療制度改革の進行する時代を迎え、各自治体には、浦添市メディカル・インフォメーションセンターのような医療現場の現任のSWによるソーシャルワーク介入が可能となるようなシステムの構築が課されるものとする。

また、自治体での医療現場のSWの確保が困難な場合、各都道府県と都道府県医師会との協力・連携で浦添市メディカル・インフォメーションセンターのようなソーシャルワーク介入システムを構築することも考えられる。

注

- (1) H・M・バートレット、小松源助訳、1989、『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房、95-104.
- (2) アレン・ピンカス／アン・ミナハン、岡村重夫・小松源助監訳、1980、『社会福祉実践方法の統合化』ミネルヴァ書房
- (3) リチャードS・ラザルス／スーザン・フォルクマン、本橋寛・春木豊・織田正美監訳、1991、『ストレスの心理学』実務教育出版、155-160.
- (4) エリック・キャッセル、大橋秀夫訳、1981、『医者と患者』新曜社、26-29.
- (5) 厚生労働省、2005、「平成17年（静態・動態）調査病院報告」厚生労働省ホームページ
- (6) 富樫八郎、2004、「急性期型病院におけるソーシャルワーク介入の頻度に関する研究」『沖縄大学人文学部研究紀要』5号、79-86.
- (7) 小林良二、2007、「地域生活支援システムの現状と課題」『社会福祉研究』第99号、33-36.
- (8) 山本繁樹、2007、「地域包括支援センターにおける総合相談の意義と展開」『ソーシャルワーク研究』Vol.33(3)、13-21
- (9) 浦添市医師会、2007.12『浦添市医師会会員名簿』
- (10) 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会、2007.6『会員名簿』
- (11) 沖縄県精神保健福祉士協会、2007.3『沖縄県精神保健福祉士協会会員名簿』
- (12) 浦添市、2002.4.17、「浦添市メディカル・インフォメーション運営事業開始までの経過」
- (13) 浦添市、2002.4.1、「浦添市メディカル・インフォメーション運営事業実施要綱」
- (14) 浦添市、2002.10.1、「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営協議会規則」
- (15) 浦添市、2002.10.1、「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営協議会規則」
- (16) 浦添市、2007.3.15、「浦添市メディカル・インフォメーションセンター相談支援業務実施状況報告書」
- (17) 浦添市、2007.2、「浦添市メディカル・インフォメーションセンター運営協議会に関する意識調査表」

沖縄島西方諸島の留鳥種数と留鳥相

中村 和雄*・髙原 建二**

Number of Species and Fauna of Resident Birds in Islands off the Western Coast of Okinawa Island

Kazuo Nakamura and Kenji Takehara

沖縄島西海岸の沖に位置する慶良間諸島、久米島、粟国島、伊是名島、伊平屋島における留鳥の鳥類相の特徴を知るため、これらの島の面積と種数との関係を求めた。得られた回帰直線に基づく種数の期待値と観測値とを比べたところ、渡嘉敷島と久米島での種数は期待値よりも小さかった。渡嘉敷島での観測値が少ない理由は、観察が十分なされていないことによるほか、森林の樹種の単純さなどによるためと考えられる。逆に、伊是名島と粟国島では、種数の実測値は期待値よりも多かった。これらの島には、他の島には生息していない種が1-3種見られたが、それらの中でコウライキジ *Phasianus colchicus karpowi* (伊是名島) やシロガシラ *Pycnonotus sinensis* (粟国島) など導入・侵入種の存在が大きな役割を果たしていた。

慶良間諸島とそれ以外の島との留鳥相を比較したところ、慶良間諸島ではバン *Gallinula chloropus indica* などの沼沢地を生息場所とする種が欠けていた。これは、慶良間諸島では島の大部分が森林で覆われていて川や池がほとんどないためである。このことは、環境の多様性が鳥類相の豊富さをもたらしていることを示している。

キーワード：留鳥相、面積-種数関係、慶良間諸島、久米島、粟国島、伊是名島、伊平屋島

In order to know the characteristics of resident bird fauna in five islands from Kerama Islands and in four of Kume, Aguni, Izena and Iheya Islands off the western coast of Okinawa Island, we could obtain a linear relationship between the number of bird species in the islands and the area of these islands. Comparison of the actual number of species with the expected number based on the species-area relationship showed that the numbers of species in Tokashiki Is., Kerama Islands and Kumejima Is. were smaller than the expected one. Smaller number in Tokashiki Is. was thought to be due to the scarce survey frequencies and to a simple flora of forests at this island. On the contrary, the numbers of species in Izena Is. and Aguni Is. were larger than the expected. In these islands the introduced or invaded species, such as the pheasant, *Phasianus colchicus karpowi* (in Izena Is.) or the light-vented bulbul, *Pycnonotus sinensis* (in Aguni Is.), increased the actual number of species.

Comparison of bird fauna between the islands in Kerama Islands and the other islands showed that bird species inhabiting rivers, ponds and swamps were few in the former. This is because the islands in Kerama have a large area of the forest but few of rivers and swamps, showing that diversified topography and land use result in the diversified bird fauna.

Key words : Resident bird fauna, the species-area relationship, Kerama Islands, Kume Island, Aguni Island, Izena Island, Iheya Island

1. はじめに

琉球列島は、大小さまざまな多くの島からなる。これらの島の標高はそれほど高くはないが、大部分が山地からなる島と広い低地とからなる島とがある。この地形の違いは、それぞれの島の植生や土地利用の差を

もたらしている。この環境の違いは、当然のことながらそこに生息する動物相に影響を与え、種数を規制すると予想される。

沖縄島西方の東シナ海には、大小いくつかの島が浮かぶ。これらの島は、比較的狭い範囲に位置するから、

*沖縄大学法経学部, nakm@ma6.seikyoe.ne.jp

**沖縄県立美咲養護学校

気候にはそれほど変化がないと考えられる。そこで、これらの島々における鳥類相を比較し、それぞれの島における鳥類相に關与している地形や植生の影響を知ろうとした。ただしここでは、鳥類のうち留鳥のみを対象にした。これは、島の鳥類相を考える場合、冬鳥や夏鳥のように特定の季節だけ島を訪れるものよりは、一年を通してそれぞれの生息地(ニッチ)を占める留鳥の方が、その島に特有な生息地を反映しているであろうから、島の特徴を表しやすいと考えたからである。

ここでは、各島における留鳥の種数の比較を行ったが、鳥類群集の構造を考えるためには、種数とともに各種の個体数も重要なパラメータとなる。個体数も含めた鳥類相の比較は、別途取りまとめる予定である。

この研究は、平成15-17年度科学研究費補助金「過疎化・超高齢化に直面する沖縄『近海離島』における持続的発展モデルの構築」中の環境保全班で行ったものの一部である。

2. 方法

ここで比較分析の対象とした島は、沖縄島の西方に位置する島のうち、沖縄島から20km以上隔離されていて、鳥類相が調べられているものとした。すなわち、

慶良間諸島に属する渡嘉敷島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、屋嘉比島の5島と久米島、粟国島、伊是名島、伊平屋島を加えた計9島である(図1)。これらの島は、北緯25° 10′(慶留間島)–27° 31′(伊平屋島)、東経126° 43′(久米島)–128° 03′(伊平屋島)の狭い範囲に位置している。各島の面積と沖縄島からの最短距離は表1の通りで、面積は1.15(慶留間島)–59.11km²(久米島)の範囲に、沖縄島からの最短距離は22.1(伊是名島)–82.1km(久米島)の範囲にある。これらの島間の距離は、慶良間諸島に属する5島では3.2km以内、伊是名島–伊平屋島間が4.5kmであるが、粟国島–久米島間は最短距離の島まで20km以上離れている。

ここで用いた各島における鳥類種数は、髙原らによってまとめられている生息種のリストを基にしたが、一部は筆者らが行った調査によって修正したものである。すなわち、慶良間諸島(渡嘉敷島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、屋嘉比島)は髙原ら(1995)によって記録された生息種に筆者らが2003–05年に行った調査結果に基づいて修正を加えもの、久米島は髙原ら(2001)によるもの、粟国島は筆者らが2005年に行ったもの(髙原ら、未発表)、伊平屋島と伊是名島は髙原ら(2004)によるものである。

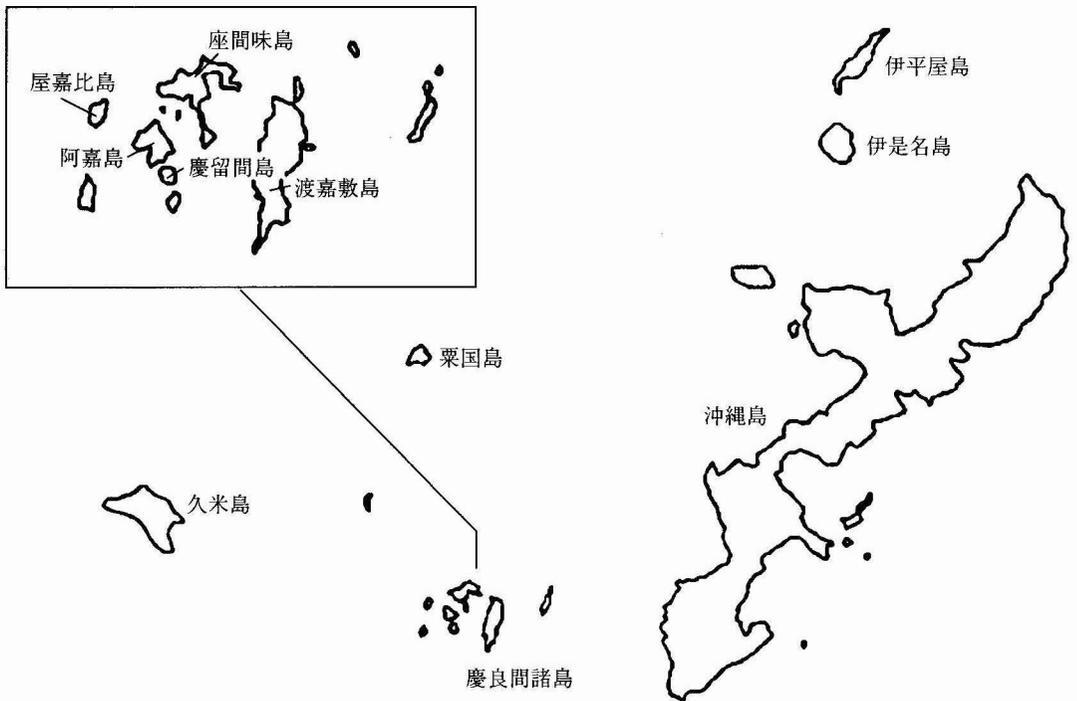


図1 鳥類相の解析を行った慶良間諸島(5島)と久米島、粟国島、伊是名島、伊平屋島

ここでは、これらのリストで「留鳥」とされているものを対象としたが、観察が年間を通してなされていなくても、繁殖確認がなされているもの、他の島や沖縄島での生息状況から留鳥と判断されるものを含めた。高原ら（1995）による慶良間諸島の鳥類相のリストでは、アカヒゲ *Erithacus komadori namiyei* が阿嘉島と慶留間島に生息するとされているが、筆者らの調査やその他の知見から、現在は慶良間諸島での生息が確認されなかったため、この種は除いた。（ここでは、種の学名は亜種名まで表示するが、和名は種名で表す。）

メインランドからの距離が等しい場合、島の面積が大きくなると、そこに生息する生物の種数も増加する

表1 対象とした島の沖縄島からの最短距離と面積

島名	距離(km)	面積(km ²)
慶良間諸島		
渡嘉敷島	25.7	15.29
座間味島	31.1	6.66
阿嘉島	34.7	3.82
慶留間島	34.7	1.15
屋嘉比島	38.3	1.26
粟国島	49.5	7.63
久米島	82.8	59.11
伊是名島	22.1	14.14
伊平屋島	32.0	20.59

ことが一般に認められているから (Darlington, 1957; Williamson, 1981), 島ごとの種数を比較する際、島の面積の違いを考慮する必要がある。ここでの目的が、各島の留鳥相に關与している地形や植生の影響を知ることであるため、メインランドである沖縄島からの距離（9島の範囲は26-82km; 表1）は無視して、島の面積の違い（9島の範囲は約1-60km²; 表1）だけを考慮することにした。また、アカヒゲのようにかつては生息していたが、現在は絶滅している種は除き、逆に侵入・導入種を加えた。そこで、それぞれの島の面積（対数値）を独立変数とし、種数（対数値）を従属変数として回帰分析を行い、島面積-種数関係を求めた。

次に、各島の鳥類相の特徴を見るため、回帰直線によって期待されるその島の種数（期待値）と実際の種数（観測値）との差を基にして、各島の鳥類相を比較した。このため、面積の大きさを基準化して求めた期待値と観測値との差（標準化誤差）が大きかった島について、その差を生じさせていると考えられる鳥種を求め、その種が生息する、あるいは生息しない原因を生息地の環境に求めた。期待値と観測値との差を生じさせている鳥種は、それぞれの種がここで対象にした9島のうち何箇所の島に生息するか（ここではそれを生息島数と呼ぶ）を指標として求めた。

各島における土地利用の状況は、沖縄県企画部

表2 生息島数が9および8島の留鳥

生息島数	種	生息域**
9	クロサギ <i>Egretta sacra sacra</i>	本州南部-琉球列島
	キジバト <i>Streptopelia orientalis stimpsoni</i>	琉球列島
	リュウキュウツバメ <i>Hirundo tahitica namiyei</i>	琉球列島・大東諸島
	ヒヨドリ <i>Hypsipetes amaurotis pryeri</i>	沖縄・宮古諸島
	イソヒヨドリ <i>Monticola solitarius philippensis</i>	本州-琉球列島・大東諸島
	セッカ <i>Cisticola juncidis bruniceps</i>	本州中南部-琉球列島
	メジロ <i>Zosterops japonicus loochoensis</i>	琉球列島
	ハシブトガラス <i>Corvus macrorhynchos connectens</i>	奄美・沖縄諸島
8	ウグイス <i>Cettia diphone riukuensis</i> (粟国島) *	琉球列島
	スズメ <i>Passer montanus saturatus</i> (屋嘉比島)	北海道-琉球列島・大東諸島

* 生息島数が8の () 内は、生息していない島名。

** 生息域はその亜種の日本における生息域。

(2005)により、また、耕地の区分状況は、沖縄県農林水産部(2004)によった。鳥の種の生息地は、『日本鳥類目録』(日本鳥学会, 2000)を基にした。

3. 結果と考察

ここで対象にした9島で生息が確認された留鳥は、10(慶留間島)から23種(伊是名島)まで変動した(付表)。9島の全部に生息する留鳥は8種、8島に生息する留鳥は2種であった(表2)。これらの種は、琉球列島ではどこにでも見られる最も一般的な種とすることができる。

しかし、これら10種のうち、クロサギ *Egretta sacra sacra*, イソヒヨドリ *Monticola solitarius philippensis*, スズメ *Passer montanus saturatus* の3種を除く7種は、いずれも琉球列島ないしは沖縄諸島周辺の固有亜種であるから、地域個体群としては貴重なものである。(ただし、リュウキュウツバメ *Hirundo tahitica namiyei* は、琉球列島および台湾に生息する。)

ここで対象とした9島のうち、8島に生息する種は2種であった(表2)。このうち、スズメは屋嘉比島でのみ生息が確認されていない。この島は無人島であるため、十分な調査がなされたとはいえないが、スズメの生息は人間の居住と深く関わっているといわれているから(佐野, 1982), この島が無人島であることが大きく関係していると考えられる。

粟国島ではウグイス *Cettia diphone* は冬期の観察はあるものの、1年を通しての生息は確認されていないので、九州以北からの *C. d. cantans* の飛来の可能性が考えられる。

図2は、ここで対象にした9島の留鳥についての面積-種数関係である。得られた回帰直線の係数(定数項と勾配)は、表3のようであった。回帰係数は、誤差5%水準で有意であったから、島ごとの留鳥数と島の面積との間には、一定の関係が認められる。また、図2によると、観測値の直線からの隔たりはそれほど大きくないといえる。

9島のうち4島では、種数の期待値と実測値との標準化誤差の絶対値が1.0以上であった(表4-5)。このうち渡嘉敷島と久米島での実測値は期待値よりも大きく下方にずれており、粟国島と伊是名島では、逆に実測値の方が期待値より大きかった(図2)。

今、渡嘉敷島の留鳥相で欠落している種を知るために、渡嘉敷島が属する慶良間諸島の他の島のいずれかに生息していて、渡嘉敷島には生息していない種を表4に挙げた。渡嘉敷島は、慶良間諸島の中で最大の面積

表3 図2で得られた回帰直線の係数と面積-種数間の決定係数 (r^2)

定数項	勾配	r^2
1.061**	0.171*	0.546

**: $\alpha < 0.01$ で有意, *: $\alpha < 0.05$ で有意。

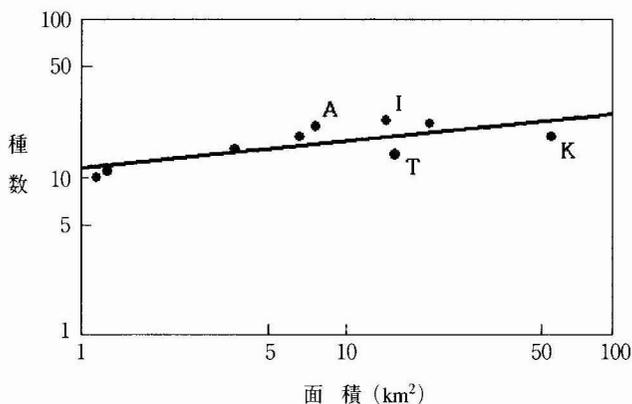


図2 沖縄島西方の9島の島の面積と留鳥の種数との関係
A: 粟国島, I: 伊是名島, T: 渡嘉敷島, K: 久米島。

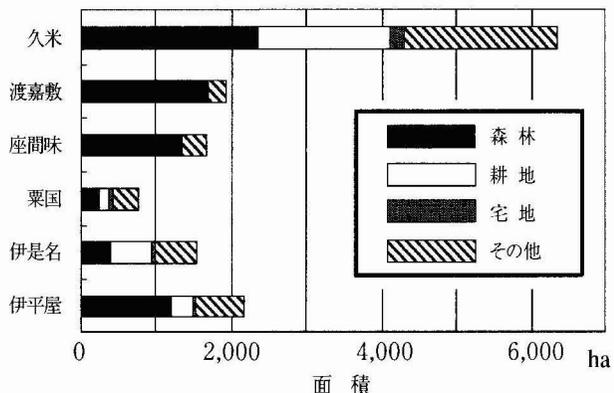


図3 各町村における森林、耕地、宅地、その他の面積(2004年1月現在)(沖縄県企画部, 2004)

座間味村以外では、町村名はほぼ島名に対応するが、座間味村にはここで対象にした座間味、阿嘉、慶留間、屋嘉比島、その他が含まれる。(図4も同じ。)

積を持つ島で（表1）、地形も土地利用の状況もほぼ似通っている（図3）にもかかわらず、この島に欠落していると考えられる種が6種にのぼった。

この6種のうちカイツブリ *Tachybapus ruficollis poggei* を除くと、すべて森林性の鳥である。慶良間諸島に属する渡嘉敷島も座間味村の島々（座間味島、阿嘉島、慶留間島、屋嘉比島）も島の大部分が森林で占められているから（図3）、渡嘉敷島における鳥類相の貧弱さの原因を森林面積の大小に求めることはできない。考えられることは、渡嘉敷島での鳥類調査が他の島に比べて十分になされていないことであるが、それだけで欠落種の存在を説明できるとは思えない。恐らく、森林を構成する樹種の違いや単純化、地形の違いなどによるところが大きいのであろう。慶良間諸島の森林の多くの部分はリュウキュウマツが占めるが、渡嘉敷島と座間味・阿嘉島で樹種構成が異なるのかもしれない。樹種の違いと種数との関係を分析することは、今後に残された課題である。

面積—種数関係からの期待種数より観測値が大きく下方にずれていたもう一つの島である久米島に対して、慶良間諸島以外の3島（粟国島、伊是名島、伊平屋島）のいずれかに生息していて、久米島には生息していない種を表4に挙げた。久米島は、これらの島の中

では最大の面積を持つが（表1）、この島に欠落している種として4種が数えられた（表4）。これらの種のうち、ツミ *Accipiter gularis gulari* 以外の種は、いずれも水田や湿った草地に生息する種であるが、久米島には伊是名島、伊平屋島に比べると水田がわずかしかなかった（図4）。これらの湿地性の鳥の欠落が、久米島の鳥類相を貧弱にしているといえる。

一方、粟国島と伊是名島では、実測値が面積—種数関係から期待されるものより上回った（図2、表5）。これらの島の種数の多さを特徴づけるものとして、これらの島にのみ生息する種を見てみると（表5）、粟国島には3種（タマシギ *Rostratula benghalensis benghalensis*、ズアカアオバト *Sphenurus formosae permanus*、シロガシ

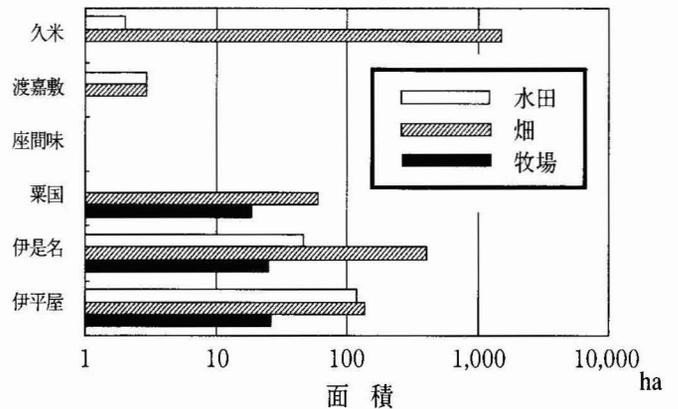


図4 各島における耕地の細区分の面積 (対数表示) (2001年8月現在) (沖縄県農林水産部, 2004)

表4 面積—種数関係から期待されるよりも観測値が大きく下方にずれていた島とそれらの島に欠落していると思われる種

島	標準化誤差	種	生息地
渡嘉敷島	-1.348	カイツブリ <i>Tachybapus ruficollis poggei</i>	川, 池
		ツミ <i>Accipiter gularis gulari</i>	森林
		オオコノハズク <i>Otus lempiji pryeri</i>	森林
		アオバズク <i>Ninox scutulata totogo</i>	森林
		サンショウクイ <i>Pericrocotus divaricatus tegimae</i>	森林
		シジュウカラ <i>Parus major okinawae</i>	森林
久米島	-1.248	リュウキュウヨシゴイ <i>Ixobrychus cinnamomeus</i>	水田, 草原
		ツミ <i>Accipiter gularis gulari</i>	森林
		ヒクイナ <i>Pozana fusca phaeopyga</i>	水田, 草地
		シロハラクイナ <i>Amaurornis phoenicurus chinensi</i>	水田, 草地

渡嘉敷島に対して挙げた種は、慶良間諸島に属する他の島のいずれかに生息していて、渡嘉敷島には生息していない種。久米島に対するものは、粟国島、伊是名島、伊平屋島のいずれかに生息していて、久米島に生息していない種。

ラ *Pycnonotus sinensis*⁽¹⁾ が存在し、伊是名島には1種(コウライキジ *Phasianus colchicus karpowi*) が存在する。このうち、コウライキジは人為的に持ち込まれたものであり(髙原ら, 2004)、シロガシラは1997年までに沖縄島から侵入した種である(金城, 1998)。これらの導入種や侵入種がこれらの島における留鳥種数の増加に関与しているといえる。

侵入種であるシロガシラは、耕地や林縁部などの開けた環境を好む(金城ら, 1987)。栗国島は慶良間諸島と違って山地がなく、低地が大部分を占めるため、森林の面積が少なく、畑が多い(図3, 4)。こうした多様性の高い生息環境がシロガシラをはじめとする留鳥の種数を増加させていると思われる。

今、慶良間諸島の島(5島)とそれ以外の島(栗国島、久米島、伊平屋島、伊是名島)との違いを見るために、それぞれのグループにしか生息しない種を比べてみた(表6)。ただし、ここでは、それぞれ2島以上に生息する種を対象とした。その結果、慶良間諸島だけに生息する種は0であったが、慶良間諸島以外の島では、6種もの生息が認められた。このうち、アミハラ *Lonchura punctulata topela* は侵入種で、農耕地に生息する。残りのうち、アオバズク *Ninox scutulata totogo* を除く4種は川や沼沢地を生息場所にする種である。慶良間諸島の島々が山地(森林)を主として、平坦地(耕地)が乏しく、川や沼沢地は渡嘉敷島の一部を除くとほとんど発達していない。それに対して、他の島々は平坦地が多く、水田や沼沢地が存在する(図4)。この地形と土地利用の違いが、生息種の違いをもたらしていると考えられる。

以上、島の面積-種数関係を基に留鳥の種数の多少から、各島の鳥類相の特徴を島における生息地の観点から分析してきた。島の面積と留鳥の種数との間には、直線関係が認められたから(図2)、島の面積が増加するに伴って留鳥種数も増加するといえる。しかし、この関係からの偏差をもたらしている要因として、調査の粗密さ以外に、森林を構成する樹種の違いなどが予想される。1970年代に阿嘉島と慶留間島で生息が確認されていたアカヒゲは、それ以降、現在に至るまで生息が見られていない。恐らく、本種は慶良間諸島から絶滅してしまったものと思われるが、それには、元々面積の小さなこれらの島での道路の建設や木材の伐採に伴う樹種の変換などが関与している可能性が高いものと考えられる。さらにさかのぼると、1904年以前にこの地域に生息していたリュウキュウカラスバト *Columba jouyi* は、現在は絶滅してしまった(日本鳥学会, 2000)。絶滅まで至らなくても、個体数を減少させている種は多く存在するであろう。

一方、面積-種数関係から期待される以上の種数を持つ島では、島外からの導入・侵入種がそれに大きく関与していた。これらの種は、種数を増加には寄与しても、鳥類相やひいては生物相の混乱を起こさせる可能性が強い。特に、シロガシラ(金城ら, 1987)やコウライキジ⁽²⁾では、農作物の加害が発生するほど、個体数が増加している。

これら鳥の種数数の増減は、森林伐採やそれに伴う耕地の拡大化などの人間活動がもたらした結果であるといえる。面積-種数関係は、鳥が生息する面積に対する種数の関係を表すものと考えれば、時代の変遷

表5 面積-種数関係から期待されるよりも観測値が大きく上方にずれていた島とそれらの島にのみ生息している種

島	標準化 誤差	種	生息地
栗国島	1.252	タマシギ <i>Rostratula benghalensis benghalensis</i>	湿地
		ズアカアオバト <i>Sphenurus formosae permanus</i>	森林
		シロガシラ* <i>Pycnonotus sinensis</i>	農耕地
伊是名島	1.180	コウライキジ* <i>Phasianus colchicus karpowi</i>	草地

*: 導入種あるいは侵入種。

表6 慶良間諸島以外の島に特有な留鳥

種	生息地
カイツブリ <i>Tachybaptus ruficollis pogge</i>	川、池
リュウキュウヨシゴイ <i>Ixobrychus cinnamomeus</i>	沼沢地
ヒクイナ <i>Pozana fusca phaeopyga</i>	沼沢地
シロハラクイナ <i>Amaurornis phoenicurus chinensis</i>	沼沢地
アオバズク <i>Ninox scutulata totogo</i>	森林
アマハラ* <i>Lonchura punctulata topela</i>	農耕地

*侵入種。

に伴って鳥の生息地の面積は大きく変動してきた。また、島外からの侵入種や導入種によって、新たなニッチが開発されたり、ニッチの細分化が起こってきたであろう。琉球列島の島々に生息する鳥種の記載がほぼ完了した1920-30年代から現在までの各島における留鳥相の変遷を、こうした観点から分析することが、今後の重要な課題であると考えられる。

一方で、慶良間諸島の島々とその他の島々では、生息種に明瞭な違いが見られた(表6)。このことは、島の面積の違いもさることながら、いわゆる“高島”と“低島”が生息環境の違いをもたらし、生息種の違いをもたらす大きな要因であることを示している。島の面積の増大に伴って生息種数が増加する一つの理由は、面積の増加に伴って環境の多様性が増加するためであると考えられるが、ここで扱った程度の面積の偏差範囲で、気候の違いがほとんど見られない条件下では、生息環境に大きく関係するのは島の地形であることを示しているといえよう。

謝辞

この調査を行うにあたり、渡嘉敷村、座間味村、粟国村の役場および教育委員会の皆さんには、車の手配その他で大変お世話になった。厚くお礼申し上げます。

注

- (1) 沖縄島とその周辺の島に生息するシロガシラの亜種は、タイワンシロガシラ *Pycnonotus sinensis formosae* である可能性の高いことが、形態の比較からも(中村・花輪, 1987)、音声の比較からも(中村, 未発表)示唆されているが、いまだ断定はされていないため、ここでは亜種名は表示しないことにした。
- (2) 伊是名村では、コウライキジによってジャガイモ、タマネギ、カボチャ(果実)、イネ(苗の引き抜き)などの被害が報告されている(沖縄県北部農林水産センター(2007)『沖縄県北部地区鳥獣被害対策会議資料』)。

引用文献

- Darlington, P.J., 1957, *Zoogeography*, Wiley, New York.
- 金城常雄, 1998, 「沖縄本島におけるシロガシラの生態と被害防止対策」『植物防疫』52:397-402.
- 金城常雄・西村実・中村和雄, 1987, 「沖縄本島におけるシロガシラの侵入と被害の状況」『植物防疫』41:428-432.
- 中村一恵・花輪伸一, 1987, 「琉球諸島産シロガシラの分類と分布変遷」『特殊鳥類調査(昭和61年度環境庁委託調査)』39-58, 日本野鳥の会.
- 日本鳥学会, 2000, 『日本鳥類目録(改定第6版)』日本鳥学会.
- 沖縄県企画部, 2004, 『平成16年度沖縄県統計年鑑』沖縄県企画部統計課.
- 沖縄県農林水産部, 2004, 『農業関係統計, 平成16年8月版』沖縄県農林水産部企画課.
- 佐野昌男, 1982, 『スズメー人里の野鳥』信濃毎日新聞社, 長野市.
- 嵩原建二・池間幸男・兼城克男, 1995, 「慶良間諸島の鳥類」『沖縄県立博物館紀要』21:101-128.
- 嵩原建二・前原一統・嘉手刈初子・松田史郎, 2001, 「久米島における最近の鳥類記録について」『久米島自然文化センター紀要』1:1-19.
- 嵩原建二・中村和雄・国吉修, 2004, 「伊平屋島及び伊是名島における鳥類記録について」『沖縄県立博物館紀要』30:1-25.
- Williamson, M., 1981, *Island Populations*, Oxford University Press, Oxford.

付表 対象とした各島において生息が確認された留鳥と島ごとの生息種数

種名	渡嘉敷	座間味	阿嘉	慶留間	屋嘉比	粟国	久米	伊是名	伊平屋
カイツブリ <i>Tachybaptus ruficollis poggei</i>		○					○	○	○
リュウキュウヨシゴイ <i>Ixobrychus cinnamomeus</i>	○					○		○	○
クロサギ <i>Egretta sacra sacra</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ツミ <i>Accipiter gularis gularis</i>		○	○			○		○	○
コウライキジ <i>Phasianus colchicus karpowi</i>								○	
ミフウズラ <i>Turnix suscitator okinavensis</i>							○	○	○
ヒクイナ <i>Pozana fusca phaeopyga</i>						○		○	○
シロハラクイナ <i>Amaurornis phoenicurus chinensis</i>						○		○	○
バン <i>Gallinula chloropus indica</i>						○	○	○	○
タマシギ <i>Rostratula benghalensis benghalensis</i>						○			
キジバト <i>Streptopelia orientalis stimpsoni</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カラスバト <i>Columba janthina janthina</i>	○	○	○		○		○	○	○
ズアカアオバト <i>Sphenurus formosae permanus</i>						○			
オオコノハズク <i>Otus lempiji pryeri</i>			○						
リュウキュウコノハズク <i>Ottus elegans elegans</i>	○	○	○			○	○	○	○
アオバズク <i>Ninox scutulata totogo</i>		○				○	○	○	○
カワセミ <i>Alcedo atthis bengalensis</i>	○	○				○	○	○	○
リュウキュウツバメ <i>Hirundo tahitica namiyei</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サンショウクイ <i>Pericrocotus divaricatus tegimae</i>		○	○			○			
シロガシラ <i>Pycnonotus sinensis</i>						○			
ヒヨドリ <i>Hypsipetes amaurotis pryeri</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イソヒヨドリ <i>Monticola solitarius philippensis</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウグイス <i>Cettia diphone restricta</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セッカ <i>Cisticola juncidis brunniceps</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
シジュウカラ <i>Parus major okinawae</i>		○			○				
メジロ <i>Zosterops japonicus loochooensis</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スズメ <i>Passer montanus saturatus</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハシブトガラス <i>Corvus macrorhynchos connectens</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アミハラ <i>Lonchura punctulata topela</i>							○	○	○
種数	14	18	15	10	11	21	18	23	22

日本時代台湾美術教育の研究

— 初期図画教育の各学制 —

楊孟哲*

Education in Taiwan During the Era of Japanese Colonial Rule:
A Study of Art Education Systems During the Early Period of Japanese Rule

Meng che yang

本論は、植民地台湾の教育史中、近代植民地史の中で忘れ去られた台湾美術教育の学校教育の沿革を再考し、植民地台湾の美術教育の意義を取り上げ、かつ批判し、日本統治時代の日本人による長年にわたる植民地美術教育の特質・実質的な内容を論点とした。

日本人による台湾の植民地統治は50年にも及び、その支配の下で徹底的に台湾の教育体系は新たに改造された。日本語の普及および台湾の初等教育体制、1896年以後の台湾総督府による「国語伝習所」の基礎は全島に及んだ。伊澤修二主導による「改良式混合教育方法」は、植民地台湾の教育の中で教育学制として全て同様に制定され、最も重要な教育文化政策として、植民地台湾の教育改造が計画された。教育科目の中には、図画教育が制定され、植民地台湾の美術教育課程の中に注入された。

台湾總督府は武力で台湾を鎮圧する一方、各方面において植民地開発に勤しみ、同時に文化的な政策を打ち出した、植民地産業政策における台湾手工教育の発展は、植民地台湾の美術教育の特異な現象を生み出すにいたった。

本論の研究目的は、植民地台湾の美術教育から見た現状及び史実を、現存する資料を基に、当時の美術教育と共に努力し奮闘した植民地美術教育の過程を主題とし、台湾美術制度の課程の変化を取り上げ、植民地台湾における全ての初期美術教育の実態を浮き彫りにすることである。

キーワード：植民地教育、図画教育、国語教育、漢学

This study explores an aspect of the development of education in Taiwan during the colonial era that has been largely forgotten. It examines the various educational systems that the Japanese colonial administration established in Taiwan for different ethnic groups, focusing in particular on the distinctive character of art education during the colonial era.

The Japanese ruled Taiwan for a period of 50 years. During the period immediately after the establishment of colonial rule, the Japanese set up an educational system that was largely based on that used in Japan. Subsequently, Izawa Shuzi, the first director of the Bureau of Educational Affairs, employed a mixture of "hard" and "soft" tactics, creating a hybrid educational system that integrated Japanese-language and Chinese-language education. This marked the beginning of a new page in the history of education in Taiwan. The successful creation of a modern art education system in Taiwan was a particularly important milestone, as the incorporation of art education into the colonial education system laid the foundations for the development of modern art in Taiwan.

Key words : *Art education; colonial education system; Japanese-language education; Chinese-language education*

1 はじめに

本論は、日本が台湾を植民統治した時代の学校教育政策、特に美術教育の史的展開を筆者が収集した資料を含め、第一次資料に基づき分析したものである。日

本の近代は、1868年の「王政復古の大号令」を契機とする明治国家の成立が開始された。凡そ二世紀半に及ぶ鎖国制度が外圧によって終息し、一気に開国するなかで、欧米の近代国家に倣い近代技術や近代的軍隊、

そして、教育・経済など多領域にわたる諸制度を取り入れ、アジアで最初の「近代国家」としての体裁を整えていった。

本論に関係するところでは、明治国家は、1871（明治4）年に欧米の先進的な学校制度を積極的に取り込み、小学校の美術教育から近代的な西洋式教育を施行した。なかでも、英国の美術教科書の日本語翻訳などは、近代日本の美術教育の最も早い美術教科書の一つとなった。日本の美術教育制度及び美術教育は、日本の近代化に貢献した。

19世紀末になって世界が帝国主義の時代に入るや、成立間もない明治国家は、欧米の諸列強に倣うように対外侵略への道を選択しようとした。その嚆矢となったのが、1874（明治7）年の台湾出兵であった。その後20年後には、朝鮮半島の領有をめぐり、朝鮮の宗主国である清国との間に戦端を開くことになった。それが、1894（明治27）年の日清戦争である。この戦争に勝利した日本は、清国から賠償金と台湾・澎湖諸島を譲り受けることになった。

日本による半世紀に及んだ台湾植民地統治の時代に、台湾植民地支配の総元締めであった台湾総督府は、数多の統治政策のなかで、特段に台湾人の「大和化＝日本人化」政策に意を用いた。植民地台湾の安定的かつ円滑な支配と運営のためには、異民族支配という実体を隠蔽し、台湾人をして無意識化させるための統治技法が編み出されていったのである。

そうした一連の政策のなかで本論が特に着目したのは、台湾総督府による国語政策である。より具体的に言えば、台湾各地に国語伝習所を設置・運営していくことで、台湾植民地教育の充実を統治初期の時代から開始したこと事実である。この国語教育に奔走した台湾総督府の学務部長伊澤修二は、1897年（明治30）年に帝国教育会の席上、「台湾公学校設置ノ具体法案」と題する演説のなかで、「旧来の教育の形骸を存じて、これに一新の精神を注入し、無用の文字を廃して、有用の学術を加える」述べた。ここで言う有用学術とは、漢学校の課程部分を廃止し、生活に必要な科目である

「図画教育」のことである。

2 図画教育を展開

日本は下関条約で清朝から台湾の統治権を手に入れた。第一代総督の樺山資紀は「敵を撃ち、民を服従させる」ことを最高統治原則として、台湾植民に着手した。これは一方で武力を盾に、教化政策で島民をなだめすかさず政策であった。

日本は統治時代、台湾での基礎教育の普及に力を注いだ。その初期は島民が「西洋的な日本教育制度」を理解していなかったため、日本人は知恵をしばらく政策を工夫した。

総督府は国語伝習所を運営していくことで台湾植民教育を展開した。初期、台湾統治はうまくいかず、島民の反日感情を制御することがなかなかできなかった。このため日清戦争の勝利品－台湾を第三国に譲ることも提案された。政府が台湾統治のための莫大な経費をまかないきれないと痛感したためである。この経費の問題で、島民の教育費がまっさきに削減対象となった。このため師範学校が廃校になった後、日本側はさまざまな圧力を受け、児玉喜八は学務部長の職を辞することになった。1902年（明治35年）7月6日、国語学校について学校規則改正（府令52号）が公布された¹⁾。

国語学校に師範乙科を設置するというもので、要点は、以下の通りである。

1. 師範部に乙科を置き従来師範学校で養成した本島人学生の一部を、本学生として進学させ就学を継続させる。
2. 師範部の教学課程において、学生の知識を向上させるため、理科方面に博物、物理、化学の三科を増設し、また図画一科を設置する。

第一章 学校の区分及び本旨

第一条 国語学校に師範部、中学部、国語部及び実業部を置き附属学校を加設す。時の心要に応じ講習科を設けることあるべし。

第三条 国語学校中学部は内地人の青年者に須要なる高等普通教育を施すものとす。

第四条 国語学校国語部は本島人の青年者に主として国語を教授し兼ねて他日本島において公私の業務に就かんとする者に須要なる教育を施すものとす。

第二章 学校の再編

第七条 師範部に甲科を設ける。甲科に入学すべき生徒は年齢満18才以上25才以下の内地人にして中学校第四学年の課程を修了したる者または之と同等以上の学力ある者とし、乙科に入学すべき生徒は年齢満15才以上23才以下の本島人にして公学校卒業以上の学力ある者とす。

第十一条 師範部甲科の教科目は修身、教育、国語、漢文、台湾語、歴史、地理、数学、物理、化学、博物、習字、図画、唱歌、体操として同乙科の教科目は修身、教授法、国語、漢文、歴史、地理、数学、物理、化学、博物、習字、図画、唱歌、体操とす。甲乙科とも随意科として手工を課することあるべし。

第十二条 中学部の教科目は修身、国語、漢文、英語、歴史、地理、数学、博物、物理、化学、法制、経済、図画、唱歌、体操とす。

第十三条 国語部の教科目は修身、国語、漢文、歴史、地理、数学、物理、化学、博物、習字、図画、唱歌、体操とす。⁽²⁾

伊澤修二が「有用学術」を打ち出した六年後、師範学校で廃止された図画教育課程が、国語学校の乙科でやっと正式に採用されることになった。台湾の図画教育は明・清朝時代、ほんの一握りの文人や貴族が自分で絵を習ったのを除き、史上に前例がなかった。だが1902年（明治35年）以降、台湾美術近代化の流れにおいて、新しい潮流が押し寄せた。これによって美術的素養のある教師が育成され、台湾島民で芸術創作にた

ずさわりたいという第一世代の芸術家に直接影響を及ぼしたのである。

それ以降、学校の新設、学校校舎の施工、学校規則改正令の発布、盲啞学校など特殊教育の開校、新規則の実施など順調に進められるようになった。新しい学校、図書館、博物館、病院などが次々に建設され、台湾植民での教育事業はだんだんと軌道に乗った。日本当局の有効な統制で、抗日のゲリラ戦は減っていき、島民の生活も安定していった。教育面もかなり改善され、就学を志望するものが増えていった。だが教員は不足していた。吉野秀公が著した台湾教育史には「教員養成のごときも国語が甲のみでは需要を充たすに困難の状態にあり、加えるに教員養成のごとき1ヶ所に限るは極めて不便である⁽³⁾」という記述もある。

大正7～8年頃になると、公立学校が普及するなど状況は全体的に改善されていった。だが教員育成が学生の増加に追いつかず、教師の質の問題などもあり、地方庁は臨時に師範学校を設置し、教諭、準指導員の育成などを進め、地方の教師不足の解消を急いだ。雇用教員育成公衆や講習員の資格は、公学校の卒業が中心だった。講習科目は、修身、国語、算術、教育、体操、図画などで、受講期間は5～6ヶ月、庁視学や公学校の教師が講師となった。大正八年、台北、桃園、南投、嘉義、台南、阿猴、花蓮など六庁で講習が行われ、男178人、女34人の計212人に講習証書が発行された。

大正9年には台北、新竹、台中、台南で、大正10年には台北、台中、台南、高雄で同じような講習会が行われた。ここから各地で講習会が開講され、大正14年には教員過剰となった。

3 師範学校の図画教育

日本の台湾統治の主な方針は同化政策だった。教育の推進のプロセスは苦難の連続であったが、それは日本人が台湾で行った基礎教育への努力を証明したものである。第三代学務課長木村匡は、教育を普及させるため、最も初期に台湾植民地における義務教育の実施を提唱した。だがその後の学務課長、とくに持地六

三郎はこれに反対した。

1903年(明治36年)11月、佐藤弘毅学務課長が全島の小学校や各庁の学事官を招集した会議で、民政局長の後藤新平は訓示を述べ、「本島の根は国語の普及と国民性の涵養にある。ゆえに初等義務教育、強制入学を速めて実施し、同化を早めることが最も重要なことである⁽⁴⁾」と義務教育の必要性を指摘した。

台湾教育の成敗は、同化政策と強い関連性を持っていた。そして師範教育の推進は、さらに島民の意識を啓発し、教育の土台となるものだった。師範学校廃止からずっと後の大正7年、法制局の建言により、枢密院は当時の台湾師範学校の教員不足という緊急事態に対応するため、審議を経て、翌年1919年(大正8年)1月4日、台湾教育令を發布した。主な条文には次のようなものがある。

第二十七条 師範教育をなす学校を師範学校とす。

第二十八条 師範学校に予科及び本科を置く。予科の修業年限は1年とし本科の修業年限は4年とす。師範学校には修業年限1年の公学校教員講習科を置くことを得。

第二十九条 師範学校予科に入学することを得る者は修業年限六年の公学校を卒業したる者、または之と同等以上の学力を有するものとす。

これらが教育令発効の根拠となった法令である。同年4月1日、師範教育に関して台湾総督府師範学校官制(刺令第65号)が發布された。

ここでは従来の国語学校本校を台北師範学校、台南師範学校を分校とし、これら2校とも教育令発布後の師範学校とするとしている。同時に、その前の3月31日、台湾総督府師範学校規則(府令第23号)が發布された。

第一条 師範学校予科の教科目は修身、国語、漢文、数学、図画、音楽、実科、体操とす。実科は手工、農業とす。

第二条 師範学校本科の教科目は修身、教育、国語、漢文、歴史、地理、数学、理科、図画、音楽、実科、体操とす。実科は手工、農業、または商業とす。

第三条 師範学校においては生徒の教養は上左の事項に注意すべし(第3条から第16条までが関連授業の指示項目)

第十二条 図画は物体を精密に観察し正確かつ自由に之を画くの能を得しめ、かつ公学校における図画教授の方法を会得せしめ兼ねて意匠を練り美感を養うをもって要旨とす。図画は写生画を主とし臨画および考案画を加え授け黑板上における練習を為さしめ、また幾何画を授けかつ教授法を授くべし。

第十七条 師範学校の教科書用図画は台湾総督府の編纂したるものを使用すべし。前項の教科用図書なきときは学校長は台湾総督の認可を受け前項以外の図画を使用することを得。

第四十二条 内地人教員養成に関する規程は別に定むる所に依る⁽⁵⁾。

これらが師範学校の教員養成の改正令である。前回のものと比較すると、内容がより綿密で範囲も広がっている。特に「図画教授」や「図画の選択利用」など、具体的な方案となっている。

明治35年の「図画教育」の内容と比較すると、すでに「臨画」「写生画」だけでなく、「本島学生の課程では本科生も予科生も1年生の時から「臨画」「写生画」「考察画」を学ばなければならなくなっている。2年生になると本科生はさらに「幾何画」が選択科目として用意されている。また当時の美術教材の「黑板画」が研究されていた。美感を育成するための総合教育を目指したためである。

これらが台湾初期の美術教育(図画教授)の内容である。基礎から美術を学ぶことの目的は教師や学生の

美意識を養成することで、プロの画家や芸術家を育てるためではなかった。このため当時、より高い学問を求めるものは、東京に行くしかなかった。ここから「文人画」を中心とした時代（明・清）に対し、図画教育の内容は、草の根的で革新的学校教育であることが明らかである。例えば、西洋絵画を学ぶ時には、精密にデッサンできるように専門的な訓練を受けなければならない。明暗の対比、点や線、面の使い方など本物を求めてくり返し練習し、基礎のデザイン原理を学んでいくのである。幾何画、透視画は観察力を養い、全体の比率からより完璧なものを構成していく。これが西洋絵画の基本的な教えである。

こうした師範図画教育の実施によって、当時の図画は大いに進歩し、その後の発展にもよい効果を発揮していった。東京学芸大学図書館には1987年（大正7年）台湾総督府国語学校助教授の安東豊作が著した『黒板画の画法および範囲』という本がある。これは当時の小学校、公学校専門の教科書で、作者は次のように説明している。

本書は小、公学校に実地教鞭を執る教師諸賢の懇切なる要求に因って生れたものであって、大正五年度及六年度の台湾総督府開催小公学校教員講習会に於て、著者が講述したものを骨子として、之を敷衍したものである⁽⁶⁾

その第一は、次のようになっている。

第一 黒板画の意義

黒板画とは黒板に向ってチョークで画くところの綜ての絵をいふのである。

重点：

- (一) 黒板上に画かしめるもので其の目的は紙の代わりに黒板を使用。
- (二) 教授者が教授の補助として教授の際に実際に黒板に画かしめる。

と黒板画を定義し、第2で黒板画の価値として、絵画と言語の関連性から黒板画の重要性を説いている。第

3、第4点では、黒板画の用具と教える時の姿勢についてふれている。そして、第5では、実際的な練習にふれ、まず表現を点、線、面から始めるべきだとし、米国で教育実家として、有名なタッド氏はこの基礎練習を非常に重要視し、これを児童に課する必要を唱え、図画の時間の前後に於いて習わせて、各教室には必ず児童の自由に練習し得る塗板を別に備えてある。(中略) アメリカでの実際の教育例を紹介している。また第六章の練習上の注意では、こう書かれている。

第六章 練習上の注意

- (1) 時間に余裕がない。物の特徴を把握するには常に写生をなし実物直観による印象を深くして、観察を鋭敏に働かす練習が必要である。
- (2) 黒板画では色を十分に表すことが出来ない。なるべく自然に近く見えるように画くことが必要である⁽⁷⁾。(略)

この「図画教育」の内容が、当時専門技術の参考と後任された模範である。それは児童の知育の啓発が重視され、生活のすべてを図画の中に取り込もうとしたものである。また学習の基本的な図案から透視画の技巧、方法を「図画教育」の基本的な学習内容としている。このため、大正初期の時代、台湾の学生は絵を学ぶ環境に入り、暗く単調な生活にいくぶんかの楽しみが加わったと言えるのではないだろうか。

4 公学校の図画教育

1895年（明治28年）八芝蘭恵濟宮の国語伝習所から始まった公学校の国語学校への改正は、1943年（昭和18年）全島に国民義務六年教育学制が実施されるまで続いた。台湾は48年の歳月をかけて、台湾教育史上の悲願を達成したのである。これは容易なことではなかった。

島民にとって公学校に図画教育の内容を組み込むことは非常に重要であった。伊澤修二は「要急事業」で国語伝習所を開設し、日本語をコミュニケーションの

道具にして、島民との交流をはかるべきだとした。これが台湾で最初の教育システムであり、公学校の図画教育の実施もまた新たな課題であった。

1898年（明治31年）7月28日、台湾公学校令（勅令第178号）と台湾公学校官制（勅令第179号）が公布された。重要な条文を次にあげる。

第一条 公学校は街庄社または数街庄においてその設置維持の経費を負担し得るものと認むる場合に限り知事庁長之を認可するものとす。

第七条 公学校の教科用図書は台湾総督の検定を経たるものたるべし。

第十二条 国語学校附属学校並びに国語伝習所の設備はその全部を公学校に譲与することを得⁸⁾。

同年8月16日、公学校規則（府令第78号）が公布された。

台湾公学校規則

第一章 主旨

第一条 公学校は本島人の子弟に徳教を施し実学を授けもって国民たるの性格を養成し同時に国語に精通せしむるをもつて本旨とす。

第二章 編成

第三条 公学校の生徒は年令8才以上14才以下とす。

第四条 公学校の教科目は修身、国語、作文、読書、習字、算術、唱歌、体操としその修業年限は六カ年とす⁹⁾。

その後、多くの改正令が発布されたが、最も注目されたのは、1907年（明治40年）2月26日に発布された公学校規則改正（府令第5号）である。これによって卒業の年限などが変更された。

明治40年2月26日、公学校規則中改正（府令第5号）が発布された。右は従来公学校の修業年限は、6カ年と規定してあったが、多年実施の結果と、統計の示す

事実とに徴すると、民度の低い村落地方では長きに過ぎ、また民度の高い都会地方では、さらに高等の学校と連絡を図る点などからして短きに過ぐる傾向があった。依って今回これらの点を改良し、公学校教育に弾力性を附する事とした。

即ち修業年限6カ年はこれを本体とするも、土地の状況に依っては8カ年あるいは4カ年の公学校をも設け得る事とし、また校舍狭隘で全児童を収容し得ざる時、及び教諭の不足せる時、あるいは農業地方で全日児童を出校せしむる事困難な際などには、二部教授を行い、教育施設を経済的にし、民間の希望に適應せしめる事とした。

なお従来、農業・商業・手工は男女共通の学科であったのを、男子にのみ課する事とし、かつ本島読書人が農工商を卑しむ弊風があるので、これらを課する場合には之を随意科とせず、弊風の矯正に努める事にした。また漢文・唱歌・裁縫は土地の状況に依り欠き得る事とし、生徒の年令も従来満7才以上16才以下であったのを20才以下に改めた。なお8カ年の課程を設けんとする際には、当分の内その教科書及び参考書は明治37年四月告示第61号台湾小学校教科用図書の高等科2学年以下の範囲内で之を定め報告せしめる事とした。右に関する主な条文は次の通りである。

第二条中「16才」を「20才」に改む。

第三条 公学校の修業年限は6カ年とす。但し土地の状況に依り四カ年または八カ年と為すことを得。公学校の教科目は修身、国語、算術、漢文、唱歌、体操とし女児のために裁縫を加え修業年限8カ年の公学校には理科、図画及び男児のために手工、農業、商業の1科目もしくは2科目を加う。土地の状況に依り漢文、唱歌、裁縫を欠きまた修業年限6カ年の公学校にありては男児のために手工、農業、商業の1科目もしくは2科目を加えることを得。庁長は修業年限を4ヶ月または8ヶ月と

為さんとするとき、または教科目を加除せんとするとき、もしくは第二項の教科目を定めんとするときは台湾総督の許可を受くべし。

第十九条の三 図画の通常の形態をを看取し正しく之を画くの能を得しめ兼て美感を養うをもって要旨とす。図画はまず単形より始めしばらく簡單なる形態に及ぼし時々直線曲線に基づきたる諸形を工夫して之を画かしむべし。なお進みては簡易なる幾何画を授くることを得。図画を授くるにはなるべく他の教科目において授けたる物体及び児童の日常目撃せる物体中につきて之を画かしめ兼ねて清潔を好み綿密を尚うの習慣を養わんことに注意すべし⁽¹⁰⁾。

当時、民政総務局学務課長だった持地六三朗は、教育実施のために周到な計画を作成した。その教育政策は民衆の風俗や労働状況、教育程度にのっとりて制定されたものである。従来の公学校の設立が地方庁の許可が必要であったのを総督府の認可に変更し、教育レベルの向上など地方教育を弾力を持ったものにした。また学校図画教育の内容を認定し、公学校の美術教育の規範をより明確にした。図画学習という学科を増設するのを許可されたのは8年制の公学校だけであった。すでに公学校の学制には新しい課程が制定されており、8年制の学校が公学校において唯一、図画学習の教育をする場となったのである。

台湾の教育改革以降、8年制公学校は台北2校(艋舺、大稻埕)、桃園1校、新竹1校、台中2校(台中、彰化)、嘉義1校、台南2校(第1公学校、第2公学校)の計9校であった。6年制公学校は計84校、4年制公学校は計77校、分校は48校であった⁽¹¹⁾。

これが当時の台湾における公学校の教育施設の状況である。学制系統は混乱し、弊害が多かった。1912年

(明治45年)1月20日、長年にわたる実際の経験をもとに、同年11月28日、各地から意見を募集し、大正元年、公学校規則の改正(府令第40号)を發布した。

重要な条文は次のようなものがある。

台湾公学校規則

第一章 総則

第一条 公学校は本島人の児童に国語を教え徳育を施して国民たる性格を養成し並びに身体の発達に留意して生活に必須なる普通の知識技能を授くるをもって本旨とす。

第二条 公学校の修業年限は6ヵ年とす。但し土地の状況に依り4ヵ年と為すことを得。

第三条 修業年限6ヵ年の公学校の教科目は修身、国語、算術、漢文、理科、手工及び図画、農業、商業、唱歌、体操、裁縫及び家事とし農業、商業はその1科目を男児に課し裁縫及び家事は女児に課す。土地の状況に依り漢文、唱歌、裁縫及び家事の1科目は数科目、農業、商業のうちその1科目を欠くことを得。

第三章 教則

第二十三条 手工及び図画は簡易なる物品を製作し通常の形態を描写するの技能を得しめ、勤勞を尚うの習慣及び美感を養うをもって要旨とす。図画は臨画、写生画、考案画などを交え課すべし。土地の状況に依りては簡易なる幾何画を授くることを得。手工及び図画を授くるにはなるべく他の教科目において授けたる物体及び日常見聞せる事物中に就きて之を製作描写せしめまた用具の使用保存方に注意せしめんことを要す。

第九章 入学、在学、及び退学

第八十六条 公学校に入学することを得べき児童は

満七才以上12才以下とす。但し特別の事情あるときは学校長において庁長の認可を受け12才以上の者を入学せしむることを得⁽¹²⁾。

以上に示したように、この教育令の改正については、従来の緊急事態という理由を排除し、混乱した学制について慎重に検討され、より明らかに図画教育や工作の授業を革新することを指示している。この改正は公学校の図画教育と工作が選択科目から必修科目になることを促し、また図画教育が確立した時代の到来を告げるものでもあった。

子供は当時、公学校でさまざまな方面の学習を受ける機会が得られるようになり、同時に美術の基礎や興味の育成も可能になった。このため公学校では図画教育や工作（工芸）の科目を設置し、美術の発展を支えた。

1905年（明治38年）国語学校改正令（府令第91号）によって、公学校女子部の本島学制の養成規定に図画教育などを含む芸芸科が設置された⁽¹³⁾。日本人の台湾統治開始後、それまで漢民族の男尊女卑の思想で女子の就学のチャンスが少なかったが、この改正令で女子教育が向上し、纏足の束縛から解放されて、島民の風俗習慣の改変に大きく貢献した。初期の女流芸術家陳進はその一例である。

台湾で日本人の子供が通っていた学校は、高等小学校（専用学校）と呼ばれていた。1897年（明治30年）6月26日に発布された条文（府令第27号）で、第一条、第二条、第三条、第十五条を準則として、図画教育が実施された。ここから3年間の日台同校学制が終わり、人種分離主義が台頭し、不平等教育が次第に形成されていった。1907年（明治40年）に比べ、公学校本島人の規定は10年あまりも早かった。日本帝国政府の台湾統治の初め、島民の各民族への教育政策は、住民を三つのレベルに分け、教育内容、レベルや設備にそれぞれ差異化を行ったのである。例えば、行政区分でも、漢民族は台湾総督府民政局学務課で管理しており、先

住民は台湾総督府警察本署警務課の管理下にあったことなどが挙げられる。

5 先住民の図画教育

台湾先住民の教育は、明、清時代から実施されていたが、重視されることはなく、いつも差別を受けてきた。日本統治時代、改善はされたが、日本人の小学校や漢民族の公学校に比べれば、やはりひどいものであった。図画や唱歌、遊戯などの教材といった教科書や読本は警務局の編纂で、修身科目や算術は参考程度に教えられたに過ぎない。教員の雇用は警察官が中心で、日本の僧侶などでも授業を担当でき、漢文課程は免除されていた。

日本は受けた教育の程度に応じて、先住民を「生蕃」と「熟蕃」に分けた。1923年（大正12年）、摂政官の裕仁親王（後昭和天皇）が台湾を訪れた時、先住民に「高砂族」という呼称を与えると、その後これが広く使われるようになった⁽¹⁴⁾。

第二次世界大戦以降、国民党政府が台湾に移ると、その呼び方が「高砂族」から「山人」になり、「高山族」、「平地山胞」と変わった。これらの呼び方から見ても、先住民への人種的差別はまだ存在していることが判る。

先住民教育については、1914年（大正3年）4月18日、蕃人公学校規定（府令第30号）が公布された。主な条文は次のようなものである。

- (二) 修業年限4カ年とあったのを蕃社の状況に依り、3カ年となし得る事にした。
- (三) 加設科目であった農業、手工、裁縫、家事に関する卑近な事項を、実科と称する1科目とし、唱歌と共に必須科目とした。
- (五) 従来入学年令7歳以上とあるを、蕃童は育の状況に鑑み8才以上とした。

蕃人公学校規則

第一条 蕃人公学校は蕃人に徳育を施し国語を教え生活に必須なる知識技能を授け国風に化せ

しむるをもって本旨とす。

第四条 教科目は修身、国語、算術及び実科とす⁽¹⁵⁾。

先住民教育の内容を漢民族の公学校と比較すると、先住民の規定が大雑把であることが判る。初めて設置された蕃人国語伝習所の管理は、民政局殖産部に属しており、実際の待遇も異なっていた。日本人は島民教育実施に際し、1897年（明治13年）4月、撫墾署長会議の席で、蕃人子弟の教育諮問を出したが、そこでは徳を優先し、知はその次とすべきだとしている⁽¹⁶⁾。

山間部は交通が不便だったため、各地に蕃務官吏駐在所が設置され、警察官の管理のもと、特殊教育事業として、いわゆる「蕃童教育」が実施された。

1919年（大正8年）10月29日田健治郎が初の文官総督に就任し、台湾教育に対する施政方針を発表した。日台の共学教育の利害を調査したのち、1922年（大正11年）2月6日、新台湾教育令（勅令第20号）を發布した。これは島民群集の不満を緩和するために出された画期的な改革であった⁽¹⁷⁾。

田総督は台湾教育令をさらに進めて、内地人と台湾人の教育上の差別をなくすべきであり、初等教育から大学教育までの整った教育制度を制定すべきだと考えた。田健治郎は施政方針の訓示で、台湾植民地の特殊性を否定し、内地主義の新教育を用いることを主張した。同化主義政策の到来である。

台湾教育令の改正が發布された1922年（大正11年）2月は、台湾では民衆がさまざまな抗議運動を行い、多くの論調がとびだし、激しい政治要求運動が展開されるという状況にあった。

この政治要求の最初は、1918年（大正7年）六三方案の撤廃要求である。大正10年10月17日、台湾人が組織した政治団体「台湾文化協会」が正式に設立され、林献堂が総理となった⁽¹⁸⁾。

当時の不平等な教育に対し、島民のあるべき地位の獲得、例えば参政権や台湾議会設置の請願運動などが繰り広げられた。民族、政治意識の台頭などが最も盛

りあがりを見せた象徴的な時代である。台湾人民の政治意識を啓蒙し、本島人の地位の向上を目指し、教育の機会の平等、参政権の獲得などが、文化協会の進めた要求運動の内容である。

新台湾教育令の發布後、内地と台湾の融合政策によって、台湾島民の教育制度や内容が向上した。内台共学の到来によって学校の設立が増え、されに内地人の学校制度と完全に同じくしたため、台湾の教育レベルを引き上げるようになった。

だが、新台湾教育令の内容では、共学制は内地人や漢民族にのみ適用されることになっており、先住民の教育問題については、先住民を「生蕃」と「熟蕃」に分け、差別のある不平等教育を行っていた。教育内容の改善と先住民教育政策については、完全に無視されており、「棄民」や「難民」のような待遇であった。

1928年（昭和3年）1月総務長官の公告（督警第174号）が發布され、教育所が制定した新しい教育準則によって、従来の教育準則が完全に廃止された。この重要な条文には以下のようなものがある。

第一章 総則

第一条 国語または台湾語を常用せざる子弟を教育するため警察官吏駐在所または同派出所に教育所を置くことを得。

第四条 教育所を廃したるときは州知事または庁長はその事由、年月日及び児童の?置方法を具し台湾総督に報告すべし。

第三章 修業年限、教科目、教則及び教科用図書

第八条 教育所の修業年限は四年とす。教科目修身は国語、算術、図画、唱歌、体操及び実科とす。実科は農業、手工及び裁縫に分けてその一種または二種を課し裁縫は之を女兒に課す。

第十三条 図画は通常の状態を描くの能を得しめ兼ねて美感を養うをもって要旨とす。図画はなるべく児童の日常目?せる事物を選び写生画を主とし適宜臨画を交え課すべし。

図画を授くるには形態を看取して正しく之を描かしめかつ意匠を練らしめ兼ねて清潔を好み綿密を尚うの習慣を養わんことに注意すべし⁽¹⁹⁾。

これが先住民に制定された図画教育、工作の授業の内容である。絵を学ぶことは内地人に比べ31年遅く(明治30年台湾総督府国語学校)、漢民族に比べ21年遅い(明治40年公学校規則改正令)。

台湾の図書館には、1935年(昭和10年)3月1日、台湾総督府教育所警務局が発行した先住民図書帖が所蔵されている。

1～4年生の教師用の図画帖の編纂所の描写がある。以下詳細な説明と教師の指導参考の要点である。

総記

- (1) 本図画帖は、蕃人の実際の生活考察から取材したのと言えるが、おおむね文部省発行の『小学図画』を参考に、いく編集を加えたものである。
- (2) 本図画帖は児童の観察力、表現、鑑賞の能力を育成し、その生活を拡張することを要旨としている。
- (3) 本図画帖は蕃童にとっては、もっとも完璧に国民性を養うものであり、もっともよい教材であり、児童の才能を自由に発揮させるものである。
(略)⁽²⁰⁾

現在、植民地時代の台湾で発見されたものでは、先住民の図画教育についての記載で、内容がよくそろっており詳細な図画帖であろう。

内地人向けや漢民族向けのものと比べると、先住民の図画教育用の図画帖は内容が簡単で、対象とするものも実際的で利りやすい。ほとんどが先住民の日常接しているもの、例えば風景や動物、植物、装飾品などで、先住民の身近なところから資料を集め作成したものである。

作成や編集の方向としては、先住民の好みを中心に、興味を持たせるようなしてある。まず簡単な点や線、

面などから始め、図案、形状、色彩、明暗のコンテストなど創造力を発揮させ、自由に創意を伝えられるよう、写生画や図案を取り入れている。先住民の風俗郷土を代表する実用的な図画教科書である。

日本による台湾統治開始から、教育実施の面で特に台湾の各民族にあった図画教育を施すようになるまで、32年の歳月がかかった。督警第174号の条文が公布されたことで、台湾島民の美術教育と図画教育の実施はついに完成したのである。

6 おわりに

日本による台湾の植民統治は半世紀年に及んだ。この間に、日本政府及び台湾総督府は、台湾を有力な植民地として開発・運営した。そのなかで、所謂植民地教育を徹底して施し、形式上は台湾の「近代化」を結果した。台湾の早期学校教育は、まさに差別主義であったことである。台湾在住民を日本人、本島人(福建人・客家人)、蕃人(先住民)と、三等式に分別した。伊澤修二が提出した「有用学術」の教育理想は、部分的に漢文を排除し、「図画教育」に差し替えることであった。

日本統治時代の台湾教育学制は、ほぼ内地教育制度を植民地型に改編したものであり、明治維新早期の教育家であった伊澤修二主導の下で植民地台湾の教育学制を制定し、厳格と柔軟とを併せ持つ「混合主義」という日本語と漢文を用いた妥協的な学制を敷いた。

本論文は歴史的文献を多数列举し、日本統治時代の教育方式の状態を明らかにすることにより、日本人が植民地台湾で施行した教育学制の内容や、西洋式新学制採用の成功、図画教育と手工教育早期採用などは、台湾において近代西洋美術への扉を開くと同時に、東洋美術の再評価にも結びついたことを明らかにした。在日日本人による西洋美術の紹介や、展覧会開催による近代芸術の啓蒙により、台湾人に西洋・東洋美術の理解を深め、当時の前衛的な西洋・印象派をも受け入れる土壌をも創り出していた本質的かつ実践的な事実を浮き彫りにした。

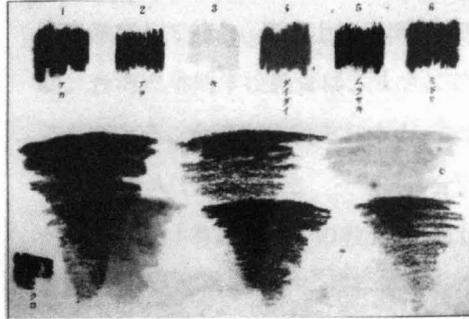
注

- (1) 前掲『台湾教育沿革誌』教育大年表 台湾教育会編 青史社 1892年
- (2) 『同』台湾教育会編 青史社 1892年 580～583頁
- (3) 『台湾教育史』吉野秀公 台湾日日新報 1927年 327頁
- (4) 同上 120～130頁
- (5) 前掲『台湾教育沿革誌』628～635頁
- (6) 『黒版画画法手本』安東豊作 新高堂蔵版 1918年 1～9頁
- (7) 同上
- (8) 前掲『台湾教育沿革誌』教育大年表 223頁
- (9) 同上 229頁
- (10) 同上 278～279頁
- (11) 同上 286～288頁
- (12) 同上 288～314頁
- (13) 『台湾初等教育の研究』(上冊)李園会 瑞和堂 1918年 429頁
- (14) 『台湾總督府』英昭堂 教育出版 1986年 95頁
- (15) 前掲『台湾教育沿革誌』473～474頁
- (16) 同上 482～483頁
- (17) 『台湾初等教育の研究』(上冊)李園会著 瑞和堂 1918年 1036～1037頁
- (18) 同上
- (19) 前掲『台湾教育沿革誌』490頁
- (20) 『教師用図画帖』台湾總督府警務局編 1935年

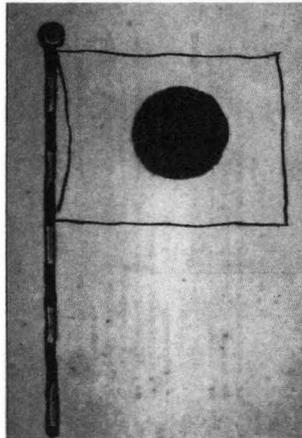
日治時代台灣美術教育相關圖版



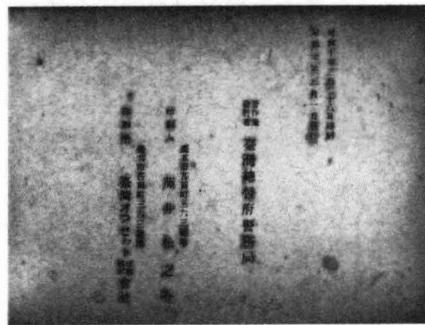
目 録	
第一課	イロノダシカカ (C18)
第二課	ハ (C19)
第三課	キ (C20)
第四課	ツク (C21)
第五課	イ (C22)
第六課	ア (C23)
第七課	ナ (C24)
第八課	シ (C25)
第九課	フ (C26)
第十課	ク (C27)
第十一課	ケ (C28)
第十二課	カ (C29)
第十三課	ク (C30)
第十四課	ア (C31)
第十五課	ア (C32)
第十六課	シ (C33)
第十七課	キ (C34)
第十八課	ク (C35)
第十九課	ク (C36)
第二十課	ク (C37)
第二十一課	ク (C38)



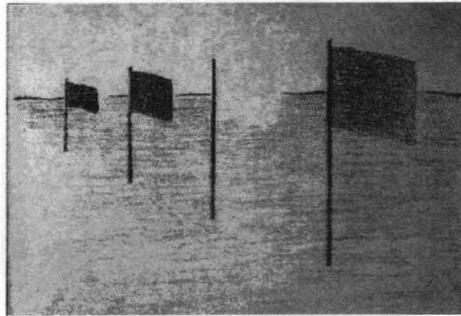
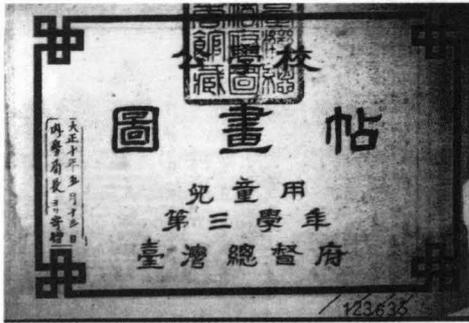
イロノダシカカ



日の丸の旗



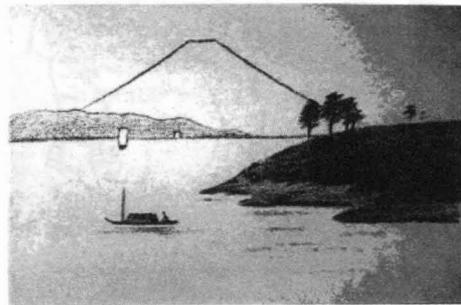
台灣植民地「蕃人」先住民專用教育所圖畫帖 教師用一全4冊 1935年
臺灣總督府 警務局 發行 1935年2月28日初版 臺灣總督府 發行



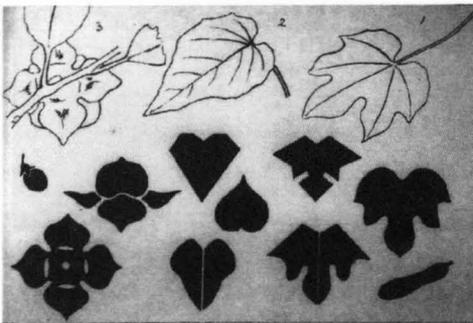
旗



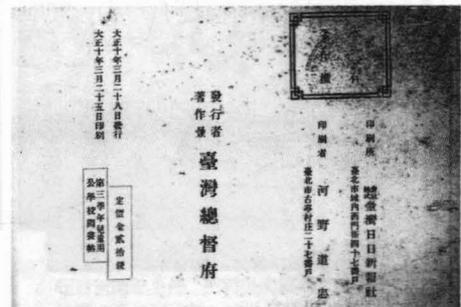
景色 / 遠近



海



模樣花



台灣植民地 台灣人 公學校
圖畫帖 兒童用
1921年3月25日 台灣總督府 發行



水彩畫家 石川欽一郎年代不明



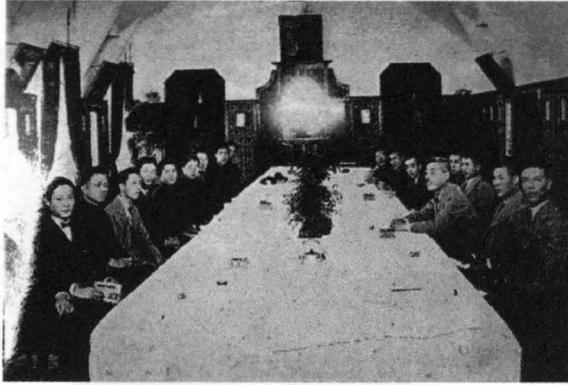
台灣總督府 水彩石川欽一郎 年代不明



1932年鹽月桃甫<母>制作中



朝日新聞社主催「聖戰美術展第2回展」
油畫<サヨンの鐘>1941年鹽月桃甫作



「台湾水彩畫會」1927年立成大會
「左から三番目水彩畫家石川欽一郎」



台灣教育會主催「台灣美術展」記事
1927年3月12日<台灣日日新報>



台灣彫塑家「黃士水帝展出品」
1923年8月27日<台灣日日新報>



台灣人畫家 陳澄波「嘉義の町外れ」帝展入選
1926年10月12日<台灣日日新報>

循環型社会における「保存」に関するノート

大澤 正治*

Note about preservation and conservation at the recycling oriented society.

Masaharu Osawa

2006年度愛知大学中部地方産業研究所「地域・産業・大学」研究課題「山村における「保存」に関する研究」における家の敷地の中にある倉に関する研究成果をふまえ、対称的に家の敷地の外に群倉（ばれぐら）が発達した沖縄地方を比べながら、循環型社会にとって重要な「保存」に関して、気づいたことをとりまとめた。循環型社会研究の有力な手がかりではないかと考えている。

1. 循環型社会における「保存」への注目

1-1. 循環型社会における循環

21世紀に入るとともに、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会に代わる循環型社会の実現が期待され始めた。

1994年に決定したわが国の第一次環境基本計画では、超過負荷を回避し、環境容量を上廻らない観点から、大気、水、土壌、生物などの資源及び生態を保つため、自然の循環に適合する経済活動、システムの重要性を強調している。以降、わが国では、循環型社会がクローズアップされるようになった。循環型社会の考え方は、ハーマン・デーレーが主張する、①汚染の排出量は環境の吸収能力を上廻るべきではない、②再生可能な資源の消費はその再生ペースを上廻るべきではない、③再生不能資源の消費はそれに代替する再生可能資源が開発されるペースを上廻るべきではない、に源流を求めることができる。ハーマン・デーレーの考え方で重要なことは、循環のペース即ち時間をまもるモノの消費ということである。これまでに慣れ親しんできた大量生産、大量消費、大量廃棄のペースを変えるということは、これまでに積み重ねた経験あるいは慣れの重みに押しつぶされそうで、気が遠くなるほど難しいことである。このためには、環境と人間というパイラ

ラルな関係だけではなく、時間を基準としている社会、経済、文化、そして技術などすべての分野における変化が調整され、揃わないとそのチェンジオブペースは実現できないことである。

しかしながら、残念ながら、わが国では、その難しさに正面からぶつかろうとはしなかったのではないかと推察する。

2001年1月から施行された循環型社会形成推進基本法では、ゴールを環境負荷の低減と定めている。その実現のための方策として、天然自然資源の消費抑制と、循環型資源^(註1)の循環的な利用、および廃棄物としての適正な処分を求めている。しかしながら、見定めるべきゴールに大きな自然の循環を刻む時間の流れを考慮しそこなっている。従って、その方策は、いつすべきか、時間の指定が明確となっていない。現在「もったいない」、「モノを大切に」などの標語が流行しているが、時間の止まった循環型社会論では歓迎されるかもしれないが、循環のながれを考えると、それは人間の腹時計中心であり、本当の循環型社会論としては焦点がぼけてみえる。

本来、循環型社会においては、このような時間を基準として考えるだけではなく、地理的に、自然の循環のどこで行動するかも重要となる。即ち、時間軸と地

*愛知大学経済学部, osawa@vega.aichi-u.ac.jp

理軸でわれわれ主体の位置を確認することが重要となってくる。自給自足、あるいは地産地消の独立型として連想される循環型社会のイメージは狭い範囲に限定されがちである。そして、そのイメージは都市型ではなく、いわゆるローカル型となりがちである。しかしながら、都市、非都市にかぎらず、われわれ主体が居るその位置における自然循環との関係を考えて、はじめてその位置における環境容量が明らかになり、回避すべき超過負荷がわかってくる。

即ち、自然とわれわれ人間との関係を絶対的な関係ではなく相対的な関係でとらえることが循環型社会では重要なことである。即ち、循環型社会の経験は都市、非都市どこでも参考になるはずである。

循環型社会形成推進基本法の重要性として、Reduce、Reuse、Recycleの優先順位を決めていることが一般的に指摘されるが、順位に対して、時間の概念、地域の特徴が入っていないことに気づくのではないかと思われる。私は、時間によって、その地域性によってその順位は変わるはずだと考えている。

また、世間で、循環型社会に対して環境の視点がことさら強調されすぎていることも私が批判したいところである。環境の視点をゴールに忘れないことには賛成するが、その施策において、環境以外の視点到配慮することも重要である。

先に述べた時間軸、地理軸への配慮とともに、環境だけことさら特別視するタテ割りの思考ではなく、総合的なバランスの配慮のもとで環境を考えることによって、私は循環型社会に正面から対座したと認めたいと考えている。つまり、循環型社会の実現は、社会、経済さらには文化の変革を伴うことが求められる。

元来、経済学では、廃棄物の排出により発生する環境問題も含めて環境問題の本質は、外部性にあると考えている。外部性の外部とは何か。他の環境以外のことも含めて何でもすべてが外部となることを考えなければならない。環境対策とは、環境被害に関して被害者に補填すればよいのではない。社会構造、システムに与える外部性にも配慮する必要がある。環境問題の

本質が外部性にあるということは、環境問題は環境だけではなく、別の存在に目を向け、別の存在と環境との結びつきおよび相乗的影響を考えることが重要であることを意味している。環境以外への思いやりが環境問題を真剣にかんがえることだと考えてもよい。

ところで、経済学では、外部性について、さらに、外部経済と外部不経済に分類している。千葉大学経済学部の倉阪秀史は、『エコロジカルな経済学』（ちくま新書）のなかで、外部不経済については「はた迷惑」という言葉で説明している。とかく知らず知らずに外部性が発生するプロセス、及び加害者、被害者双方の当事者の気持をよく表現した絶妙な説明だと思っている。一般的に、循環型社会に関連して環境問題の外部性を考える場合、外部不経済への指摘が多いうように見受けられる。もしも、環境以外に視野を拡大するならば、外部不経済のみならず、もう少し、外部経済も見出すことができると思われる。環境対策は、他へ及ぼす相乗的な効果と相殺的な効果を上手に利用し、気をつけることである。そのためには、複眼的な思考が重要となる。

以上、批判的な私の循環型社会論をふまえ、積極的に検討すべきことを指摘するならば、経済、社会システムの地理感覚を身につけること、時間割り（タイムスケジュール）の設定とその総合化ということになる。

この検討が進めば、社会、経済が必要としているモノの価値はロケーションの違いによる時差、あるいは同じロケーションでも、時間とともに変ることに気づき、その価値とその外部性を総合的に考えながら、モノをどのように使っていくべきか、扱っていくべきか答が明らかになって行く。

例えば、現在、わが国のどの地域でも自治体がゴミを回収、処理している。その回収者はなぜ決められた時だけ、定められた場所のゴミしか回収しないのだろうか、また公道の清掃は別の車が行っている。ドイツでは、廃棄物回収の車が廃棄物を回収しながら除雪を行っている。わが国のゴミ回収では、廃棄物の通常量と自治体自身の都合によって、そのカレンダー及び

回収車の大きさ・種類の合理性が重要となっている。わが国では、自治体の廃棄物焼却場の多くにおいて、稼働率が低い現実がある。即ち、設備が余剰気味である。このことから、経済的合理性を求めて、ゴミ減量化に急ブレーキがかかる恐れがある。私は、むしろ、設備の稼働率を高める観点と自然循環との関係から、廃棄物の革新的かつ総合的思考即ち、改めて廃棄物とは何か、3Rの固定的順位に柔軟性を与える見直しが必要だと考える。

このような総合性に留意しつつ、次に、循環型社会における私たちの経済に焦点をあてる。これまでの社会経済では、経済のながれの基本はカネの循環であると考えられてきた。しかしながら、循環型社会では、資源が時間の流れにそい移動し、どのように地理的に移動しているかも考え、カネのながれと資源の移動の相互調整をはかることが要請される。カネは、紙幣を運ばなくとも、カネによる価値を動かすことはできる。しかしながら、資源即ちモノはモノを動かさずにその価値だけを動かすことは難しい。カネは銀行に預けることができるが、モノのなかには保存が効くモノと効かないモノがある。このため、モノにまつわる情報流通の高度化、交通の発達によるモノの移動の普及、流通の普及、あるいはモノを占有する所有欲の見直し等の進展により資源（モノ）の移動を調整することが重要となる。

ところで、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の時代では、限られた資源の配分をめぐる課題に取り組む「不足を心配しながら満足な状態を求める経済学」が主要な経済学テーマであったとするならば、循環型社会では、資源即ちモノをいかに円滑に、滞ることなく循環させるかが重要な課題となり、各断面をみるならば、フローとともにフローに適合しないで不本意にも蓄積するストックあるいはストックされるストレスを気にする、いわば、「混雑や余剰を心配する経済学」が主要な経済学テーマとなる。「混雑や余剰を心配する経済学」において、循環するモノがどうストックされるのかの他に、そのモノの質的そして価値の変化

に影響する循環の時間も重要となる。これまでのカネの循環では、時間の概念は、金利、償却などであるが、一元的にカネの基準をもって統一してきた。循環型社会では、ここのところを簡単に考えるわけには行かない。現代社会は、社会経済の発展の利益をえながら、限られた人間の寿命の範囲のなかで、常に、われわれは身勝手に急ぐあまり、資源が循環する時間を人間自らが早めようとしたり、あるいは都合の良いように、遅らせようとする傾向がある。循環のペースの人工的コントロールは決して単純で容易ではない。そのためには、わざわざ追加的なエネルギーや資源を投入しなければならないことは当然のことである。自然の循環ペースに従うことをメインに考えるならば、その方がエネルギーや資源をかなり節約できると推察できるはずなのに、皮肉にも、循環型社会を目指しながら、資源、エネルギーの消費を増やしてしまう恐れがある。循環型社会を考えるならば、「混雑と余剰を心配する経済学」では、従来の、カネのながれにおける取り引きに加えて、モノのながれにおける距離と時間を考慮した取り引きさらに、モノの移動を介して人間同士とくに離れたところにいる人間同士、あるいは人間と環境がお互いに時間を調整し、時間の取り引きをすることも考えなければならない。

そのためには、カネでむずばれていた以上に、人間同士が信頼し合い、お互いの責任を尊び、認め合い、共有することができる必要がある。

1-2. 循環型社会における「保存」

このような循環型社会において、実際には、私たちの暮らしはどのようなになるか、暮らしをまもり、支えるルール、制度はどのようなになるか。このような課題を考えるにあたり、いくつかの鍵となる行動に注目することが大切になる。これらの行動は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の時代にも普及していた行動であるが、それらの行動は多様なインターフェースをもつことから、外部性を考える際には重要である。鍵となる行動の様式を見直すことにより、循環型社会

に相応しい社会の枠組みが見えてくると思われる。

その行動とは、これまでに説明してきた循環型社会の特徴から、モノに対する人間の係わり方について、距離並びに時間を制御するための行動である。また、これらの行動は、周辺で、あるいは直接的にそれぞれの行動に変化をもたらす技術の発達を伴い、変化が現実的に起こりうる潜在性が高まっているために、注目しなければならない。

私は、以下の行動を見直すことが循環型社会にとって大切だと考える。

(1) 多様な取り引き

経済の基本となる取り引きについて、単にモノとカネの取り引きだけではなく、時間を考慮する多様性が求められてくる。このためには、時間の経過及び距離による価値の違い、あるいはその価値の違いを保証する情報をからめた取り引きに注目すべきである。とくに、情報の技術変化に連動する金融技術の変化を背景として考察すべきである。

(2) 分解と合成

モノは分解することも、合成することもできる場合が多い。分解と合成によって、モノの寿命は変化し、価値も変化する。分解と合成によってモノの寿命や価値をコントロールすることも可能である。しかしながら、そのためにはコストが発生し、ためらう場合も多い。分解と合成の技術進歩とともに、循環型社会ではその分解と合成を自然循環との係わりからどのようなタイミングで、どこで、どのように行うか、または分解と合成をどのように使い分けるかに注目することが大切となる。どのように、分解と合成するかによって、後述する移動と保存の選択に影響を及ぼす。

(3) 情報

情報技術及びシステムの発展を背景として、情報が人間の判断能力と予測能力を高める。この情報の効果を循環型社会へ適用することが求められる。とくに、時間、距離とモノの管理への寄与が期待される。ただし、情報は距離、時間により有効性が異なる

り、そのものの管理も重要な課題であり、そもそも、情報はだれがもつべきか、だれもがもたざるべきかの判定も重要である。

(4) 共有

モノに対する人間の係わり方については、かつては共有であったが、私有が普及し、所得の拡大に寄与した。しかしながら、その後、人間の信用形成と情報の技術の発達によって、共有の合理性が再び見直されてきた。共有とは、モノを共に所有するとともに、モノに係わる時間をシェアすることでもあることに注目する。また、所有する者とモノとの距離に加えて、共同者間の距離も重要である。共有はモノに対する複数の人間の係わり方であるが、複雑なだけに、様々な問題を引き起こす。

(5) 移動

循環型社会の地理軸では、重要な行動はモノの移動である。モノを移動することのコスト、および移動の価値をモノの価値に連動させることが重要となってくる。この場合、モノを移動させることと、させないことの比較とともに、モノではなく人間が移動することとの比較も重要となってくる。とくに、輸送技術、輸送効率技術の向上を背景として考察すべきである。

(6) 保存

循環型社会の時間軸では、重要な行動はモノの保存である。モノに対する人間の係わる時間を制御できるのは、保存という行動である。しかしながら、そのためには設備投資及びメンテナンスのコストが発生する。循環型社会にとって最適な時間とコストのバランスを求めて、保存を考えることが必要である。また、時間とともにモノの質的变化がおき、モノの価値が変わる。時間とコストのバランスについては、その変化に対しても考慮する必要がある。最適なバランスに対応する保存技術と保存のロケーションを選択し、保存を考えることが必要である。

今回は、循環型社会を目指すために注目すべき行動

のなかから、「保存」に焦点をあてて、検討した。「保存」は大量生産、大量消費、大量廃棄の時代から様々な工夫がなされていた行動であり、保存のための施設(Facility)にも多く投資され、つくられてきた。

保存するための施設(Facility)と保存されるモノとの関係は気候条件など地域性に左右され、ロケーションの問題も提起する。また、その施設(Facility)も、モノでできている。従って、「保存」の問題は、保存されるモノと保存するためのモノの二つのモノに関する問題を考えなければならないことになる。

循環型社会時代の保存を考える場合に、前時代からのFacilityを引き継いでいることを忘れてはならない。これまでの保存のためのFacilityを上手に活用するか、活用できなければスクラップした上で新たな保存をビルドしなければならない。スクラップしなければ、不要物がそのまま存在しているだけである。そのFacilityが立地している土地も有効活用できない。これまでの保存するFacilityとシステムが大量生産、大量消費、大量廃棄の量的規模にあわせてつくられ、余剰を生み出している現実が循環型社会が進展するにつれて明らかになって行く。この事実が循環型社会の保存を考えるために重要なこととなる。既存のFacility、経験を活用できることが良いように思えるが、何もない方が新しいことを考える上では容易である場面も多い。

保存の効果は、経過する時間に対して、モノの質および質に依存している価値ないし寿命を自由にコントロールすることである。その性質を活かして、自然の循環に対するモノが与える環境負荷を軽減することが期待される。モノの質を維持することも意図的に変化させることも期待できる。循環型社会にとって、保存は重要な役割をはたす。

保存のためには、モノとFacilityがあれば良いのではない。大切なことはモノとFacilityの関係がどうなっているかである。この関係に注意して考えると、保存のためのFacilityは何も追加的に投資し、新しく設けるだけが方策ではなく、既存のFacilityの新しい活用を考えることも有力な方策となりうる事が考えられる。保

存のためのFacilityを物理的設備の面として考えるとともに、そのFunctionの面からも考えなければならない。

以降、Facilityという言葉は、保存のための入れ物の器そのものを表現したい。パッケージという言葉は入れ物の器のもつFunctionを表現したいとの意をくんでほしい。

モノは保存しないと、遅かれ早かれ、様々な変化を引き起こす。ただし、モノが保存されるとその変化が制御されることになる。モノの価値あるいは寿命もパッケージ次第ということになる。モノに対して、弱いパッケージ、小さすぎるパッケージでは寿命は短くなる。モノの価値あるいは寿命を知るためには、モノ自体を見ることよりもモノとそれを包むパッケージの関係をみるべきである。モノの寿命は、モノとパッケージの関係を分析することによって予測することができる。この予測ということも、タイムスケジュールが重要となる循環型社会では大切なことである。一方、パッケージがモノに対して大きすぎると、他のモノをそのパッケージに収容する工夫もできる。この場合、混雑状態を招かないように、モノとモノの組み合わせを調整することが要請される。その要請は、モノとモノの構造を調整するだけではなく、パッケージされる時間を調整すること、保存によるリスクも調整することが大切になる。この調整の結果に従って、保存のコストはシェアされるべきである。

また、モノとパッケージの関係は、気候、気温などその自然環境によっても大きく左右される。即ち、保存は地域性によって異なるということになる。この地域性は自然環境だけではなく、人文環境である風土ないし文化にも基づく。私は、モノとパッケージの関係は、このような地域性との関係も含めて考えなければならないと考えている。この地域性をエアと私は呼んでいる。モノとパッケージとエアの関係が循環型社会にとって重要と考えている。モノ、パッケージ、エアそれぞれ独立して完全性を求める価値観は大量生産、大量消費、大量廃棄の時代に終わっている。

これまでも、モノの保存のために、パッケージ、そ

してFacilityに関して、地域によって地域性の優位性の利を活かし、また、克服するために、様々な工夫、知恵などが経験されてきた。その経験は、新たな技術を組み合わせることによって、他の地域にも適合する可能性があるので、循環型社会の保存を考えるにあたり、この経験を分析し、地域固有性を普遍化することが重要である。即ち、保存の考え方を地域に閉じ込めるべきではなく、他の地域と共有するオープンな雰囲気にとられることが大切である。

モノがどのようなパッケージに包まれ、そのエアがどのように流れているかが重要である。その関係の最適化をはかることが保存を考える上で重要である。最適な保存とは、自然環境との関係からモノの価値を最大限に引き出すことである。そして、循環型社会においては、特定の地域に限定することだけではなく、それぞれの地域の経験を社会全体に役立てることも重要である。このことによって、地域にあるモノの価値は社会全体として、最大限に引き出されることになる。

2. 保存のFacilityとそのパッケージFunction—豊根村の倉調査をふまえて

ここでは、具体的にどのようにモノを保存するのかを考え、改めて保存の効果について考察する。

これまでは、モノを保存するには、モノをまもるためのFacilityが必要であるとの考え方が広まっていた。Facilityの要件として、モノの質を維持する（モノの質の変化を待つ場合もある）ための密閉性と安全性が求められてきた。これから言及する倉はその代表的なモノでつくられたFacilityである。

一方、自然環境はモノを保存するFacilityであるとの考え方も継続してきた。考えてみれば自然循環自体、種の保存を実現してきた。最大かつ最強のFacilityかも知れない。沖縄の保存は自然環境をFacilityとしてきたと言える。

今回は、モノでつくられたFacilityと自然環境のFacilityが単に、地域性に依存していると結論をださずに、保存という物理的な機能の他に、社会的にどのよ

うなFunctionの違いをもたらしているのか、違いがなければ共通性があるのか考える。このことによって、これからの循環型社会にとって、最適な新たな保存システムを導く手がかりを探したいと考えている。

まず、モノでつくられたFacilityとして、愛知県の山村における倉調査（大澤正治による2006年度愛知大学中部地方産業研究所「地域・産業・大学」研究課題「山村における「保存」に関する研究」）の結果から整理することとする。

「山村における「保存」に関する研究」は、過疎が進む典型的な山村である愛知県豊根村の暮らしの変化と環境へ与える負荷の関係を調べているうちに、数多く見受けられた倉に関心をもつようになったのがきっかけで始めた。生活様式の変化に伴い民家の構造に変化が生じたにもかかわらず、倉をもつことに関しては、依然として変化が生じていないように思われた。その理由は、倉が豊根村の自然環境に依存しており、そのために、ライフスタイルが変わっても倉のFacilityが残っているのではないかと推測した。このことに分析を加え、倉の新たな役割を見いだすならば、現存する倉を活かすことによって、循環型社会における保存の新たなシステムに行きつくのではないかと思いをめぐらせた。

2-1. 豊根村の概要

豊根村は、愛知県の東北部に位置し、長野県、静岡県に接している。愛知県豊橋市から約60kmの地にある。気候は、年間平均気温が12度前後であり、面積の9割が山林であり、典型的な山村である。

大正時代には、豊かな山林資源である雑木がパルプ材や製炭として活用され、養蚕とともに経済を支えていた。これらの一次産品の交易を中心として信州三河間の重要な交通経路地となっていた。しかしながら、昭和の時代には、林地において自然林から経済林への転換を目指して、杉、桧、の植林（人工林率8割、ほとんどが私有林）が促進されたものの、木材の不況などの影響を受け、また、電源地域となったために、豊

橋市への分村計画など集団離村が進んだ。様々な農山村救済施策がなされたにもかかわらず、わが国山村の特徴である人口減少、高齢化が進むこととなった。

平成17年11月27日に人口200名程度の富山村と合併したが、平成18年10月末現在、人口1500名程度600世帯規模であり、高齢者比率が4割を越えている。かつては第一次産業就業者が就業者の3割を超えていたが、現在では、2割を下廻っている状況である。また、農家数、耕地面積も減少しており、豊根村においては、林業の衰退とともに農業も衰退している。人口減少率、高齢者比率、財政力指数から新過疎法による過疎団体となっている。

平成17年の合併に際して、人口の少なかった旧富山村は、地方税、消防防災、広報広聴、医療事務、社会教育、コミュニティ施策などにおいては旧豊根村の制度を適用することとなったが、豊根村における人口減少は、財政に苦しさを与え、公共サービスの縮小化をもたらしている。現在では、警察は設楽警察署の管下であり、労働基準監督署は豊橋市にあり、公共職業安定所は新城市にあり、社会保険事務所は豊川市にあり、登記所は新城市にあり、社会公共サービスの不便さが募っている。

合併以前の豊根村においては、小字などの集落規模

単位「組」を集合させた4つの「区」(下黒川・古真区、上黒川区、三沢区、坂宇場区)が実質的な自治組織として機能しており、村役場のある下黒川・古真区を中心として各区との間に村営バスが運行され、各区間の交流に寄与しているが、地理的にも離れていることから、独立性が高い。都市との交流も、三沢地区は長野県飯田市とのつながりが強いが、他の地区は、愛知県豊橋、豊川、新城などのつながりが強い。

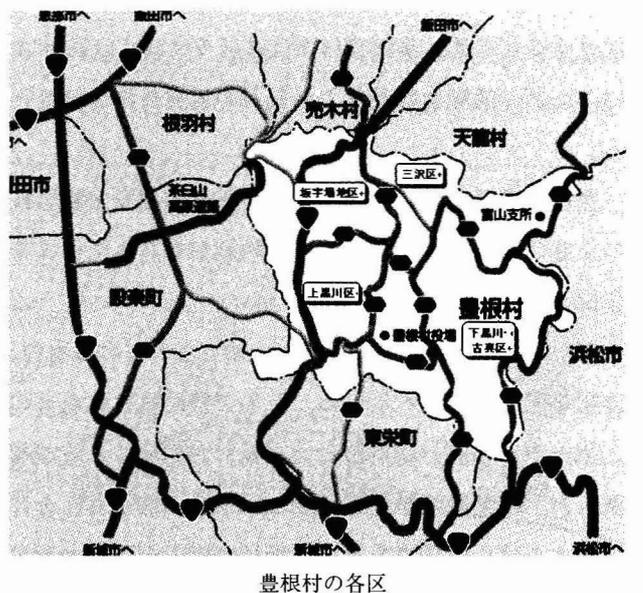
豊根村における「花祭り」は、固有の文化として継承されており、現在でも、村の暮らしを精神的に支えているが、実際の「花祭り」は各区、各組によって維持されてきている。文化が地区間の独立性を煽り、いづれも豊根村をみるときに留意する必要がある。^(注2)

2-2. 豊根村の倉

山村である豊根村の地形から、豊根村の家屋は散在し、各家屋の敷地は狭い。敷地を広げるために石垣を積むケースも多い。

敷地内の建物は、母屋、納屋の他に隠居屋に加えて倉が配置されているのが一般的であった。母屋の構造は、かつては入母屋茅葺が多かったが、明治以降には、ソギ葺き、杉皮葺きなど切妻屋根も普及した。

母屋の出入り口は、多くの家が平入りであった。壁



は板壁が多く、土壁はまれであった。板壁の材料は地元産の杉が多く、この傾向から、倉も基本的に板壁が基礎になったと考えられる。

母屋の間取りは、くい違い型が主流であった。内庭(ドジ)は大戸を入ったところにある広い土間であり、取り入れ時には穀物の一次収容の場に使われたり、作業場ともなった。

土間と座敷の境には、冬の間にはさつまいもを入れて保存するイモムロが掘ってあった。豊根村の気候を考慮した食保存の工夫である。大きさは畳み1、2枚分程度で、深さ3、4尺程度であった。また、土間に続くカッテバはドジに続く一種の土間であり、料理用のクド、ナガシ、物置などがあった。現在では、ダイニングキッチンとなっているところが多い。

豊根村の家屋では、母屋というパッケージの中は、使い勝手の良いこのような間取りで整理されている。さらに、寒冷に厳しい豊根村の環境に適合する工夫もなされている。

一般的に、建物の外から内へ、あるいは内から外へ、熱は温度の高い方から低い方へ流れるが、建物の外皮の熱抵抗が大きいならば、そのながれは緩やかになる。建物内外の温度差があって熱のながれが生じて、熱容量が大きければ温度の変化は遅い。このことを利用して室内の温度が調整されている。また、建物の断熱、機密に留意し保温性を高めること、室内に蓄熱部位を設けること、集熱窓は南向きにすること、庇をつけること、通風をはかることなどの工夫もなされている。

豊根村家屋の間取りの他、板壁や深い庇など熱容量の小さい部材などのエネルギー対策がなされたことを指摘することができる。

豊根村に多く散在する倉は、土塗りされているもの、漆喰を塗り込められたもの、なまこ壁が施されたものと様々であるが、基本的には、板倉が主流であると判断した。地元産の杉などを使い、厚板に加工し、それを積み上げた板倉である。豊根村の個人が所有する倉は、2～3Kの5坪程度の小型が標準化されていたが、

そのサイズに制約を与えている一つの要因として壁材の長さがあったと思われる。もっとも、なかには、壁の中ほどに中柱を立てて部材を継ぎ足す工夫でサイズの制約を乗り越えた例もある。

内側がほとんど厚い板倉の構造であることが認められた。また、土壁が剥がれ落ちた板倉、崩壊した倉では、倉の躯体にコマイのかわりにトンボまたはウグイスとして竹などを削った木杭が数多く打たれており、それを支持体に屋根下から垂らされる縄と絡ませながら土が塗られていた。一見、土倉のようにみえるが実態は板倉が多いと判断した。

しかしながら、あくまで倉として機能をえるために、土蔵に近づこうとした形跡は、蔵の上部が土で塗られていることで理解できる。倉をハコとして耐火効果を求めた置屋根と接続させるためであり、断熱効果を高めるためであり、仮に、板倉であっても、経済的に余裕が生まれれば、土塗りへ進みたいという意向をもっていたと思われる。倉はまさに人々の暮らしとともに成長するものである。今回の調査でも、まだ倉は土倉にするのが最初の目標であったが、いまだに完成していないとの説明を数箇所を受けた。

一般的に、倉は耐火効果を求めるものと考えられている。その点から、土倉が好ましいが、板倉が選択された背景には、地理的条件から、赤土の調達が不利であり、天竜杉など資材が豊富に調達できたこと、倉の目的が耐火及び防火よりも冬の寒さに対する対策あるいは防湿にあったのではないかと推測できる。

構造的に夏にその良さがあらわれる茅葺き型民家に対して、蔵づくり型民家の特徴は、閉鎖的、遮熱、防雨のための二重雨屋根、大きな熱容量の厚い土壁を多用していることであり、保温効果が高いことにその良さがあらわれる。

いずれにしても、季節による変化に対応するために、補助的な手段としてエネルギーを投入することが求められる。建築の設計と省エネルギーを組み合わせることが望まれる。

豊根村の気候を考えると、蔵づくりの保温効果のメ

リットを享受する期間は長く、その点で倉が普及したといえる。板倉である豊根村の倉は、豊根村の気候と自然資源を活用した傑作といえる。

豊根村にある倉のゾーニングについては以下の特徴が認められた。倉は母屋の別棟となっている。納屋、便所など別棟の一棟であったと思われる。ほとんどの倉には下屋がついている。開口部の雨避けが目的であるが、開口部のスペースは脱穀など農作業に使われていたとのことで、そのスペースは他の建物とのゾーニング調整として理解すべきである。

豊根村にある倉の内部を調査したところ、かつては、蚕、タバコ、しいたけなど換金産物が主流の商業用倉もあったが、ほとんどは生活用品を収める倉であった。一般的には、倉の1階には米、穀類およびひつなど、そして日用品が保存されており、2階には、衣類、寝具などととも冠婚葬祭用具が収められている。

その収納状況から豊根村の倉の大きな目的は本来、湿度管理および保温であると推察することができる。板倉が普及したことを裏付けている。

現在、倉は、納屋の代替となっているケースが多い。メンテナンスコストをかけていないこと、整理のために必要な倉が「ランゴク」(乱雑な状態)な置き場となっているからである。生活様式の変化、電化製品の普及など社会の変化の影響を倉は大きく受け、本来の湿度管理および保温の要請は少なくなっている。

豊根村の倉は、それほど古いものではなく、明治時代以降に立てられたものが多いが、母屋が改造されても、倉はまだ使えるため、そのまま取り残されたものが多い。その結果、倉の敷地内におけるゾーニングの変更によって倉の役割が変わってきている。暮らしにおけるシステムの一翼を担った倉から、暮らしとは分離して、モノを押し込めて、時間の経過を待つところに倉の役割は変化した。

豊根村上黒川老平にある熊谷家住宅は昭和49年重要文化財に指定された。

熊谷家の歴史は18世紀に始まる。以来、19代続いた旧家である。古くは醸造業を営み、庄屋も勤め、この

地域においてリーダーシップを発揮した。

熊谷家主屋の中の間の天井には養蚕用の開口が残っている。また、屋敷地の北にはこなし小屋と酒蔵が残っており、醸造業を忍ばせている。倉は、主屋前方南側に穀倉と新倉が残っている。

熊谷家の新倉でも、穀類以外の生活用品が収納されていた。その構造は、以下のとおりである。

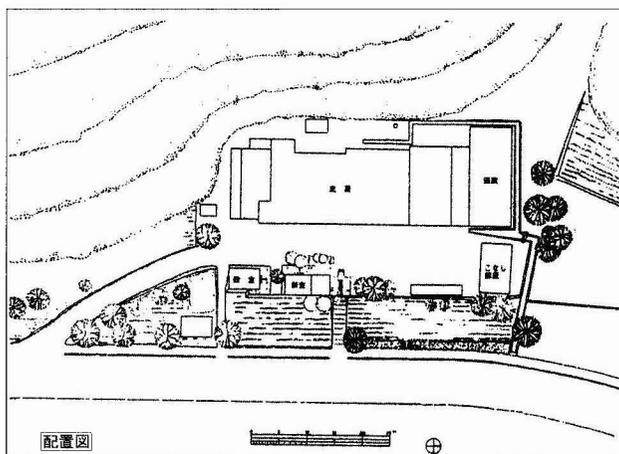
土蔵造り2階建、桁行5メートル、梁間4メートル、切妻造、置屋根板葺、西面庇付。1階は根太天井、2階は化粧屋根裏、1階2階とも軸部柱毎に根太、2階床根太を配り、床は板張りである。

内部壁は、真壁漆喰塗り、外部は大壁であり、垂木(波形)、破風板を含め漆喰塗籠である。東面、南面は基礎石から高さ約1.6メートルの水切り位置までなまこ壁であり、西面は漆喰塗り墨塗り仕上げである。妻面には鍍絵が施されている。

屋根と倉本体の間には野地板上に杉皮葺の上に置土が施されている。

以下の図面は熊谷家より提供されたものである。

豊根村においてこのような板倉が普及した理由には、以上のような背景の他に、地産の資材を使い、地元の職人の技によって組み立てられる自立型地域システムが確立していたことがある。豊根村村内に標準化された板倉づくりには様々な工夫があり、経済システムにおける生産機能及び技術基盤を担っていた。とくに、厚板の加工技術の進歩につれて部材の加工法には顕著に工夫が施されるようになった。隅部分の仕口の省略、





熊谷家 穀倉と新倉 (2005.11.23 撮影)

水平方向にヌキヤ胴差しの導入などである。また、扉に取りつけられている大阪錠も豊根村村内では標準化されており、これらの工夫には、地域システムが確立されていた裏付けをみることができる。

また、板倉であるということは組み立て分解が可能な建築物であり、売買も可能である。今回、調査したなかにも移設した倉であるとの説明を受けたものもあった。経済的な豊かさに連れて倉は動くものであるとの話も聞いた。

北巨摩から上諏訪にかけての地域でも豊根村と同様の倉をみかける。この地域での特徴は、土倉を家がかかえこんでいるようなつくりであり、抱き蔵とも、たてぐるみとも呼んでいる。

倉にとって屋根は雨よけである。従って、母屋の屋根がその役割をはたすことは合理的なことである。また、入庫も出庫も母屋のなかでできれば便利である。

しかしながら、倉にとって重要なことは耐火である。もしも母屋で火災が発生したら大変である。倉が別棟になっているのは母屋から延焼をくいとめるとの理由を考えると、たてぐるみは奇妙な発想である。

たてぐるみのなかには、表面だけ倉をみせているが、なかは倉ではないケースもある。倉にはステータスの機能があると考え、たてぐるみでは十分に倉の役割が果たされているといえる。

一方、東北地方では、通常は、母屋にある座敷に倉を持ち込んでいる。蔵座敷である。耐火性、通気性の

特徴よりもステータス機能の特徴が重視された例と考えるべきだと思われる。

蔵には鍔絵がよくある。豊根村の重要文化財熊谷家住宅の新倉にもみることができる。普通の家屋が大工を棟梁とした組織によってつくられるのに対して、倉は左官を棟梁とした組織でつくられる。そこで、左官が自分の作品であることを記すために、自らの鍔さばきでつくったレリーフが鍔絵である。この鍔絵がステータスとしての倉の特徴をさらに際立たせる効果となっている。蔵造りの家にも、たてぐるみの家にも鍔絵をみることが多い。

また、諏訪地方には、雀おどりと呼ばれる民家の棟端飾りがある。屋根端部の板をぶっ違いに交差させて、そこに扇形や菱形など様々な形の細工を加えている。これもステータスの一種と考えることができる。雀おどりは、この地で倉をどのように考え、たてぐるみが普及したのか理解するヒントを与えている。

結論として、豊根村にある倉は、今回の調査においてその施設の設計、部材、使い方を分析した結果、豊根村の経済発展の歴史と自然環境との良くかみあった工夫の歴史であると言いたい。

また、豊根村でみかける倉は他の地方でみかける倉よりも小型である特徴がある。しかしながら、倉の建設時期が経済的に余裕ができた時である傾向、道路から見渡せる位置に配置されている傾向は、諏訪地方のたてぐるみの影響を受けつつ、倉のステータスとしての特徴が形成されたのではないかと考えられる。

豊根村は、南信州を経て、諏訪地方とも交流が盛んであった。豊根村の蚕は、三河へも流通したが、諏訪地方へも運ばれた。このため、豊根村の倉は諏訪地方の影響を受けたと考えられる。

ステータスは、物を通じて人間に精神的なよりどころをもたらし、個性を磨かせ、自立を促す。そして、それを誇示することに関しては様々な見方がある。誇示ということは他人との関係において生じることに注目するならば、倉が新たな外部から来客者を迎える観光資源としても認識できることになる。

豊根村における倉は、一般的な耐火、防火を目的としていたのではなく、地域の気候を反映し、防寒、防湿の機能に主たる目的を置いていた。その防寒、防湿の機能を昭和40年代に普及した家庭電化製品等に譲るとともに、倉のFunctionが暮らしから分離し、個人の存在を誇示するあるいはプライバシーを維持することに移った。つまり、倉のFunctionよりFacilityを重視するようになった。

倉と蔵の区別をはっきりさせた定義はないが、一般的には、倉は生活用であり、Functionに重きを置いて使われていることが多く、蔵は商業用であり、Functionとともにその規模から施設としてのFacilityに重きを置いて使われている。このことから、豊根村では倉の蔵化が進んだといえる。

2-3. 豊根村の倉と沖縄高倉の比較

亜熱帯気候の沖縄におけるモノの保存で、最も重要なことは防湿である。豊根村の倉の目的と同じである。しかしながら、山村である豊根村の倉は保温も重要であるのに対して、沖縄では通風が重要となる。従って、沖縄の保存のFacilityは防火、耐火あるいは盗難対策の目的と併立することは難しく、沖縄地方では、蔵ないし倉はほとんどみない。通気性をえるために自然の風を利用して、自然環境を積極的に取り入れることは、自然と隔離しようとするモノでつくるFacilityではなく、あたかも、自然環境自体がFacilityであるということになる。

沖縄において、倉と比較すべき保存のFacilityは高倉である。しかしながら、現存する高倉は少ない。少ない高倉のうちの一つを名護市我部祖河（旧羽地村）の宮城家に見ることができる。この高倉は県指定有形民俗文化財である。

高倉は、高床式で、屋根は寄棟で茅葺きである。脚柱は固い木4ないし6本である（我部祖河宮城家高倉は9本）。床組は柱の上部に平桁を渡し、根太を組んでいる。四方の壁は水平に近く、竹の網代で組むなど通風に配慮している。高床式にする狙いは防湿であるが、

その他に動物の新入を防ぐ^(注3)狙いもある。脚柱に丸太を使用して登りにくくしたり、ねずみ返しと呼ばれる侵入防止の工夫がなされている。

高倉は穀倉であり、稲の穂のまま保存し、必要に応じて脱穀していた。豊根村の倉も基本的には穀倉であるが、保存する米の状態が異なっている。

沖縄では、高倉を北中城の中村家（国指定文化財）でも見ることができるが、ここの高倉は、床の下部にも板壁がある。中村家は豪農の家であることから、沖縄においても倉から蔵化の傾向、倉をステータスとして位置づけることが行われていたのではないかと注目する。

沖縄の高倉と豊根村の倉を比べると、共通して穀倉であるが、構造上、開放型と密閉型の違いが明らかである。また、関連して、米の保存状態も違っている。

また、倉の構造上の違いは、沖縄、豊根村の社会構造の違いにも関連している。豊根村においては、各家が比較的離れて独立的に建っていることもあり、倉が各家屋の一部となり、ゾーニングが確立し、個々の家々の独立性が高かった。そのために、Facilityである倉は時代の変化、生活様式の変化によって、Functionが変更されても、それは家の中での用途変更ですまされ、また、家のステータスに結びついたまま、壊されず、残された。

しかしながら、沖縄の高倉は、当初は、家屋よりも田畑の近くに設置され、倉の共同使用形態も普及していた。

奄美大島大和村の群倉（ばれぐら）は、各家の高倉が特定の場所に集中して建てられていたことを伝えている。沖縄でも集落を構成する字の名称に蔵が使われているところがあるが、かつて沖縄にも群倉が存在していたことを推察させる。集落共同体の特色が濃い沖縄の社会構造及び地割制度が倉の連携を導いていると考えることができる。倉の開放性と気密性の違いは単に気候条件から選択された結果だけではなく、集落のあり方即ち、人々の暮らし方にも影響を受けた結果でもある。

もつとも、中村家の高倉のように、経済力の拡大に伴い私有を誇示する傾向を沖縄でもみることができる。しかしながら、沖縄の社会構造から、けして倉のあり方として主流ではないと思われる。

豊根村の倉と沖縄の高倉を比較して、保存のFunctionには気密性と開放性があることを指摘したが、保存システムというゴールからみれば、これらの性質は二つの異なったアプローチであり、一つの要因によって、どちらかのアプローチが決められているわけではない。どちらのアプローチを選ぶか、あるいはその中間のアプローチを考えるのかは、地域性、技術適用性の変化などを保存対象時間とともに十分、考慮し、柔軟に判断すべきである。



我部祖河宮城家高倉 (2007.9.3撮影)

2-4. 沖縄における食の保存

高倉を通じて、沖縄における保存は、人々と共有するという意味も含めて広い範囲に及び、開放的であることが理解できた。広い範囲を対象として保存することを考えると、モノによってつくられるFacilityではなく自然環境そのものがFacilityであるとの考え方に近づいている。

沖縄、とくに、山原地方では、森が海を育てるとの考え方や、風水説による計画的な風水村落などの特徴があり、自然環境の中に自分たちを配置することを基本としていたために、自然環境そのものをFacilityとする考え方に馴染んでいた。

沖縄において、自然環境を利用した食保存が進んだのは、その良い例である。豊根村においても、一種の保存技術を活用した金山寺味噌が名物となったり、秋から春にかけて畑の土の中に山いもや里芋を埋める保存方法、あるいは床下の冷気を利用するなど自然環境を利用する食保存の工夫はある。しかしながら、沖縄においては、ほとんどの食材に、自然環境を利用する工夫があると言ってもよい。

沖縄では、豚は大切な食材である。鳴き声以外はすべて食べると言われていたが、日持ちのしないモツなどから食べる習慣はすでに自然環境の時のながれに順応した保存と考えることができる。スーチカー（塩漬け）、アンダスー（油みそ）は豚肉の保存である。水の中で冷蔵保存しない島豆腐も貴重であった水状況に照らした保存の工夫である。沖縄の食生活では昆布の消費量が多い。沖縄では昆布はとれないが、乾燥保存食品として評価されていた。

豊根村と沖縄では、当然、気候条件の違いから、自然環境を利用する食保存の技術は違う。しかしながら、同じように自然豊かな条件下でも、モノでつくられたFacilityを取り入れない沖縄において、自然環境を利用した食保存が盛んであり、豊根村では、モノでつくられたFacilityに依存し、食の保存も自然環境を利用するよりも、Facilityの中に入れて保存する傾向があったことに注目したい。

3. これからの保存システム

Facilityに依存する保存と、自然環境に保存する保存は、社会的視野で考えると、前者は気密性が高い保存、後者は開放性の高い保存となる。さらに、気密性が高いことは自主性の強化につながり、開放性の強化は共有システムにつながっていると考えられる。前者が山村豊根村であるとすれば、わが国における林業経営が背景として浮かび、後者が沖縄であるとすれば、島にあること、集落共同体、あるいは集落に住む人々による協同組合で経営する共同売店が背景として浮かぶ。

このように対称的な保存システムであるが、今後、これらの保存システムがどうなるか検討してみると、従来型の保存システムが継承されるとは限らず、循環型社会の枠組みのもと、お互いの要素を同時に取り入れる可能性も入れ替える可能性もある。

Facilityに注目してみたい。

豊根村では、過疎化の進展、社会環境の変化においてFacilityの遊休化が進んでいる。公共施設のように人口の減少により、単に利用者が減少してFacilityが遊休化しただけではなく、生活スタイルの変更、技術に進歩、あるいは情報流通の進歩によって、個人のもつFacilityの遊休化も加速している。豊根村の倉は、後者によって事実上、遊休化していると言える。本来であれば、諸々の変化に従い、Facilityも積極的かつ柔軟なメンテナンスによって追随することができるはずであるが、追いつくことができずに遊休化するケースが多い。豊根村においては、スクラップ化の道を選ぶか、さもなければ、ただ残すのであればFacilityが遊休化するだけでなくその中で混雑が生じることを恐れなければならない。エントロピーの増大を招く。Facilityの新たなFunctionを探すことが重要である。

一方、沖縄においては、生活のスタイル等諸々の変化に対応するために、経済的合理性を求める観点からも、Facilityの新設が求められるケースが多い。しかしながら、米軍基地問題に関連して、突然のように、米軍基地が残す大型なFacilityを迎え入れる生活に大転換をはからなければならないことも将来、ある。ここでもFacilityに適合するFunctionを探す必要があり、Functionが問題となる。

Facilityの余剰、Facilityの不足、いずれにしても、Facilityをどのように利用し、運営するかという問題を抱えるという点で、共通な悩みと考えることができる。

ハードからソフトへといわれて久しい。ハコものの設置に熱心であった自治体が、整備後Functionのあり方に悩んでいた時もあったが、今や、地域格差解消のために、再び、Facility依存型経済社会に戻る可能性もある。FacilityとFunctionの関係は古くて新しい問題で

ある。FunctionとFacilityは、同時に考える必要がある。とくに、時間とともにFacilityは古くなることを考えなければならない。

循環型社会では、モノに依存するFacilityを追加的に新設する前に、余剰のFacilityを有効に利用し、稼働率の低いFacilityのFunctionを改善することが重要となる。

アイデアは現実にある。対極にある概念の気密性、開放性の融和を求めることである。サービスの専門化、標準化により、保存に関する責任の所在を明確にする。その結果、家の中にあるかつて倉がはたしていたFunctionは倉がなくとも、専門化したトランクルームに安心して頼むことが、普及している。利用頻度の低い図書の廃棄を避けるために、図書館のネットワーク化、図書の共同保存システムであるデポジットライブラリーが現れ始めている。その地域の人しか利用できず気密性が高かった図書館の共有化が始まったのである。この背景には情報システム技術の発達がある。

保存されるモノを輸送コストに配慮しながら保存する場所を広げて探すことも重要である。とくに、都市と山村の関係から、都市において保存できないモノを受け入れることも可能である。その場合は、山村と都市の共有化された保存システムが編み出されることになる。気密性の高い保存の特徴を活かし、都市部における災害対策の引き受けなど。このことは、他者を受け入れる広域システムのもとに実現すると思われる他、環境権の取り引きに発展する可能性もある。

責任の分担と共有を取り入れた保存システムの改善を通じて、モノが今まで以上に保存され、保存されたモノが適切に消費される。そのためには、保存システムの改善を受け入れる責任の分担と共有に基づく循環型社会の社会基盤が整備される必要がある。

4. 最後に

本報告にあたり、多面にわたり協力をいただいた(株)アークポイントの寺島薫氏にこの紙面を借りて感謝の意を表したい。

注

- (1) 循環型社会形成推進基本法では、動脈から静脈にステージを移したモノについて、有価であるか無価であるかを問わず「廃棄物等」と定義し、そのうち、有用なモノを「循環資源」と定義している。
- (2) 三沢区の山内での花祭りは2007年11月にその歴史を閉じた。従って、現在では下黒川・古真区、上黒川区及び坂宇場区の花祭りのみ続いている。
- (3) 高倉は、沖縄の他に奄美でも普及している。奄美の高倉は沖縄の高倉に比べて、屋根の勾配が急であり、四方の壁がない高倉が多い。

参考文献

- 玉野井芳郎、昭和54年、地域主義の思想、農山漁村文化協会
- 宮城能彦、2004年、共同売店から見えてくる沖縄村落の現在、村落社会研究第11巻1号
- 大澤正治、2005年、山村における食生活の環境・エネルギー対策に関するライフスタイルおよび3E（経済、環境、エネルギー）調和からの分析、愛知大学中部地方産業研究所2005年度萌芽研究ディスカッションペーパー
- 南島・沖縄の建築文化（住宅・建築別冊・41）、1991年、建築資料研究所
- 沖縄建築第29号、平成9年、沖縄県建築士会

生活行動能力と介護負担との関連について

大城 トモ子*・國吉 和子**

The Relation between Activities of Daily Living and Caregiver's Burden

Tomoko Oshiro and Kazuko Kuniyoshi

本研究の目的は、介護保険制度における要介護度認定調査票の基本的構成要素である要介護者の生活行動能力（ADL）が介護者の負担度を反映しているかを検討することであった。介護者の負担度を測定する尺度として、①介護における困難さ、②介護を担う事によって生じた不満・不安、③介護意欲、④心身の消耗状態（燃えつき感）、そして、⑤要介護者への虐待的態度を用い、それぞれADLとの関連を分析した。沖縄県内の家族介護者を対象にアンケート調査をした結果、①介護意欲以外の尺度とADLは有意な関連がなかった。そして②介護意欲では、要介護者のADLが低いほど介護者はより意欲的であった。一方、③介護の困難さと残りの尺度との間で有意な相関値が得られた。また、④介護場面で実際困難と感じることは概して身体介助を要するものではなかった。そこで、要介護度認定調査票に、介護者の主観的な介護負担を表す指標を入れることが提言された。

キーワード：要介護度認定調査、生活行動能力、介護負担、家族介護者

目 的

要介護度認定調査票は、介護支援サービスを査定する事を目的としており、主に生活行動能力（ADL）を基軸とした身体の状態を問う項目と認知症状を問う項目から構成されている。つまり、高齢者の心身症状から要介護度を算出し支援サービスの量が査定されることになる。これは、要介護度イコール介護者の負担度という考えに基づくと思われる。この仮定に従うならば、例えば、ADLが低い寝たきりの高齢者を介護する事は負担も大きくなるという事である。実際、ADLに基づいた要介護度は介護者の負担を反映するのだろうか。

従来のADLと介護負担との関連についての調査では、ADLの低下と介護負担の関連性を認めた結果（山岡，1987；浅川ら，1999；武地ら，2006；日野ら，2006）や、ADLによって主観的介護負担感に有意差はあるが重回帰分析では説明変数にならなかったという結果（緒方ら，2000）がある一方、関連性がないという結果（鷲尾ら，2005）もあり一致してない。

また、「燃えつき感」を用いて介護負担を捉えた研究では、ADLが燃えつき感の説明変数にならなかった

（服部ら，2001）。一方、介護負担が超過した結果起こるとされる「要介護者への虐待」との関連では、「寝たきり」と虐待の関連が指摘され（金子，1987；高崎，1988）、要介護者の身体的自立度の低さは虐待の誘発要因と考えられた（医療経済機構，2004）が、ADLが高い者も虐待されており（高崎，1988；小野ら，2003）、要介護者の身体状態との関係で結果に不一致がみられた。

このように、介護負担の捉え方もいくつかありADLとの関連が検討されている。本調査では、介護者の適応指標として5つの測度、「介護生活の快適さ」、「介護内容による困難さ」、「介護意欲」、「心身の消耗状態」（燃えつき感）、「虐待への態度」を用いADLと介護負担との関連を検討することを目的とした。

方 法

1. 調査対象

沖縄県内の七つの市町村の家族介護者

2. 調査手続き

社会福祉協議会、介護者の家族の会、在宅介護支援

*沖縄大学地域研究所特別研究員，903-0116 西原町幸地370-5-306，sumirearies@y6.dion.ne.jp

**沖縄大学人文学部

センターや老健施設の協力を得て、「老人介護者の生活実態調査」というアンケート調査を実施した。調査は無記名で124人の回答を得た。

3. 調査票の構成

1) ADL (9項目)

9つの生活行動能力(食事、入浴、歩行、聴力、視力、話の理解、排泄、着脱、意思の伝達)について、4件法(例. 一人で不自由なく食べられる～全て介助してもらわないと食べられない)で行った。

2) 介護に伴う困難さについて (12項目)

認知症状や身体機能の低下によって生じてくる介護内容について、介護の困難さ(例. 徘徊や入浴の世話についてどの程度困っているのか)を4件法で訊ねた。

3) 介護生活の快適さについて (16項目)

早川(1982)の「介護者の声」を参考に作成された。介護を始めて抱えた介護者の健康への不安、経済的負担、諦めたこと等、介護生活で生じた不安、不満、困難さについて4件法で回答を求めた。

4) 介護意欲について (2項目)

「介護にやりがいを感じるか」「今後も介護をやっていききたいか」について4件法で回答を求めた。

5) 心身の消耗状態(燃えつき感)について (15項目)

宗像ら(1994)が用いたPinesの“the Burn Out Measure”を邦訳した21項目から他と重複しない項目を選出した。疲れきった感じ、気がめいる、イライラする、うんざりする等の度合いを4件法(「いつももある」～「全くない」)で回答を求めた。

6) 虐待への態度についての項目 (12項目)

高齢者虐待の仮想状況で、「虐待者にどの程度共感(気持ちがわかる、賛同できる)できるか」という

虐待への態度を問うた。虐待は、身体的虐待(4項目)、心理的虐待(3項目)、経済的虐待(1項目)、介護放棄(4項目)の4種類でそれぞれ介護者の声をもとに作成された(例. 介護に疲れてくると老人を手荒に扱ってしまう)。質問は「とても共感できる」4点から「全く共感できない」1点の4件法で行った。

結果

1. ADLと5つの適応指標との関係について

1) ADLと介護の困難さとの関係について

ADLと対応する介護の困難さを問う項目で、「たいへん困っている」と「困っている」を併せた割合は、「用便のお世話をすること」(17%)、「移動、歩行のお世話をすること」(24%)、「入浴のお世話をすること」(14%)、「食事のお世話をすること」(13%)、「着替えのお世話をすること」(11%)、「お互いに言っていることが通じない」(25%)であった。全体的に身体介助についてあまり困難を訴えてない印象であった。実際、ADLの総合得点と介護状況で困難と感ずることの総合得点との関連についても有意な相関は得られなかった(表1)。

2) ADLと介護生活の快適さとの関係について

介護者が一生活者として社会生活を送る上で、介護を引き受けることによって生じた不満・不安は介護生活の快適さに影響し、不満が多いと負担感も増すであろう。分析の結果、介護者の不満や不安とADLは有意な関連がない、つまり、介護者の負担感是要介護者のADLに連動しなかった(表1)。

3) ADLと介護意欲との関係について

「介護意欲」は、介護行動に対してのモチベーションを表す。意欲が高いということは、行動へ肯定的な姿勢を持っていることを意味し、負担と感ずていないと考えられた。結果より、ADLと負の相関があり(表1)、要介護者のADLが低い時介護者は介護

に意欲的であることがわかった。

4) ADLと燃えつき感

「燃えつき感」は、心身の消耗状態であり不適応の指標として用いられたが、ADLとの有意な関連はみられなかった(表1)。

5) ADLと虐待への態度との関係について

直接虐待する行動ではないが、虐待的な態度への傾きは、介護者の荒んだ心情の表れであり、過重負担の場合に起こり介護生活の不適応を表すと考えられた。分析の結果、ADLと虐待への態度との間に有意な関連はみられなかった(表1)。

2. 介護の困難さと他の適応指標との関係について

1) 介護の困難さと「快適さ」、「意欲」、「燃えつき感」、「虐待への態度」との関係について

ADLが介護負担を反映するであろう5つの適応指標とほとんど関連がなかったことから、ここで直接介護の困難さを問う項目と他の適応指標との関係を分析した。その結果、介護の困難さと有意な相関値が得られた(表2)。すなわち、介護場面で困っていることが多いほど、介護生活における不満や不安が多く、介護意欲も失せ、燃えついており、虐待へ積極的な態度を示した。

2) 介護の困難さの各項目と他の適応指標との関係

介護上の困りごとの各項目と適応指標との関連か

表1 ADLと適応指標との相関

	介護の困難さ	介護生活の快適さ	介護意欲	燃えつき感	虐待への態度
ADL	-.113	+.215	-.250*	+.063	+.100

* p < .05

表2 介護の困難さと他の変数との相関

	介護生活の快適さ	介護意欲	燃えつき感	虐待への態度
介護の困難さ	-.709***	-.443***	+.534***	+.377***

*** p < .001

表3 介護上の困難さと介護生活適応指標との相関

	介護意欲	快適さ	燃えつき感	虐待への共感
攻撃・暴力をふるう	-.115	-.302**	+.464***	+.315**
徘徊	-.169	-.243*	+.245*	+.046
同じ話の繰り返し	-.342**	-.361**	+.304**	+.283**
用便の世話	-.156	-.210*	+.180	+.089
移動・歩行の世話	-.080	-.270*	+.176	-.071
入浴の世話	-.189	-.329*	+.241*	+.053
食事の世話	-.185	-.343**	+.321**	+.088
着替えの世話	-.180	-.309**	+.346***	+.085
意思疎通の困難さ	-.291**	-.370**	+.317**	+.172
興奮して騒ぐ	-.274**	-.481**	+.484***	+.348**
身体の不調の訴え	-.266**	-.315**	+.397***	+.449***
介護者への反発	-.442***	-.360**	+.386***	+.397***

* p < .05 ** p < .01 *** p < .001

ら（表3）、概して身体介助を要する介護よりも、要介護者の反復行動（不調の訴えや同じ話の繰り返し）、介護者への不従順さ（言うことを聞かない）、介護者への攻撃性（興奮や暴力）、意思疎通の困難さが適応指標と多く関連していた。

考 察

要介護者の9つの生活行動能力（ADL）は主に身体能力を測定し、生活上の自立度が示される。自立度が低いと要介護度が高くなり介護負担が大きくなると考えられた。しかし、要介護者のADLと介護者が感じる「介護の困難さ」の間に有意な相関が得られなかったことから、要介護者の身体能力は、介護者が感じる介護負担を推測する測度として適切ではないと示唆される。

また、ADLが「介護生活の快適さ」、「燃えつき感」、「虐待への共感」という適応指標と関連がないということは、要介護者の生活行動能力が介護負担を反映しないと考えられる。さらに、「介護意欲」との関係では、ADLの低い要介護者に対し介護への意欲がみられたということも、ADLのレベルから介護者の負担度を推察することには疑問が持たれる。

一方、介護場面において実際困っていることを問うた「介護の困難さ」は、介護負担を直接測定していた。介護者の適応指標とも関連があり、困りごとが多いほど不適応状態を示したことから、「介護の困難さ」項目は、介護者の負担を反映している測度と考えられる。

これらのことから、要介護者の身体的自立度を表すADLから間接的に介護負担を推定するよりも、介護者自身が介護をどの程度負担に感じているかという「主観的な負担度評定」を組み入れ直接的に訊ねる方が、必要なサービス量を的確に査定できると示唆される。また、「主観的な負担度の評定」を用いると、介護者の実情に合った支援が算定されると期待される。例えば、要介護度は同じでも、家族全体の介護力が低ければ主な介護者の負担は重く、従って主観的な負担度が高く評定され、介護力に見合ったサービス量が判定されることになるだろう。また「介護負担感に影響するのは

介護環境そのものではなく、介護者がそれをどのように認識するかに依るだろう」という示唆（緒方ら、2000）もあるように、介護者による主観的尺度を要介護度認定票に組み入れる事は一考に値するだろう。

ところで、「介護の困難さ」項目では、要介護者のADLからは測りえない介護負担も見えてきた。概して介護者の身体介助を要する場面よりも、要介護者の反復行動、介護者への不従順さ、そして介護者への攻撃性という、介護のなかで生じる心理的ストレスが介護者の適応に影響を与えていた。これは、「介護による肉体的な疲労よりも拘束されているという精神的な疲労が高い介護負担と関連している」という、鷲尾ら(2005)の指摘を支持し、介護内容によって負担の度合いが異なるということが示唆される。従って、要介護度の査定においては、介護内容によって負担の算定に重みづけを変えるという工夫が必要となるだろう。また、心理的ストレスが介護負担に影響を与えたとしたら、介護の手間を要介護認定基準時間として数量化しているわが国の介護保険制度における要介護度の判定（筒井、2006）では測定できないものであり、現場の介護負担と対応しない介護サービス量の判定になるだろう。今後、介護負担の質的な側面を考慮した審査項目の検討が必要と思われる。

本研究は、介護支援サービスを査定する要介護度認定票の基本的な項目の一つであるADLが、実際の介護負担を推定する測度であるかという視点から考察を進めてきた。ADLよりも介護者の介護負担をよりの確に反映するだろう指標が提言されたことや、介護者の状況に見合ったサービスの査定をするための示唆は、利用者が納得いくサービスを判定する時のヒントになると思われる。

引用文献

- 浅川典子・高崎絹子・旭俊臣・吉山谷正、1999、「在宅痴呆性老人の主介護者の介護負担感の関連要因：日常問題となる行動との関連を中心として」『日本在宅ケア学会誌』2(1)：32-40.
- 服部明德・大内綾子・渋谷清子・佐藤和子・細谷潤子・中原賢

- 一・西永正典・亀田典佳・土持英嗣・松下哲・折茂肇, 2001, 「バーンアウト・スケールを用いた老年者介護の家族負担度の検討(第2報): 老年者の問題行動や介護者自身の要因と家族負担度との関連」『日本老年医学会雑誌』38(3): 360-365.
- 早川一光, 1982, 「ボケ老人をかかえて」, 合同出版.
- 日野由佳子・河野保子・赤松公子・棚崎由紀子, 2006, 「在宅アルツハイマー病患者の主介護者の介護負担感に影響を及ぼす要因: 介護状況と認知症重症度に焦点をあてて」『高齢者のケアと行動科学』11(2): 36-44.
- 医療経済機構, 2004, 「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書」(財)医療経済研究社会保険福祉協会.
- 金子善彦, 1987, 「老人虐待」, 星和書店.
- 宗像恒次・川野雅資, 1994, 「高齢者社会のメンタルヘルス」, 金剛出版.
- 小野ミツ・小西美智子, 2003, 「在宅要介護高齢者に対する介護者の虐待と対人距離」『日本地域看護学会誌』6(1): 49-58.
- 緒方泰子・橋本廸生・乙坂佳代, 2000, 「在宅用介護高齢者を介護する家族の主観的介護負担」『日本公衆衛生雑誌』47(4): 307-319.
- 高崎絹子, 1998, 「老人虐待の予防と支援—高齢者・家族・支え手をむすぶ」, 日本看護協会出版会.
- 武地一・山田裕子・杉原百合子・北徹, 2006, 「物忘れ外来通院中のアルツハイマー型痴呆患者における行動・心理学的症候と認知機能障害, 介護負担の関連について」『日本老年医学会雑誌』43(2): 207-216.
- 筒井孝子, 2006, 「わが国の要介護認定の特徴と今後の課題」『老年社会科学』27(4): 445-452.
- 鷲尾昌一・斉藤重幸・荒井由美子・高木覚・大西浩文・磯部健・竹内宏・大畑純一・森満・島本和明, 2005, 「北海道農村部の高齢者を介護する家族の介護負担に影響を与える要因の検討: 日本語版 Zarit 介護負担尺度 (J-ZBI) 用いて」『日本老年医学会雑誌』42(2): 221-228.
- 山岡和枝, 1987, 「在宅寝たきり老人介護負担度評価」『日本公衆衛生雑誌』34(5): 215-224.

日韓大学生の余暇生活に関する意識構造比較 — 韓国版アセスメントシートの尺度開発について —

宮本 晋一*

A Comparative Study of Attitude toward Life at Leisure of University Students
in South Korea and in Japan.

Research and Development about standard of South Korea Version assessment seat.

Shinichi Miyamoto (미야모토 신이치)

本研究は、観光立県沖縄の現状と未来を見据え、余暇生活充実のためのツール開発（観光レクリエーション活動の促進とそのための環境整備）と観光に関する意識研究の一環として、まず、近隣諸国で沖縄観光に人気が高まる韓国を日本との意識構造比較から余暇における内発的動機づけ傾向を考察した。次に余暇認識を一元的且つ簡便に捉えることが可能となる尺度、韓国版「余暇生活援助アセスメントツール」の開発とその信頼性について言及した。

その方法としてWeissingerら（1995）によるThe Intrinsic Leisure Motivation Scale（以下ILM）の先行研究に準じ、野村ら（1996）の日本語版を基に韓国版の試作と日韓の意識構造の比較を行った。

その結果、日本と韓国は同じ東アジア文化圏に属しているものの生活風習や価値基準など異なった文化的側面をもっていることが改めて浮き彫りにされた。中でも人生や生活の中での喜びや達成感において、日本は達成感や自己把握など他者とは関係なく「自分の心理の内側が充実」することに喜びを見出す「自分軸」であるのに対し、韓国は自分の能力への自信や自負などによる「他者から羨望される私」という点に喜びを見出す「他人軸」であるという違いが見られた。また、韓国版の因子構造の信頼性、概念の妥当性についても設問項目全体の内的一貫性に対する信頼性は高いとは言いが切れない結果が得られたものの、下位尺度ごとでみる内的一貫性に対する信頼性は高いことが認められた。

キーワード：余暇開発、余暇時間、余暇基準

요 약 (Abstract)

본 연구는 오기나와현의 슬로우 라이프에 관한 연구 [여가생활 충실화를 위한 불 개발에 관한 연구]에 있어서, 근린제국의 여가지향을 관광에 연결시키고자, 특히 근년 한류붐으로 고조된 한국의 여가의식을 파악함과 동시에 한국의 여가상담과 인테크 시의 에세스먼트의 중요성을 고려하여 클라이언트의 여가생활의 현상파악과 여가생활개발원조의 방향성을 모색하기 위한 어세스먼트 툴로서, 일본과 한국의 비교연구로서 Weissinger 위(1995)의 ILM 한국판의 시작과 시안의 검토를 행하였다.

그 결과, 일본과 한국은 같은 동아시아문화권에 속하여 있지만, 생활풍습과 가치기준 등 다른 문화적측면을 가지고 있는 것이 다시 한 번 명확히 나타났다. 특히 인생과 생활에서의 기쁨과 달성감에 있어서, 일본은 달성감과 자기파악 등 타인과 무관하게 [자신의 심리내면의 충실]에서 기쁨을 얻는 [자기축]이 존재하는 것에 반하여, 한국은 자신의 능력에 대한 자신감과 자부 등에 의한 [타인으로부터 갈망받는 자신]이라는 점에서 기쁨을 찾는 [타인축]이 존재한다는 차이를 보였다.

또한 한국판의 인자구조의 신뢰성과 개념의 타당성에 있어서, 전체의 내적 일관성에 대한 신뢰성이 높다고 단언할 수 있는 결과를 얻지 못하였지만, 하위척도별로 보이는 내적 일관성에 대한 신뢰성은 높다고 나타났다.

1. はじめに

近年、余暇活動における価値観は多様化している。総理府の世論調査結果からも、「物質的な豊かさ」より「心の豊かさ」に生活の力点が移行していることが伺える。そして余暇生活に対する認識は、「休養」「疲労回復」とした消極的なものから、各自の自的に応じ、自己の可能性を試し、非日常空間をより多種多様な形態で積極的に楽しむ傾向が高まってきている。

そこで本研究は、観光立県沖縄の現状と未来を見据え、余暇生活充実のためのツール開発（観光レクリエーション活動の促進とそのための環境整備）と観光に関する意識研究の一環として、まず、沖縄観光に人気が高まる韓国を日韓の意識構造の比較から余暇における内発的動機づけ傾向性を考察する。次に韓国版「余暇生活援助アセスメントツール」の開発とその韓国版の信頼性について言及する。

その方法としてWeissingerら（1995）によるThe Intrinsic Leisure Motivation Scale（以下ILM）の先行研究を核とし、理論構成や設問の具体的表現を参考に5セクションからなるワークシートを作成し因子構造の信頼性、概念の妥当性を考察するとともに、韓国における内発的動機づけの関連性を明らかにすることを目的としている。

2. 調査概要

1) 調査対象

日本及び韓国の国立大学及び私立大学の看護・福祉系に在籍する学生を対象とした。

2) 調査方法と時期

本研究は、Weissingerら（1995）の定義に基づいて各要素6設問、24の設問からなるILMと16設問からなるLBSの調査結果から日本と韓国における余暇意識についての傾向比較と分析を試みた。そのため日本語版を韓訳し、5段階回答方式による韓国版のアセスメントシートの試作と試案を試みた。その結果、得られたデータをWeissingerら（1995）による分析の手順に従って

基礎的に統計処理し考察するとともに、尺度開発研究との一貫性についても比較検証を行った。

また訳出にあたっては、現尺度にできるかぎり忠実な逐語訳となるように検討を重ね、日本の大学生については2005年7月、韓国の大学生については2005年の10月の講義の時間等の機会を利用して、設問用紙による調査を行った。

3) 調査内容

調査内容については、Weissingerら（1995）は、ILM尺度開発にあたって、余暇における内発的動機づけ傾向性を「余暇行動において、内発的報酬を求める傾性」と定義している。また、この傾性の強さは、個人人では異なるものであるが、個人の内では比較的安定しており、状況によって変動することも少ないと述べており、この一連の研究知見にしたがって、内発的動機を、自決、適正、傾倒、挑戦、退屈、ワクワクの概念（構成要素によって把握するもの）から日本と韓国の余暇志向について検証し示唆することを試みるものである。

自決* 自己決定は自己のニーズについて明確な自覚（気づき）とこのニーズに従い、自由で自立的な決定をしたという願望によって特徴づけられる。内発的動機において、この要素の得点が高い人は自身の余暇行動を自ら主体的にコントロールしていると実感を求める傾向があり、強固な意思を示す。

適正* 自己の有能性や能力、技能についての情報を与えてくれるフィードバックへの高い関心によって特徴づけられる。この要素の得点の高い人は、自分の有能さを感知しようとして、適格な情報をフィードバックしてくれる余暇行動を選択する傾向がある。

傾倒* 疎外や無関心とは無縁の余暇行動への深い関与（傾倒）によって定義される。この傾向性の強い人は、余暇行動に貴重な意味を見出しており、生活場面において余暇への傾倒を示す。

挑 戦* この要素は、自身の限界を拡大するべく、新たな刺激をもたらす余暇経験を求める傾向として定義される。この傾向が強い人は、自身の技術を少し超えるレベルの余暇行動を選択し、この状況を緊張や不安をもたらす否定的なものとしてではなく、適度な挑戦として楽しむ意向がある。

退 屈** 自己による余暇時間に対する能動性が低く、自身の余暇行動を主体的にコントロールしようとする意志や興味をあまり持っていないことが特徴づけられる。余暇に何をしたらよいかわからない、ダラダラ寝て過ごすなど、余暇時間を生活の中で“単なる余った時間”と捉える傾向が見受けられる。

ワクワク** 余暇に対する期待度が高く、また余暇の存在があることが充実して有意義に過ごすことができる重要な要素だと捉えている傾向が見られる。この得点の高い人は、自身の生活において、時間の有効活用、自己による生活満足獲得に対する意識が高いことが推測できる。
(*Weissingerらの研究による定義に基づく。
**野村らの研究による定義に基づく。)

以上の定義に関する内容にしたがって調査結果から分析を行った。

3. 分析結果

1) 基本統計量からみる考察

①野村氏らの調査と今回日本で実施した調査データを比較し平均値0.5以上の差が見られた設問はQ1(1.14)、Q26(1.27)、Q28(0.88)、Q31(1.01)、Q32(1.64)、Q33(1.25)、Q40(0.82)でありいずれも今回の方が小さな値をとり尺度分類は「ワクワク」及び「SD自決」に属するものであった。

②日本と韓国とで比較すると平均値0.5以上の差が見られた設問はQ7(0.60)、Q9(0.57)、Q22(0.54)、Q23(0.51)でありこれらはいずれも日本の方が小さな値をとり尺度分類は「CP適性」に属するものであった。また

Q13(0.78)は日本の方が大きい値をとり「CM傾倒」に属している。

③野村らの調査における各設問の平均値をみるとQ29「余暇時間に何をしても無駄である」が1.83で最小、Q12「余暇時間は人生において重要」が4.02で最大。標準偏差は0.79～1.24であり、変動係数を算出すると0.203～0.443と比較的安定しており0.4超の設問は3つ(Q25,27,29)いずれも「退屈」に属するものであった。

④日本調査における各設問の平均値をみると野村らの調査と同じくQ29が1.64で最小、Q17「余暇の魅力は自由意志で選ぶこと」が4.25で最大。標準偏差は0.85～1.25であり、変動係数は0.201～0.557とやや変動がみられ0.4超は14個、特に係数最大設問はQ28「もし今、十分なお金を得て働かなくてもいいことになってからもこれからの人生にはワクワクするようなことがたくさんあると思う」であり、0.5超は他2つ(Q27,29)であった。

⑤韓国調査における各設問の平均値をみるとQ13「余暇も重要だが他の方が重要」が1.89で最小、野村らの調査と同じQ12が4.17で最大となっている。標準偏差は0.93～1.51であり、変動係数は0.225～0.611と変動がみられ0.4超は13個、特に係数最大設問は日本と同じくQ28であった。0.5超は他5つ(Q13,27,29,32,35)であった。

⑥この調査すべてにおいてQ28は最も意見の分かれる設問であったことがうかがえる。これは設問文中に仮定が含まれた長文となっていることによる影響もあると思われる。よって本研究で明らかになった研究結果を基に日本語版の設問に対する課題の克服を含め、原尺度のような細分化され各因子間の差別化が明確にされる韓国版を再開発する必要性が明らかとなった。

2) ILM-J、LBS-Jの平均値からの日韓比較

ILM-J(余暇に関する自発性の状況)とLBS-J(余暇における退屈さの状況)の平均値の算出方法は、ILM-Jが設問1～24までの合計値を出し平均したものであり、LBS-Jが設問25～40までの合計値を出し平均したものである。

表1 日本・韓国 基本統計量

日本 = n142、韓国 = n133		1 2 3 4 5					無回答	計	平均	標準偏差
		そう思わない	それほど思わない	どちらでもない	少しそう思う	そう思う				
Q1	自分の思い描くとおりの生活	13.4%	33.8%	24.6%	20.4%	7.7%	0.0%	100.0%	2.7535	1.1558
	韓国	4.9%	35.2%	14.1%	33.8%	5.6%	0.0%	93.7%	3.0149	1.1035
Q2	他の生活面と同様、余暇にも打ち込む	5.6%	24.6%	28.2%	26.8%	14.8%	0.0%	100.0%	3.2042	1.1395
	韓国	2.8%	26.1%	14.8%	35.9%	14.1%	0.0%	93.7%	3.3582	1.1332
Q3	余暇に対して自分の考えがある	5.6%	19.0%	19.0%	35.9%	19.0%	1.4%	100.0%	3.4429	1.1708
	韓国	4.2%	10.6%	9.2%	40.1%	28.9%	0.7%	93.7%	3.8496	1.1180
Q4	余暇の活動での実力発揮のために努力する	13.4%	24.6%	28.9%	19.7%	12.0%	1.4%	100.0%	2.9214	1.2178
	韓国	2.1%	21.8%	19.7%	33.1%	14.8%	2.1%	93.7%	3.4046	1.0868
Q5	自分の能力を少し超える余暇活動を好む	8.5%	26.1%	31.7%	23.2%	10.6%	0.0%	100.0%	3.0141	1.1235
	韓国	5.6%	34.5%	22.5%	21.1%	9.9%	0.0%	93.7%	2.9552	1.1230
Q6	思うような過ごし方ができない	9.9%	38.0%	21.8%	19.0%	9.9%	1.4%	100.0%	2.8071	1.1623
	韓国	9.9%	29.6%	18.3%	28.9%	7.0%	0.0%	93.7%	2.9179	1.1701
Q7	余暇を有効活用できると思う	11.3%	27.5%	37.3%	15.5%	8.5%	0.0%	100.0%	2.8239	1.0935
	韓国	5.6%	17.6%	17.6%	37.3%	15.5%	0.0%	93.7%	3.4328	1.1533
Q8	余暇活動に没頭する	13.4%	23.9%	28.2%	24.6%	9.9%	0.0%	100.0%	2.9366	1.1923
	韓国	10.6%	26.1%	23.2%	26.8%	7.0%	0.0%	93.7%	2.9328	1.1451
Q9	人は私を余暇の達人と見ている	21.8%	26.1%	43.7%	5.6%	2.8%	0.0%	100.0%	2.4155	0.9839
	韓国	7.7%	25.4%	30.3%	21.1%	9.2%	0.0%	93.7%	3.0000	1.1172
Q10	手応えのある挑戦的な活動を好む	11.3%	16.2%	35.9%	23.2%	12.7%	0.7%	100.0%	3.0993	1.1668
	韓国	4.2%	19.0%	16.9%	28.9%	24.6%	0.0%	93.7%	3.5522	1.2113
Q11	余暇活動が生活の中心を占めている	9.9%	22.5%	33.8%	22.5%	11.3%	0.0%	100.0%	3.0282	1.1420
	韓国	4.2%	23.2%	23.2%	31.0%	12.0%	0.0%	93.7%	3.2537	1.1015
Q12	余暇活動は人生において重要	1.4%	3.5%	13.4%	38.7%	43.0%	0.0%	100.0%	4.1831	0.8962
	韓国	2.8%	3.5%	7.0%	42.3%	38.0%	0.0%	93.7%	4.1716	0.9381
Q13	余暇も重要だが、他の方が重要	9.2%	31.0%	46.5%	10.6%	2.8%	0.0%	100.0%	2.6690	0.8890
	韓国	40.1%	31.7%	13.4%	6.3%	1.4%	0.7%	93.7%	1.8872	0.9898
Q14	新しいことに挑戦してみたい	3.5%	16.2%	19.0%	39.4%	21.1%	0.7%	100.0%	3.5887	1.1024
	韓国	2.8%	13.4%	16.9%	32.4%	27.5%	0.7%	93.7%	3.7444	1.1258
Q15	やりがいのある余暇活動が楽しいと思う	1.4%	9.9%	35.2%	33.8%	19.7%	0.0%	100.0%	3.6056	0.9599
	韓国	4.9%	19.0%	26.1%	27.5%	15.5%	0.7%	93.7%	3.3308	1.1397
Q16	余暇活動から自分の有能さを体感	9.2%	28.9%	45.8%	9.2%	7.0%	0.0%	100.0%	2.7606	0.9888
	韓国	4.9%	19.7%	33.1%	23.2%	12.7%	0.0%	93.7%	3.2164	1.0924
Q17	余暇の魅力は自由意志で選ぶこと	1.4%	2.1%	12.0%	39.4%	45.1%	0.0%	100.0%	4.2465	0.8521
	韓国	3.5%	7.0%	12.0%	40.8%	29.6%	0.7%	93.7%	3.9323	1.0459
Q18	難しい余暇活動では楽しめない	9.9%	28.2%	28.9%	24.6%	8.5%	0.0%	100.0%	2.9366	1.1249
	韓国	19.7%	26.8%	16.9%	21.1%	9.2%	0.0%	93.7%	2.7313	1.3045
Q19	余暇活動では妥協したくない	2.8%	12.7%	44.4%	24.6%	15.5%	0.0%	100.0%	3.3732	0.9865
	韓国	4.2%	22.5%	28.9%	26.1%	12.0%	0.0%	93.7%	3.2164	1.0924
Q20	余暇は最も得意とするところだ	5.6%	21.1%	42.3%	22.5%	7.7%	0.7%	100.0%	3.0567	0.9912
	韓国	4.2%	31.0%	35.2%	19.0%	3.5%	0.7%	93.7%	2.8722	0.9408
Q21	余暇時間充実のための手段を把握	9.2%	28.2%	32.4%	20.4%	9.9%	0.0%	100.0%	2.9366	1.1186
	韓国	2.1%	27.5%	24.6%	24.6%	13.4%	1.4%	93.7%	3.2273	1.1023
Q22	余暇活動は私に自信を与える	7.0%	22.5%	45.1%	20.4%	4.9%	0.0%	100.0%	2.9366	0.9544
	韓国	2.8%	16.9%	21.8%	36.6%	15.5%	0.0%	93.7%	3.4925	1.0673
Q23	余暇は自分の有能さを気付かせてくれる	3.5%	21.1%	39.4%	28.9%	7.0%	0.0%	100.0%	3.1479	0.9524
	韓国	2.8%	8.5%	22.5%	42.3%	16.2%	1.4%	93.7%	3.6667	0.9781
Q24	自分のやりたいことを最優先する	1.4%	7.0%	14.8%	41.5%	35.2%	0.0%	100.0%	4.0211	0.9563
	韓国	3.5%	8.5%	12.0%	33.8%	35.9%	0.0%	93.7%	3.9701	1.1032
Q25	余暇時間はダラダラ続くものである	11.3%	21.1%	34.5%	26.1%	6.3%	0.7%	100.0%	2.9504	1.0910
	韓国	9.9%	27.5%	28.2%	21.8%	4.9%	1.4%	93.7%	2.8409	1.0760
Q26	余暇時間中、自分のことに没頭できる	20.4%	34.5%	33.8%	9.2%	1.4%	0.7%	100.0%	2.3617	0.9582
	韓国	19.7%	37.3%	21.8%	9.2%	5.6%	0.0%	93.7%	2.3955	1.1038
Q27	余暇時間は退屈である	33.1%	31.7%	23.2%	7.7%	4.2%	0.0%	100.0%	2.1831	1.1084
	韓国	28.2%	31.7%	17.6%	10.6%	5.6%	0.0%	93.7%	2.3134	1.2041
Q28	十分なお金があり働く必要がなくなってもワクワクするようなことが沢山ある	37.3%	25.4%	17.6%	13.4%	5.6%	0.7%	100.0%	2.2411	1.2473
	韓国	36.6%	19.0%	9.9%	13.4%	14.8%	0.0%	93.7%	2.4627	1.5101
Q29	余暇時間に何をしても無駄である	56.3%	27.5%	12.7%	2.8%	0.7%	0.0%	100.0%	1.6408	0.8616
	韓国	42.3%	24.6%	14.1%	7.0%	5.6%	0.0%	93.7%	2.0522	1.2282
Q30	他に何をやっていいかわからない	14.8%	21.1%	35.2%	26.1%	2.1%	0.7%	100.0%	2.7943	1.0591
	韓国	6.3%	20.4%	24.6%	27.5%	12.7%	2.1%	93.7%	3.2290	1.1540
Q31	余暇時間は私の好奇心を刺激し活発にさせる	12.7%	33.8%	38.7%	12.0%	2.8%	0.0%	100.0%	2.5845	0.9546
	韓国	23.9%	45.1%	14.1%	7.0%	3.5%	0.0%	93.7%	2.1642	1.0127
Q32	余暇体験は人生の重要な一部分である	24.6%	41.5%	22.5%	10.6%	0.7%	0.0%	100.0%	2.2113	0.9590
	韓国	38.0%	35.2%	8.5%	9.9%	2.1%	0.0%	93.7%	1.9552	1.0610
Q33	余暇時間のことを思うとワクワクする	23.2%	32.4%	31.7%	9.2%	3.5%	0.0%	100.0%	2.3732	1.0492
	韓国	12.0%	32.4%	29.6%	15.5%	4.2%	0.0%	93.7%	2.6642	1.0473
Q34	何かしたいけど何がいいかわからない	14.1%	21.1%	36.6%	20.4%	7.7%	0.0%	100.0%	2.8662	1.1313
	韓国	15.5%	21.8%	21.8%	25.4%	9.2%	0.0%	93.7%	2.9179	1.2569
Q35	余暇時間の大半を寝て過ごしてしまう	19.7%	17.6%	27.5%	28.9%	5.6%	0.7%	100.0%	2.8298	1.2128
	韓国	27.5%	21.8%	20.4%	16.9%	7.0%	0.0%	93.7%	2.5000	1.2905
Q36	新しい活動に挑戦するのが好きである	8.5%	23.9%	33.8%	25.4%	8.5%	0.0%	100.0%	3.0141	1.0849
	韓国	19.7%	33.8%	19.0%	13.4%	7.7%	0.0%	93.7%	2.5149	1.2123
Q37	余暇時間中、非常に活動的になる	12.0%	20.4%	35.2%	21.8%	9.9%	0.7%	100.0%	2.9716	1.1461
	韓国	9.2%	29.6%	28.9%	20.4%	4.9%	0.7%	93.7%	2.8120	1.0528
Q38	余暇活動は私の興味をかき立てない	27.5%	31.7%	34.5%	5.6%	0.7%	0.0%	100.0%	2.2042	0.9343
	韓国	18.3%	36.6%	23.2%	11.3%	4.2%	0.0%	93.7%	2.4179	1.0781
Q39	余暇技能を多く身につけていない	5.6%	14.8%	47.9%	25.4%	6.3%	0.0%	100.0%	3.1197	0.9339
	韓国	5.6%	23.9%	27.5%	24.6%	12.0%	0.0%	93.7%	3.1567	1.1296
Q40	余暇時間にはいつも何かすることがある	21.8%	30.3%	31.7%	12.7%	3.5%	0.0%	100.0%	2.4577	1.0760
	韓国	19.0%	26.1%	23.9%	16.9%	7.7%	0.0%	93.7%	2.6642	1.2198

①日本調査におけるILM-J、LBS-Jの平均値をみるとILM-Jは日本の場合が、3.16と余暇に対する自発性が比較的強いと考えられる結果が得られた。このことから推察すると現在取り組んでいるものや興味を持ち始めたものがあるために、平均値がやや高い傾向を示したと考えられる。また、前向きな自発性のため、潜在的に余暇に対する余裕があるものと考えられる。

②LBS-Jの平均値をみると日韓ともに2.5程度である。この結果から分かることは、余暇における退屈感があまりないということである。ILM-Jがやや高いこともあり、平均的に現在取り組んでいるものや興味を持ち始めたものがあり、余暇生活の援助は必要としていないケースが多いと考えられる。また、余暇の認識がさらに向上することで、退屈感が解消されると思われる。

③韓国の調査におけるILM-J、LBS-Jの平均値は、ILM-Jが3.97と余暇に対する自発性が強いことが分かった。特に日本より現在取り組んでいるものが多くあったために、平均値が高い傾向を示したと考えられる。また、LBS-Jは日本と同様に2.57であった。

④上記のこのことから判断すると日本より韓国の学生のほうが自己管理能力が十分にあり、余暇生活援助は特に必要ない学生が多いと考えられる。しかし、さらなる自己開発が可能な状態でもあり、その意味では個人を対象にした余暇生活の援助、日韓の交流に適した余暇開発事業を展開する要素は十分にあることが分かった。

3) 尺度の信頼性測定

Cronbachの α 係数が日本0.650、韓国0.623と両国ほぼ同レベルとなっており全体に対しての内的一貫性に対する信頼性は高いと言いきれない結果となった。しかし下位尺度ごとでみると日本の「挑戦」「退屈」「ワクワク」、韓国の「ワクワク」についての内的一貫性に対する信頼性は高いことが認められた。また両国ともに低かった下位尺度は「自決」となっており、野村ら

及びWeissingerらの調査においても同様の傾向が見られることからこれについては尺度策定の再検討も考慮に入れるべきであろう。(表2)

表2 尺度全体、下位尺度ごとの平均、標準偏差、 α 係数

	日本 n=142			韓国 n=133		
	平均	sd	α	平均	sd	α
全 体	2.91	.247	.650	2.99	.267	.623
自 決	3.35	.595	.545	3.47	.589	.494
適 性	2.85	.625	.693	3.27	.650	.648
傾 倒	3.23	.622	.632	3.13	.600	.563
挑 戦	3.18	.799	.808	3.26	.680	.599
退 屈	2.57	.669	.792	2.66	.663	.689
ワクワク	2.52	.638	.746	2.45	.666	.710

sd:標準偏差 α :Cronbach's coefficient alpha

4) 因子分析

野村ら(1996)やWeissingerら(1995)の研究を参考に日本と韓国のデータから、固有値1.0以上をとる因子抽出による因子分析を行い、因子抽出後の共通性、バリマックス直交回転を行った後の8つの各因子の固有値と寄与率及び累積%を示したものである。その結果日本と韓国では抽出因子の順序や因子そのものが異なるものの、日本版では全分散の62.8%が、韓国版では60.9%が説明されることとなった。

①日本版について

日本のデータからは第1因子として「達成感」のようなものが挙げられる。余暇活動とは「遊び」的な要素が大きいものとはいえ、その活動を通して自分の能力がさらに熟練度を増したことを感じるような「手応え」や「やりがい」があるものを好むようである。単なる時間つぶしのような真剣さや手応えがないようなものでは余暇を充実させるという意識にはなりにくく、これは裏を返せば活動対象として何らかのかたちで「達成感」を得られるようなものを好む傾向があることを示唆しているのではないかと推測される。次いで第2因子として余暇は「退屈」「無駄」「やることが不明」などが挙げられている。「余暇」の定義として“生活のための時間とは別の時間”ということ調査票のはじめに注意書きをしてはいたものの、「余暇」の概念や意識を持って実際に計画的に日々の時間の中に組み込んでいるわけではないことに起因していると推測される。

普段の生活の中で「生活のための時間」と「余暇時間」を明確に区別して過ごしている人はまだそう多くないことから「余暇=余った時間」といったイメージがあるようである。よって余暇時間をいかに作り出し、いかに過ごそうとするか、はつきり自己把握されていない人の層、言わば余暇に対して能動性の弱い層の存在があることが推測される。そして第3因子として、はつきり自己把握をして余暇活動を自分の意思決定に基づいて有意義に過ごしている前述の第2因子と対極的な余暇に対する能動性が高い「余暇満喫者層」の存在が浮かび上がっている。第4因子として「ワクワク」「好奇心を刺激」など余暇に「生活の“スパイス”」のようなものを求めることが挙げられている。そして第5因子として余暇に「打ち込む」「生活の中心」など「没頭」が挙げられる。ここまでの第1～第5因子までで「余暇」に対する意識の半分を説明することができる。そして以下寄与率はあまり高くはないが第6因子として自分の能力を発見しそれが自分の自信につながるなど「自己発見」、第7因子に「寝る」「ダラダラする」なども含めて余暇に何をするか自分のしたいことを自分で選択して自由に行く「選択自由」、第8因子として自分の意識の中で確固たる考えを持つ「自律性」が挙げられる結果を得た。

②韓国版について

韓国データからは、第1因子として没頭する、努力する、自己コントロールができる、独立性や有能性を自負するなど、一見バラバラな要素が挙げられているように思えるが、自分の「能力を自負」するような項目軸としてとらえることができる。自分の思い描いたとおりの余暇活動に打ち込み没頭できるような環境をつくること、その環境づくりを実現させることは、彼らにとって自分の有能さを表現することに値するのかもしれない。さらにあくまで仮定であるが、もう一步展開すると、自己の有能さを表現することにより自己の内的コミュニケーションとして“他者からの「有能な私」へのまなざし”を感じることで「満足」や「誇り」を得ているのかもしれない。第2因子として把握、や

りがいい、能力、自信、発見などのキーワードが挙がり、アグレッシブな姿勢をもって努力することで自己実現を繰り返しながら人生を歩むという、言わば「自己実現積極型」タイプの存在がうかがえ、これは第1因子とも近いイメージを抱くことができる。そして第3因子として退屈、したいが不明、寝る、興味なし、無駄などのキーワードより、余暇時間の充実を自らはかるという意味での能動性が弱く、日本の第2因子とも似ているが、やはり生活時間と余暇時間を区別して特別何か目的を持って行うということではなく、前述の第2因子の対極として「余暇行動消極型」の存在があることを推測することができる。第4因子として手応え、チャレンジなど「挑戦」が、第5因子として「ワクワク」が挙がり、第6因子として自由選択、自己優先など「自己選択」因子が挙げられている。ここまでの第1～第6因子までで余暇に対する意識の約50%を説明することができる。そして以下、寄与率はあまり高くはないが、第7因子として余暇時間の未設計、第8因子として自律性、努力など余暇に対する「積極志向」が挙げられる。

③日韓比較からの考察

日韓ともに「余暇」という時間に対して積極性を持って能動的に設計し行動するタイプとそうでない消極タイプとに2分されている状況を確認することができた。

日本と韓国とを比較すると基本統計量などからも韓国の方が余暇に対する積極性・能動性が強くアグレッシブであることが明らかとなった。また日本と韓国は同じ東アジア文化圏に属しているものの生活風習や価値基準など異なった文化的側面をもっていることが改めて浮き彫りにされた。人生や生活の中で何に喜びを感じるかといった点において、日本は達成感や自己把握など他者とは関係なく「自分の心理の内側が充実」することに喜びを見出す「自分軸」であるのに対し、韓国は自分の能力への自信や自負などによる「他者から羨望される私」という点に喜びを見出す「他人軸」であるという違いが見られた。余暇とは生活する上において絶対的に必要なものというよりはむしろ余暇の時

表3 日本 因子負荷量

	因子1	因子2	因子3	因子4	因子5	因子6	因子7	因子8	共通性
	達成感	余暇の 区別なし	自己把握 能力	生活の スパイス	没頭	自己発見	選択の 自由性	自律性	
挑戦	.9681	-.0731	.1211	-.0540	.0833	.0588	-.0319	-.0523	.9744
Q10 手応え活動好む	.8311	.0083	.1054	-.0495	.0924	-.0124	.0187	.0082	.7135
Q5 能力超活動好む	.7781	-.0819	.1409	.0510	-.0694	.0196	-.0681	-.0101	.6446
Q14 挑戦意欲	.6842	.1166	-.2289	-.1142	.0862	.1364	.2167	.0604	.6238
Q15 やりがいい好む	.6595	-.0104	.0430	-.0523	.1435	.1999	.0698	-.1647	.5321
Q4 実力発揮努力	.6356	-.1281	.3464	-.0655	.0960	-.1773	-.1921	-.0471	.6245
Q36 新チャレンジ好き	-.6004	-.0776	.0432	.3744	-.1816	-.2639	-.0056	-.2704	.6844
Q18 難しい余暇嫌い 全体	.5772	-.2114	.0818	.0002	.0171	.1344	-.1564	-.0901	.4354
Q16 自己有能性体感	.5638	.3824	.5605	.2466	.2767	.1313	.2133	.0446	.9804
退屈	.3541	.1861	.3281	-.1651	-.0745	.3139	.1993	-.2467	.4996
Q27 退屈なもの	-.1244	.8789	-.1630	.3160	-.0715	-.0417	.1677	-.0941	.9582
Q30 やること不明	-.0716	.7017	.0696	.0245	.1052	-.2763	-.0173	-.0333	.5918
Q29 余暇は無駄	.1295	.7008	-.2489	.1616	-.0713	.1066	-.2122	-.1910	.6940
Q34 したいが不明	.0439	.6812	.2100	.0934	-.1151	-.0033	-.2522	.0241	.5963
Q39 技能少ない	.0645	.6260	-.3031	.3302	-.1612	.1599	.1582	-.0099	.6736
Q40 常にすることあり	-.3446	.6051	-.2479	.1144	.1433	-.0297	.0898	-.0454	.5910
Q38 興味なし	-.0172	.5870	-.1629	.2132	-.0983	-.2072	.0375	-.0304	.4718
Q6 思う過ごし方不可 適性	-.1176	.5131	-.0684	.4085	-.2396	-.2141	.0285	.1404	.5724
Q7 余暇有効活用可	-.0770	-.3889	.3221	.0484	.3311	.0170	.0741	-.0692	.3834
Q9 余暇達人の評価	.3311	-.0918	.6910	-.2650	.0710	.5148	.0342	.1286	.9535
Q1 自分の思い描くとおり 自決	.1306	-.2543	.6888	-.0522	.0912	.1894	-.0344	.2774	.6813
Q3 余暇考えあり ワクワク	.1789	.1030	.6784	-.1675	.0953	.0742	-.1854	.0777	.5859
Q28 ワクワク沢山	-.0098	-.2316	.6337	-.0896	.2458	.0632	.0198	-.0850	.5353
Q37 余暇は活動的	.0991	-.4109	.5864	-.2967	.2993	.0302	.4380	-.0717	.8979
Q31 好奇心刺激	.2700	-.3167	.4220	-.0396	.1078	-.0558	.1028	-.1160	.3916
Q21 充実手段を把握	-.1587	.3432	-.0762	.7896	-.2991	-.2517	-.1017	-.0657	.9397
Q32 余暇体験人生で重要	-.0801	.0363	-.0652	.6491	-.0952	.2834	-.0537	-.1099	.5376
Q20 余暇得意	-.0410	.2301	-.0735	.6343	-.0297	-.2602	.0410	-.3335	.6438
Q12 余暇人生で重要 傾倒	-.0907	.3593	-.1464	.6301	-.1256	-.0397	-.0553	.1709	.6053
Q11 余暇が生活中心	.0314	-.2009	.4198	-.5668	.1274	.0812	.1058	-.0282	.5736
Q8 余暇に没頭	-.0938	.1680	.0078	.5653	-.3623	-.2362	-.0537	.3588	.6753
Q2 余暇にも打ち込む	-.0812	-.0853	.3692	-.4737	-.0589	.1169	.2459	.1629	.4787
Q26 没頭できる	.1769	-.0203	.0031	-.1248	.7594	-.0125	.0179	-.1491	.6468
Q22 余暇自信付与	.1955	-.1335	.3690	-.2519	.7547	.1135	.0366	.3432	.9572
Q23 自己能力発見	-.1070	.1135	.3692	-.1809	.5612	.1140	.1129	.0468	.5363
Q33 余暇はワクワク	.2891	-.1817	.2491	-.0967	.5587	-.0071	.0902	.2990	.5977
Q24 自己最優先	.2554	-.1809	.3994	-.1594	.4937	.1617	-.1824	.0870	.5936
Q17 余暇は自由選択	.0007	-.1071	.0497	.3950	-.4019	-.1096	-.2369	-.0740	.4051
Q25 ダラダラ	.3160	-.1483	.2962	-.1662	.0565	.6703	-.0521	.1087	.7042
Q35 寝る	.3869	-.1386	.2478	.0033	.1625	.6463	-.0434	.0935	.6850
Q13 余暇より他重要	.1577	.2692	-.0082	.3424	-.2186	-.4441	-.1927	.0635	.5008
Q19 余暇妥協しない	-.0783	-.0367	.0624	-.1249	.1438	.0161	.6984	-.0614	.5394
固有値	-.2171	-.1615	-.0100	-.2521	.0068	-.0296	.6598	.1662	.6007
寄与率(%)	-.2547	.4552	.0363	.1053	-.0700	.0512	.5016	-.2799	.6219
累積	-.0893	.3057	-.2126	.3642	.0144	-.0243	.4121	-.0411	.4516
	-.2523	-.0342	.0489	-.0311	.0416	.0602	-.0369	.5639	.3929
	.2964	-.1657	.1650	-.3136	.2886	.0776	.1304	.4304	.5324
固有値	5.9410	5.3730	4.4871	4.4059	3.2476	2.2483	2.2308	1.5766	29.5103
寄与率(%)	12.64	11.43	9.55	9.37	6.91	4.78	4.75	3.35	
累積	12.64	24.07	33.62	42.99	49.90	54.69	59.43	62.79	

因子抽出法: 主成分分析・回転法: Kaiser の正規化を伴わないバリマックス法
a 9 回の反復で回転が収束しました。

間をどう作りどう過ごすかなどすべてにおいて比較的自由に選択するものであるため「自分の意思」「価値基準」というものが最も表れやすいもののひとつであると考えられる。日韓の「余暇に対する意識」の相違点を比較することは余暇の背景に存在する価値意識を知

るうえで大変興味深い発見を与えてくれるものであった。

4. おわりに

本研究はWeissinger (1995) の人間の性格と境遇との関係を明らかにする先行研究が野村ら (1996) 「人間の

表4 韓国 因子負荷量

	因子1	因子2	因子3	因子4	因子5	因子6	因子7	因子8	共通性
	有能さ 自負	自己実現 積極的	余暇行動 消極的	挑戦	ワクワク	自己選択	未設計	自律性	
傾倒	.7993	.3035	-.0388	.0834	-.1599	.1489	-.1979	.1974	.8654
Q2 余暇にも打ち込む	.7049	.1676	-.0839	-.1263	-.1084	.0424	.0594	-.1289	.5817
Q8 余暇に没頭	.6868	.0870	-.2019	.1631	-.2254	.0482	-.0533	.1100	.6147
Q9 余暇達人の評価	.6652	.1931	.0094	.1479	-.0342	-.1002	-.0187	.0364	.5146
Q5 能力超活動好む	.5848	-.1159	-.0107	.3196	.1154	-.0025	.1041	.0112	.4820
全体	.5519	.5485	.3806	.2605	.3464	.0639	.1057	.0498	.9559
Q11 余暇が生活中心	.5264	.4502	.1321	-.0565	-.1403	.0984	-.1336	.1176	.5614
Q1 自分の思い描くとおり	.5188	.0475	-.1802	.1071	-.1011	-.0385	-.1040	-.2082	.3812
Q7 余暇有効活用可	.4648	.1696	-.3403	.1239	.0126	.2739	-.1663	-.0113	.4789
Q3 余暇考えあり	.4628	.2666	-.2482	.0332	-.0671	.1952	.4328	.2169	.6249
Q4 実力発揮努力	.4605	.3017	-.2477	.2921	-.1655	-.0284	.1209	.3061	.5863
Q21 充実手段を把握	.1193	.6567	-.1681	.0327	.0213	-.0061	.1028	.1735	.5159
適性	.5025	.6535	-.0021	.3116	-.0076	.2643	-.1797	.0080	.8788
Q15 やりがいい好む	.0683	.6204	.0643	.3718	.0181	-.1575	.2170	-.1296	.6209
Q16 余暇から自己有能体感	.2221	.5919	.1623	.1575	-.0774	.1117	.1650	-.2769	.5732
Q40 常にとることあり	-.1046	-.5851	.0827	.0629	.1860	-.0782	.0898	-.0230	.4134
Q22 余暇自信付与	.0376	.5621	.1675	.3295	-.0764	.3350	-.3087	-.0540	.6703
Q23 自己能力発見	.1308	.5448	-.0287	.3660	.0848	.3796	-.2046	-.0710	.6469
Q12 余暇人生で重要	.2967	.4226	-.1398	.1429	-.2679	.3942	.2446	.0079	.5937
退屈	-.1558	.0362	.8971	-.0497	.2094	-.1521	.2511	.0882	.9707
Q34 したいが不明	-.0732	-.2300	.6952	.0339	-.3355	-.1592	-.1241	-.0121	.6961
Q35 寝る	-.1323	-.0387	.6736	.1370	.2318	-.1350	-.1978	.1330	.6202
Q27 退屈なもの	-.0994	.0457	.5936	-.2128	.3557	-.0768	.1914	-.0840	.5858
Q38 興味なし	-.1616	.2002	.5608	-.3744	.2061	-.1979	.1074	.0134	.6142
Q29 余暇は無駄	.0533	.3125	.5119	-.1610	.0763	-.4428	.2356	.1594	.6713
Q39 技能少ない	-.3494	.0619	.4358	.0111	.2392	.2587	-.0295	.2574	.5072
挑戦	.3518	.4014	-.1737	.7469	-.0424	-.0421	.2154	-.0489	.9253
Q10 手応え活動好む	.1308	.1707	-.1307	.7227	-.0285	-.0391	.0055	.0927	.5965
Q36 新チャレンジ好き	-.0876	-.0361	.0724	-.7088	.2281	-.1998	-.0254	.0195	.6096
Q14 挑戦意欲	.0802	.1296	.1371	.7069	-.1235	.1390	.0876	.0027	.5840
ワクワク	-.2248	-.2036	.2130	-.3743	.7358	-.3319	-.0300	-.0118	.9301
Q33 余暇はワクワク	-.1326	-.1039	.0104	.1238	.7052	-.1656	.0376	.0008	.5700
Q26 没頭できる	-.0298	-.1526	.2025	-.1381	.6437	-.1795	-.0047	-.2206	.5795
Q28 ワクワク沢山	.0116	.1309	.0986	-.1525	.5984	-.1921	-.0904	.0652	.4576
Q37 余暇は活動的	-.2421	-.0549	.0937	-.2387	.5701	.2154	.0578	.2521	.5657
Q17 余暇は自由選択	-.0526	.1225	-.0459	-.0177	-.1461	.7115	.1745	-.0196	.5785
Q24 自己最優先	-.0525	.0505	-.1814	.0864	-.3395	.6190	.0547	.0613	.5509
自決	.4422	.3900	-.3215	.1028	-.1608	.5477	.1363	-.1304	.8229
Q31 好奇心刺激	-.3156	-.1784	.1538	-.2209	.0661	-.4779	-.2820	-.2988	.6054
Q32 余暇体験人生で重要	-.2081	-.0135	.2766	-.3983	.2769	-.4716	.0813	.0899	.5924
Q30 やること不明	-.1931	-.0432	.1943	.1847	.0462	-.0621	.5860	.0027	.4604
Q13 余暇より他重要	.0682	-.0287	.0253	.0154	.0619	-.1792	-.5636	.0448	.3620
Q25 ダラダラ	.2513	-.1219	.3610	.1394	.1674	.1747	.4356	-.0705	.4810
Q6 思う過ごし方不可	.3110	.0340	-.1361	.0665	.1425	.1793	-.2450	-.5953	.5876
Q19 余暇妥協しない	.3392	-.0538	.1394	.1668	.1404	.1302	-.2258	.5278	.5314
Q20 余暇得意	.3083	.4264	.0621	.0471	.0815	-.0145	-.1487	.4557	.5195
Q18 難しい余暇不快	-.0258	.3031	-.3820	.2372	.0233	-.0532	.2180	-.3911	.4987
固有値	5.5706	4.6027	4.2291	3.8271	3.3836	3.1396	2.1088	1.7734	28.6350
寄与率(%)	11.85	9.79	9.00	8.14	7.20	6.68	4.49	3.77	
累積	11.85	21.65	30.64	38.79	45.99	52.67	57.15	60.93	

因子抽出法: 主成分分析・回転法: Kaiser の正規化を伴わないバリマックス法
 a 20 回の反復で回転が収束しました。

内面的な余暇欲求の個人差や余暇行動」における研究、日本語版「個人余暇アセスメントツール」のLBS及びLSS調査結果において優位な相関関係が見られることからツールの有効性を視野に入れた研究を目的とした。具体的には韓国版のアセスメントツール開発である。

観光立県沖縄の観光環境資源開発・発展のために、近隣諸国の顧客として期待の高まる韓国を日本との意識構造の比較において韓国の余暇認識を一元的に理解できる尺度、「韓国版アセスメントツール」の試案と活用方法を構築するためである。このことは余暇意識の細

分化をより早く察知し対応策を検討するための指針として必要性が高まると思われる。

そこで24の設問からなるILMアセスメントツールと16の設問からなるLBSアセスメントツールから多面的な分析と韓国版の信頼性と妥当性、そして韓国における余暇生活の意識構造を検証するため、調査内容は個々人の余暇に対する価値観や方向性を明らかにするとともに、個々人に対して余暇生活の開発援助の必要性にのみ焦点を絞った。

その結果の集団的平均値からの個人分析及び日韓比較することで、日本と韓国は同じ東アジア文化圏に属しているものの生活風習や価値基準など異なった文化的側面をもっていることが改めて浮き彫りにされた。

ひとつは、韓国学生は余暇生活援助の必要性において、自己管理能力が高く特に援助の必要性がない学生が多いことや余暇認識の退屈状態を検証することができた。

次に人生や生活の中での喜びや達成感を感じる点において、日本は達成感や自己把握など他者とは関係なく「自分の心理の内側が充実」することに喜びを見出す「自分軸」であるのに対し、韓国は自分の能力への自信や自負などによる「他者から羨望される私」という点に喜びを見出す「他人軸」であるという違いが結果として得られた。

また、「尺度の信頼性」で考察したように内的一貫性に対する信頼性において高いとは言いきれない結果と下位尺度ごとでみる内的一貫性に対する信頼性は高い

結果も認められた。このことから多くの可能性は示唆されたものの随所に改善の必要性があることもわかった。

最後に、今後は質問項目を再検討するとともに二つのアセスメントツールがいかに関連し合い信頼性の高い韓国版アセスメントツールとして韓国における余暇開発の構築に役立てられるように調査対象を拡大させ、さらなる個性や特殊性の理解を追及しながら一般化に向けた検討と改善を行っていききたい。

付 記

アンケート調査にご協力下さった大学関係者・学生諸君に感謝致します。

参考文献

- 1) 野村一路他 「余暇生活設計のためのツール開発に関する研究」自由研究第19号 余暇生活開発・レクリエーション総合研究所 1996
- 2) 野村一路他 「余暇生活設計のためのツール開発に関する研究Ⅱ」自由研究第21号 余暇生活開発・レクリエーション総合研究所 1997
- 3) 茅野弘明他 「余暇生活診断のツール開発に関する研究」自由研究第17号 余暇生活開発・レクリエーション総合研究所 1995
- 4) Weissinger, E. & Banalos, D.L. (1995) Development, reliability and validity of a scale to measure intrinsic motivation in leisure. *Journal of Leisure Research*, 27.